

杉並区実行計画等一部修正案に対する区民等意見概要と区の方針について

1 杉並区実行計画(第1次)

No.	意見概要	区の方針
計画全体について		
1	都市あるいは首都圏の施設整備に際しては、多かれ少なかれ個人の利害に基づいて反対意見が生じるものと考えられる。公共の福祉の増進のために法に基づいて計画決定されたものを、わずかな反対意見のために覆すのは衆愚政治の極みと言わざるを得ない。昨今の声の大きい特定の個人・団体の意見に左右されて何も進めることができない政治・行政の姿は健全とは言えない。	杉並区実行計画を含む各計画は、策定時において、基本的に3年ごとに見直し(改定)を行うとともに、必要に応じて毎年度修正を行うこととしていました。そのため、今般、社会経済環境の変化等に伴う修正のほか、新区長の公約等を踏まえ、令和5年度から新たに取組として計画に盛り込み開始すべきもの、令和5年度以降の取組を早期に修正する必要があるもの等について、各計画の部分修正を行うこととしたものです。
2	この修正案を全て読むのはどの辺りの世代を想定しているのか。カタカナ言葉「ゼロカーボンシティ」「ハード面、ソフト面」などや言い回し「高井戸インターチェンジのオンライン」などが少し気になった。	パブリックコメント(区民等の意見提出手続)は、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。そのためには、多くの方に政策等の案を知っていただき、ご意見をいただくことが重要と考えます。今後も、様々な方法によりパブリックコメントを多くの方に周知し、ご理解いただけるよう努めていきます。なお、理解しづらい用語につきましては、説明や注釈を付記するなどの工夫をしていきます。
施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり		
3	地域の声の一部の人間に限らないよう、広く意見を求めるようお願いする。協議会があるのであれば、条件を狭めずたくさんの方の声を拾ってほしい。	駅周辺まちづくりの取組について、地域に広く情報発信するとともに、区民との幅広い対話を通じて取り組んでいきます。
4	駅周辺まちづくりについては再考してほしい。特に阿佐ヶ谷、西荻は反対意見もたくさんある。浜田山についても京王との関係が不透明である。	駅周辺まちづくりの取組について、地域に広く情報発信をするよう努めていきます。
5	駅周辺まちづくりの推進 西荻窪駅周辺まちづくり方針制定のプロセスをわかりやすくしてほしい。方針案たたき台をまちづくり懇談会メンバーで検討する会を設けてほしい。	西荻窪駅周辺まちづくり方針の策定に当たっては、進め方を含め、丁寧に説明するとともに、地域の皆様との対話を通じて取り組んでいきます。

No.	意見概要	区の考え方
施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備		
6	都市計画道路の整備に関連して、東京都第三建設事務所が事業着手に向けて取り組んでいる都道補助133号線についての明示的な言及がされていない。当該道路は測量開始が予定されている。杉並区の立場として当該道路は効果検証を必要とする時機であると理解している。拙速な結論は不要だが、速やかな検証開始をすべきと考える、効果検証のおおよその時期を示してほしい。	都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。これにより、立ち後れていた区部放射・環状道路や多摩南北道路等の整備が進み、首都東京の活力を生み出し、社会・経済活動や防災などを支える礎となっています。補助133号線につきましては、第四次事業化計画において、優先整備路線として選定していますが、今後の事業化計画策定の際に、東京都全域の将来都市計画道路ネットワークの検証を行い、住民意見をお聞きしながら必要性を確認していくものと認識しています。また、これとは別に、区においては、未着手の路線ごとの整備効果を、例えば、防災機能の強化、温室効果ガス削減など環境負荷の軽減、他には、移動の快適性やアクセス性の向上など、これまでの費用便益分析以外の様々な観点で検証することを考えていますが、具体的な項目や手法につきましては、今後検討していきます。
7	都市計画道路の整備の132号線について、事業認可は取り消し、西荻地域の住民の方々と十分に話し合い、人にやさしい「みんなでつくるみんなのまち」を一緒に作ってほしい。	都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。しかし、東京の都市計画道路の完成率は未だ6割程度で、各所で慢性的な交通渋滞など、様々な課題が生じています。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めており、既に事業認可を取得している路線・区間については、事業の凍結・廃止の考えはありません。ただし、事業化しているからと拙速に進めるのではなく、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、住民主体のまちづくりを共に進めていきたいと考えています。
8	都市計画道路補助 132 号線の事業認可区間については、事業認可を取得していない区間と一体として必要性を検討することが必須であり、その検討が終わるまで、事業認可区間の工事を、一旦、停止するよう、杉並区実行計画(第1次)施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備3都市計画道路の整備(P10)修正案の該当部分を変更すべきである。	都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。現在計画中の都内の都市計画道路については、既に道路ネットワークの検証を行い、必要性が確認されています。事業認可を取得していない区内の都市計画道路については、今後の事業化計画策定の際に、あらためて東京都全域の将来都市計画道路ネットワークの検証が行われ、住民意見をお聞きしながら必要性を確認していくものと認識しています。また、これとは別に、区においては、未着手の路線ごとの整備効果を、例えば、防災機能の強化、温室効果ガス削減など環境負荷の軽減、他には、移動の快適性やアクセス性の向上など、これまでの費用便益分析以外の様々な観点で検証することを考えていますが、具体的な項目や手法につきましては、今後検討していきます。

No.	意見概要	区の考え方
9	都市計画道路は暮らしを支える重要なものとして、多くの方々の知見と議論の結果、計画決定されている。道路には防災機能や環境負荷の軽減機能があるのは明白。改めての検証は時間、労力、経費がかかり、他の自治体から大きく遅れている道路整備がさらに遅れてしまう。計画通りに事業を進めるよう、取り組んでほしい。	ご指摘のとおり、都市計画道路は、防災機能など多様な機能を有する基本的な都市基盤ですが、杉並区の都市計画道路完成率は23区中22番目と遅れています。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。区といたしましても、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、事業を進めていきたいと考えています。
10	「都市計画道路」については全て廃止し、無電柱化のみ実行すれば十分である。立ち退かなくてはならない方から反対の声が上がっている点を考えると杉並区の住民のためと言うより、区外から別の区外へ通り過ぎる人々のための杉並区のスペースを区の税金を使って提供するのはおかしい。また、132号線などは費用対効果はマイナスになる点が大問題だと思う。赤字となるのが分かっている工事をより、そのお金はほかの住民サービスに回してほしい。	都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。しかし、東京の都市計画道路の完成率は未だ6割程度で、各所で慢性的な交通渋滞など、様々な課題が生じています。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。その他のお考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。
11	補助132号線や221号線に対しては沿線住民の反対が強く、2021年度の基本構想案パブリックコメントで反対意見が多数出されている。修正案では「住民との合意形成を図りつつ事業を進めます」と明記し、補助132号線の2024年度「工事」の文言が削除された。これは沿線住民の合意形成ができるまで工事に着手しないことを意味しており、賛成・評価したい。補助216号線、227号線の事業化検討も2023年度以降取り止め、必要性の検証を行うとしたことにも賛成である。	杉並区基本構想では、防災・防犯の分野で「災害に強いまちの基盤づくり」を重点的な取組としていて、都市計画道路の整備はそれを実行するための重要な事業です。また、まちづくり・地域産業の分野でも、「安全・安心で利便性の高い移動環境の創出」を重要な取組としており、そこでも都市計画道路の整備はそれを実行するための重要な事業です。都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。しかし、東京の都市計画道路の完成率は未だ6割程度で、各所で慢性的な交通渋滞など、様々な課題が生じています。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めており、既に事業認可を取得している路線・区間については、事業の凍結・廃止の考えはありません。ただし、事業化しているからと拙速に進めるのではなく、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、住民主体のまちづくりを共に進めていきたいと考えています。実行計画では3ヶ年の取組を示しており、事業認可を取得していない路線・区間については、今後の事業化計画策定の際に、東京都全域の将来都市計画道路ネットワークの検証を行い、必要性を確認していくものと認識しています。

No.	意見概要	区の考え方
12	<p>都市計画道路補助 132 号線の事業認可区間については、事業認可を取得していない区間と一体として必要性を検討することが必須であり、その検討が終わるまで、事業認可区間の工事を、一旦停止するべきであり、本実行計画においても、他の都市計画道路も同様に「道路の事業認可区間も見直しを行い、それから実行計画に書き込む」ことを明記するべきである。</p> <p>例えば、都市計画道路補助 132 号線の事業認可区間については1本の道路の途中で、拡幅などが行われる部分と行われない部分を生む可能性があるが、そうした不整合な道路は道路としての機能が果たせず、いたずらに、まちを荒らすだけに終わることになり、こうした工事への工事費の投入は、税金の無駄遣いにほかならない。</p> <p>さらに、公共事業においては、費用対効果(工事による経済効果÷費用の比率)を調査し、効果÷費用=1.0以上になる事業しか実施しないこととされているのであるが、この132号線の事業認可区間の費用対効果の調査結果は0.5であり、事業の未認可区間を含めた全区間の事業が完成しなければ効果÷費用=1.0以上にならない、とされている。したがって、事業認可区間の工事を進めておいて、検討の結果、未認可区間の工事が取りやめになった場合、効果÷費用=0.5という役に立たない道路になってしまうのである。</p> <p>すなわち、現在の実行計画の事業認可区間の工事の実施は、まさに、税金の無駄遣いになる可能性が大きい。</p>	<p>都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。現在計画中の都内の都市計画道路については、既に道路ネットワークの検証を行い、必要性が確認されています。</p> <p>区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めており、既に事業認可を取得している路線・区間については、事業の凍結・廃止の考えはありません。ただし、事業化しているからと拙速に進めるのではなく、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、住民主体のまちづくりを共に進めていきたいと考えています。</p> <p>未着手の路線につきましては、整備効果を、防災機能の強化、温室効果ガス削減など環境負荷の軽減、他には、移動の快適性やアクセス性の向上など、これまでの費用便益分析以外の様々な観点で検証することを考えていますが、具体的な項目や手法につきましては、今後検討していきます。</p> <p>その他のお考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
13	<p>都市計画道路の整備について、216号線、227号線の都市計画事業が中止にされたことを歓迎する。また、都市計画道路事業にたいして、「効果の検証」「必要性を検討」を行いますという姿勢が打ち出されたことを支持する。</p> <p>しかし、132・221号線は、事業認可されているという理由で、「事業を進めます」としていることには納得できない。特に132号線は認可の半分だけ進めて、駅に近い半分は「検証・必要性を検討」となっている。一本の道路なのだから、132号線事業の全部を検証しなおしてほしい。</p> <p>なお、都市計画道路の「整備」という言葉は適当ではなく、「道路拡幅事業」と記述することを提案する。</p>	P4「実行計画」No.12と同様
14	<p>132号線について、計画と実施の再検討をお願いしたい。</p> <p>計画時から時間が経ちすぎ、現状が、都市計画からは大きく乖離している。ぜひこの時間経過の間に区民によって作られてきた環境について区として認識し、区民と合意していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(区民) 区民による長年のまちづくりを壊すことになる。 ・(区民・関係者) 土地を扱う不動産関係者も長らく実施について懐疑的であり、その認識のもとで近隣の土地は売買されている。 ・(外部) 西荻窪には観光と言えほど訪れる人が多くプラタナスのいまの大きさの並木と商店や街並みが西荻窪のイメージである。せっかく作り上げられたイメージまでが失われてしまう。 <p>まだぎりぎり間に合う。今からでもできる計画に見直してほしい。</p>	
15	<p>132号線については、B/C(道路を整備する際の費用対効果)の問題がまだ検証されていない。工事による経済効果が費用より大きければ、$効果 \div 費用 = 1.0$以上になる。逆に効果が費用より小さければ、1.0未満となり、専門家によれば、赤字事業になった場合は計画を見送るのが当然ということである。132号線の都市計画道路整備については、将来交通量推計や費用便益分や費用対効果調査が実施されているにも関わらず、認可後、初めてその数値が明らかになり、西荻の補助132号線の費用対効果は0.5で大変な赤字ということが判明した。この事実を踏まえながら、なぜ巨額の税金を投入して工事を進行させているのか疑問である。再度この結果を検証するためにも、工事を一旦ストップさせてほしい。またその際の回答としては「将来の費用対効果が見込まれる」などのあやふやな、その場しのぎの憶測ではなく、関連住民が十分に納得できる具体的な回答を求める。</p> <p>計画の必要性や、法的な問題をめぐっても道路問題は解決までに長時間を要することがわかっている。その土地は、検討期間中(プレストでも多くの賛同者がいた)イスがあるポケットパークや駐輪場、緑地にと活用させることが可能である。街づくり課の担当者と住民有志、双方が認めた専門家による複合チームを作り、問題解決まで空き地の管理、運営をになうことを希望する。</p>	
16	<p>都市計画道路の整備に関して、事業認可を受けている区間は合意形成を図りつつ事業を進めるというが、なぜ一旦停止できないのかということに関しては説明をしなければならない。また事業認可外の区間についての効果検証も、なんの効果についての検証なのかを明らかにしてほしい。</p>	

No.	意見概要	区の考え方
17	<p>補助第132号線について「認可部分については工事の実施を一旦停止し、未認可部分と合わせた一体的な検討を行う」ことを求める。理由は以下の通りである。</p> <p>1, 去る10月17日に締め切った「杉並区まちづくり基本方針「骨子案」」に対する、550件に余る区民が寄せた意見の多くは道路計画の見直さないし、立ち止まって考える旨の、意見であった。しかし、それを受けて出された修正案は、相変わらず「補助第132号線(事業認可区間)及び補助第221号線は、住民との合意形成を図りつつ、事業を進めます。」としており、大いに問題である</p> <p>2, 認可部分と未認可部分を一体として計画・整備しなければ、不整合で、不合理で、一体としての道路の機能を果たせなくなる。</p> <p>3, また、認可部分のみに土地収用を行った場合、道路が何時幹線道路間をつなぐか予測できず、虫食い地が増えて町が寂れていきかねないうえ、結局道路計画がとん挫した場合の地域へのダメージが大きく、投入された多額の税金が無駄になる。</p> <p>4, なおかつ、事業認可は取り消すことができない訳ではない。まず、すべての杉並区議会議員に「事業認可は取り消せる」ことを理解させたいので、補助第132号線をどうすべきかを検討した方がよい。</p> <p>5, 「事業認可の廃止・返上を行う可能性も考えるという覚悟をもって、まず、事業認可部分の工事を一旦ストップして、未認可部分を含めた一体としての道路の必要性を検討する」事を宣言して欲しい。岸本区長は区政の継続や盤石な基盤を築きつつ、まずは「補助第132号線計画は一旦立ち止まる」を実現してほしい。</p>	<p>都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。</p> <p>区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めており、既に事業認可を取得している路線・区間については、事業の遅延させる考えはありません。ただし、事業化しているからと拙速に進めるのではなく、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、住民主体のまちづくりを共に進めていきたいと考えています。</p> <p>その他のお考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。</p>
18	<p>補助第221号線の整備だが、「事業認可を取得後、整備に向けた取組を進めます」から「住民との合意形成を図りつつ、事業を進めます。事業認可を取得していない区間については、防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い、その結果を踏まえて必要性を検討します」と修正されている。</p> <p>本都市計画道路の近隣には令和2年4月に開校した高円寺学園がある。小中一貫教育校となり児童の通学路が隣接している道路となる。補助第221号線の都市計画道路の整備はその地域における防犯上や災害時の安全対策、歩車分離による歩行者の安全面の確保(子どもたちが安心して歩行できる道路)、中野区の開発により杉並区高円寺の商圈拡大による経済的利益が望まれている。住民との合意形成を図るとあるが、どの範囲の住民なのか明確に示してうえで修正案としてほしい。修正案で記されている対話とはどのようなものなのかの明確に示すとともに、明確な進め方を明記すべきであると考え。また、事業を伸ばすのであればその間の安全面(現在は片側路側帯のみで大変危険)をあわせて施策を講じる約束をしてほしい。</p> <p>さらに、杉並区長が区長選で話していた高円寺地区の再開発反対に対する計画道路だが、選挙当時は高円寺北口にある高円寺純情商店街に位置する計画道路であったかと思う。この道路については一切修正案に記されていない。高円寺地区の住民のなかには補助221号線と誤解を生じ混乱にしている住民もいる。こちらの選挙当時反対していた計画道路についての今後についても明確な方針を記してほしい。</p>	

No.	意見概要	区の考え方
19	<p>実行計画の都市計画道路の整備で事業認可の区間についても、改めて立ち止まって住民との合意をとることを求める。その理由は、対象地域の住民や商店主にとり生活と生計の根本、地域住民にとってはどのような街に生きるか街づくりにかかわる問題であるにもかかわらず、十分に話し合いが行われずに住民の意向を無視して計画の事業認可だけを急いで進められてきていることである。</p> <p>杉並区自治基本条例では、前文で「地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが自治の基本である」として、第13条2項で「区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等の協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない」と執行機関の組織及び職員の責務を明らかにしている。この間の対応を見ていると、とても協働する姿勢がみえない。実施を前提にした合意形成では、住民の意見をくみ上げずに押し付けることになる。</p>	<p>都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。</p> <p>区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めており、既に事業認可を取得している路線・区間については、事業の凍結・廃止の考えはありません。ただし、事業化しているからと拙速に進めるのではなく、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、住民主体のまちづくりを共に進めていきたいと考えています。</p> <p>その他のお考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。</p>
20	<p>都市計画道路補助 132 号線の「事業認可区間」も一度リセットして、住民と話し合い、その中で道路はどうあるべきかを考えることが重要。</p> <p>街づくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の確定の時期を遅らせて、十分な検討を行うべき。</p>	
21	<p>132号線、221号線の事業認可区間については、工事を中止せず、「住民との合意形成を図りつつ」とはいいながら工事を進めるという方針案を都市計画審議会に提出しようとしている。しかし、132号線の工事計画1070mの内、認可部分は途中までの606m、未認可部分と一体として計画・整備しなければ不整合かつ不合理で、道路の機能を果たせなくなる。</p> <p>さらに、認可区間、未認可区間を含めた街づくりについて区長の意見聴取やアンケート実施中にもかかわらず、工事推進という区の方針案(都計審提出)を策定することは「認可区間の拡幅中止を前提とした街づくりは認めない」という方針を区が示すものであり、区長の意見聴取などの手続きを無視し、形骸化し、ないがしろにするものである。「住民との合意形成を図りつつ、事業を進め」ということは「むりやり工事推進という方針への合意を形成させる」という事に他ならない。こうした理由から、「補助第132号線、221号線の事業認可区間についても、工事の計画・実施を一旦停止し、事業認可を取得していない区間と合わせて、防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い、その結果を踏まえて一体的な必要性を検討します。」といった文言に修正することを求める。</p>	

No.	意見概要	区の考え方
22	<p>西荻窪の補助132号線拡幅計画に関し、以下、意見する。</p> <p>東京ガスの移転や区長の交代、気候変動等の様々な要素により、132号線の第一期区間に事業認可が下りた当時と現在とでは状況がまるで異なる。事業認可済／未取得を問わず、今一度、計画の妥当性や必要性を再検証すべきと考える。両側に歩道があり、交通事故も交通渋滞もない132号線を拡幅するという計画には理がない。この計画をそのまま推進した場合の、そこで失われる街並み、文化、コミュニティ、公金、区政への信頼は計り知れない。どうか沿道住民の声を広く吸い上げると共に、現在の環境や価値基準、状況の上に立った再検証を強く求める。</p> <p>「防災性の向上」を年計画道路の整備根拠とされているが、「防火」道路の定義は幅12メートルであるのに対し、132号線は幅11メートルである。このたった「1メートル」のために250億円の税金を費やすというのはあまりにナンセンスではないか。そもそも道路の持つ(とされている)「防火」としての機能は論説として廃れつつあり、それよりも重要視されているのはコミュニティの住民による初期消火である。巨額の費用をかけた道路拡張よりも、コミュニティの中での防災訓練や使い易い消火設備の配置に注力すべきと考える。</p> <p>杉並区のまちづくり条例では、基本理念として区・区民・事業者が①協働の理念の下に、それぞれが役割及び責務を担いながら地域のまちづくりに取り組む②まちづくりに関する必要な情報を共有し、対話を進め、区民の意思が尊重されるまちづくりに取り組む③住宅を中心とした都市としての環境に配慮し、地域の発想を大切にしながらまちづくりに取り組むと、定められている。この理念が杉並区のまちづくりに、都市計画道路に生かされているのか。「条例を作るだけでは意味がない、それを生かさなければ」と区長は言っている。どうかその考えを「まちづくり条例」に振り向けて、今一度「まちづくり」のあり方を再考してほしい。</p> <p>区が公共工事を決める前に実施した「費用対効果」調査において、132号線の調査結果は「0.5」であった。</p> <p>※工事による経済効果が費用より大きければ、効果÷費用＝1.0以上</p> <p>※効果が費用より小さければ1.0未満→赤字事業</p> <p>赤字事業となることが予めわかっているのであれば、着手を見送るという判断が妥当ではないか。杉並区の都市整備部部はこの「効果」のない事業を執拗に推し進めているが、一体何故なのか。田中前区長は西荻窪駅南口の再開発を“公約”としていた。</p> <p>再開発地域にタワーマンション群を建てるには、事前に道幅を拡幅し、容積率をアップしておくことが必要である。だからなんとしても都市計画道路工事で拡幅実現を、というのが主たる理由であると推察する。都市整備部部は、田中前区長のエゴに塗れた事業計画に執着するのではなく、岸本新区長の公約や考えをいかに実現していくかに知恵と時間、労力をきちんと注いでほしい。</p> <p>ゼロカーボンシティとしての取り組みと都市計画道路の整備というのは、どう考えても整合性が取れない。人口も車も減少していくことが明らかな今、無用な道路拡張事業を進めるのではなく、今あるものを生かした、住民の意思の尊重された計画となることを望む。</p> <p>132号線は「区施工」の優先整備計画である。東京都に対し杉並区が事業認可の取り消しを求めれば、事業認可の取消は可能である。この「事業認可取消」こそが、我々区民がさきの区長選で最も強く岸本新区長に望んだことのうちのひとつである。</p>	<p>都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。現在計画中の都内の都市計画道路については、既に道路ネットワークの検証を行い、必要性が確認されています。</p> <p>区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めており、既に事業認可を取得している路線・区間については、事業の凍結・廃止の考えはありません。ただし、事業化しているからと拙速に進めるのではなく、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、住民主体のまちづくりを共に進めていきたいと考えています。</p> <p>その他のお考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
23	<p>都市計画道路の整備 補助132号について、事業認可区間について、どのような方法で住民との合意形成を図るのか。事業認可を取得していない区間については効果検証を行うとのことだが、検証作業自体に区民が関わることができるのか。専門家だけでなく、住民意見も取り入れるべきではないか。また、都市計画道路が都や国など上位にある自治体との連携が必要な事業だが、都や国の見解と相違が出た場合(たとえば必要なしと判断した場合など)は、どのような調整を行うことになるのか。検証プロセスと他自治体との調整はすべて公開されるべき。</p>	<p>都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。</p> <p>区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めており、既に事業認可を取得している路線・区間については、事業の凍結・廃止の考えはありません。ただし、事業化しているからと拙速に進めるのではなく、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、住民主体のまちづくりを共に進めていきたいと考えています。</p> <p>未着手の路線につきましては、整備効果を、防災機能の強化、温室効果ガス削減など環境負荷の軽減、他には、移動の快適性やアクセス性の向上など、これまでの費用便益分析以外の様々な観点で検証することを考えていますが、具体的な項目や手法につきましては、今後検討していきます。</p> <p>その他のお考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。</p>
24	<p>事業認可を取得していない区間についても、早い段階から地域住民を交える形で検討を進める形を取ってほしい。少しでも地域住民が納得する道路の在り方を公民が一体となって検討すべき。</p>	<p>事業認可を取得していない路線・区間については、今後の事業化計画策定の際に、東京都全域の将来都市計画道路ネットワークの検証が行われ、住民意見をお聞きしながら必要性を確認していくものと認識しています。また、これとは別に、区においては、未着手の路線ごとの整備効果を、例えば、防災機能の強化、温室効果ガス削減など環境負荷の軽減、他には、移動の快適性やアクセス性の向上など、様々な観点で検証することを考えていますが、具体的な項目や手法につきましては、今後検討していきます。</p>
25	<p>補助第132号線の整備については、2024年度の事業計画から工事が除かれ、設計にとどまる修正が施されたことは評価するが、対象沿道住民の合意形成前に、道路拡幅を前提とした用地折衝が残されていることに反対する。</p>	<p>都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。しかし、東京の都市計画道路の完成率は未だ6割程度で、各所で慢性的な交通渋滞など、様々な課題が生じています。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めています。区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めています。ただし、事業化しているからと拙速に進めるのではなく、その町に住む多くの方々との対話を重ね、出来る限りの住民の合意形成に努め、住民主体のまちづくりを共に進めていきたいと考えています。</p> <p>実行計画では3ヶ年の取組を示しており、事業認可を取得していない路線・区間については、今後の事業化計画策定の際に、東京都全域の将来都市計画道路ネットワークの検証を行い、必要性を確認していくものと認識しています。</p> <p>その他のお考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
26	無電柱化や歩道のバリアフリー化は、住民を含めた利用者が安全・安心に移動できる道づくりに直結する施策なので、拡幅ありきではない、杉並区の魅力向上に資する都市計画道路の整備として推進することを求める。	都市計画道路以外の生活道路でも無電柱化やバリアフリー化は行っていますが、都市計画道路の整備に合わせても、それらの施策は行っています。その他のお考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。
27	「まちづくり基本方針(都市マスタープラン)」の改訂にあたって、ゼロカーボンシテの実現に向けた考え方等を取り入れた修正されたことを歓迎する。今まさに次世代への責任として、できれば自治体での目標値なども決めて施策を進めてほしい。更に、児童・生徒の学習でも大いに取り組んでほしい。	区では、「2050ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けた区の環境施策の基本的な方向性を示す「環境基本計画」を策定しました。この計画において、まずは令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成12(2000)年度比で50%削減するカーボンハーフを目標にし、その目標に向けた各指標と目標値を明記しています。ゼロカーボンの実現には、区民や事業者の環境配慮行動が大変重要な取組であるため、(仮称)気候区民会議を通じて、区民が気候変動問題を自分事として捉え、さらに、気づきや行動変容につながる一助となるよう取り組んでいくとともに、次世代を担う子供たちを中心に、様々な世代に向けた多世代向け環境学習にも取り組んでいきます。
28	道路問題について、防災のためといいながら大手の建設関係の一部の人達の利害がからんでる。今回この問題をクローズアップできた事は区民の知るところとなり、良かったと思っている。今からでも遅くない。一部の建設会社の利益に加担してはならない。住み慣れた地を追いやられる様なことは許せない。ずっとこの場所で商売をしたいという希望を壊してはならない。住民、区民の立場に立った解決をお願いする。	都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラで、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災の観点から、極めて重要な基盤施設です。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町は、共に連携しながら概ね10年間で優先的に整備する路線を選定すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めており、区は、この「事業化計画」に基づき都市計画道路の整備を進めています。なお、お考えにつきましては、ご意見として参考とさせていただきます。
施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備		
29	杉並区長がリーダーシップをとって地球温暖化対策について発信していることに、心から賛同する。まわりには、二酸化炭素の排出削減につながると、なるべく自転車を使うという知人も多い。ただ、駐輪場の料金の設定や、撤去されたときの金額など、自転車で駅等に来るなど言われているように感じる。安価に停められる駐輪場と、撤去手数料の撤廃(減額)を検討してほしい。	区では、自転車駐車場の維持管理や放置自転車の撤去・運搬などの運営経費が必要であるため、公平性の観点から自転車駐車場の使用料及び撤去費用を徴収しています。その一方で、これらの費用に関しては様々なご意見があることも承知しているところです。このため、今後、区民意向調査や区政モニターなどにより、多様な区民意見を聞きながら、財源確保の課題整理と併せて、自転車駐車場の料金のあり方等について考えていきたいと思えます。
施策7 暮らしやすい住環境の形成		
30	「家賃補助制度」による居住支援は良いと思う。70代の方が部屋を借りる際に「年収300万以上、近所に親族が住んでいること」という条件をクリアしないと杉並区では部屋が借りれないと聞かすが、練馬区などでは区の支援で高齢者でも賃貸契約ができると聞いているので、同じような支援があると安心して暮らせる方が増えると思う。	区内で民間賃貸住宅を借りる際にそのような条件を求めていることは把握していません。区では、居住支援協議会と協力して高齢者や障害者等住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、アパートあっせん事業等入居支援を実施しています。引き続き、適切に居住支援を実施していきます。なお、家賃助成制度につきましては、令和5年度中に、他区の事例なども参考に、区民ニーズを把握しながら規模や対象などを検討していきます。

No.	意見概要	区の考え方
31	住宅確保などこれまで未整備すぎた案件であるので、適切に進めてほしい。	区では、居住支援協議会と協力して高齢者や障害者等住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、アパートあっせん事業等入居支援を実施しております。引き続き、適切に居住支援を実施していきます。 なお、家賃助成制度につきましては、令和5年度中に他区の事例なども参考に、区民ニーズを把握しながら規模や対象などを検討していきます。
32	住宅確保要配慮者についての居住支援は、進めていくべき。高齢者や貧困層などネット環境も整っておらず、自ら区役所へ足を運ぶ方も少ないのではないかと。区の方から積極的にアプローチしていける方法も考えていくと良い。	区では、居住支援協議会と協力して高齢者や障害者等住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、アパートあっせん事業等入居支援を実施しております。引き続き、適切に居住支援を実施していきます。 また、いただいたご意見を福祉部門など関係各所で共有し、居住支援を必要とする方に支援が十分に行き届くよう努めていきます。
33	住居確保配慮者の住居支援の充実について 区内在住の車いす使用者である。事情があり杉並区内での引っ越しを考えているのだが、家賃が高騰している上、車いすのままですと生活するとなると契約を結んでくれる大家がなかなかいない。もう数年、住みづらい環境で過ごしている。 一日一緒にいる介助者のことと、自分のプライバシーを保持することを考えると二部屋は必須だが、この事情は周囲に理解されず、あくまで私は単身者である。同居できる家族はいない。 都営住宅に住みたいと思っているのだが、現在、杉並区の区営住宅は単身者向けには募集されていない。住宅課に何度も問い合わせ、介助者との事情も説明したが、応募資格がないと言われてしまい、入居のチャンスすらない。 区営住宅の募集を、単身者にも広げてほしい。そして、公的介助を受けて生活している車いす使用者の場合、泊りがけの介助が必要なので、実質二人暮らしと変わらないことを知ってほしい。	区営住宅の家族世帯向け住戸への入居は都営住宅と同じ同居の親族がいらっしゃることを入居要件のひとつとしており、介護者等の親族以外の方との同居による入居はできません。また、区営住宅の単身者用住戸は区全体で20戸と極めて少ないことから、新たな募集は困難です。単身の応募につきましては、都営住宅の2月と8月の募集の際にお申込みをご検討願います。 また、区では、居住支援協議会において、高齢者や障害者等住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、民間賃貸住宅のアパートあっせん事業等入居支援を実施しておりますので、ご相談ください。
34	「住宅確保要配慮者」への支援のために、家賃助成制度による居住支援の検討が始まることを歓迎する。杉並区に住み続けたいと思っている人は他区にもいる。しかし、障害があったり、シングルマザーになったり、高齢になったり、仕方なく住居費の安価なところへ移動しなければならなくなった人が身近にいる。家賃補助制度を実現してほしい。	家賃助成制度につきましては、令和5年度中に、他区の事例なども参考に、区民ニーズを把握しながら規模や対象などを検討していきます。

No.	意見概要	区の考え方
施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進		
35	<p>再生可能エネルギーの取組導入が叫ばれているが、エネルギー政策は限りなくゼロサムに近いという視点を忘れてはならない。地球が作ってきた資源をあっという間に使い切ってはいけない。とはいうものの、太陽光発電などいわゆる再生可能エネルギーが化石燃料にすべて代替しようと考えるわけにはいかない。その矛盾を確りと考えようということだと思ふ。再生可能エネルギーは他の生態系に影響を及ぼす可能性がある。どこかでメリットを享受しようとすると他の部分でデメリットが生ずるのであり、こうした点を考慮してSDGsとしての視点を十分に尊重しながら考える必要がある。</p> <p>そしてもう一つの視点。装置のスクラップ&ビルドが常に背景に存在し、コストと産業廃棄物としての古い設備の処分の在り方を最初から考えておく必要がある。</p> <p>絶対的な環境にやさしい手法を探る、場合によっては省エネや我慢も施策の一つ。限りなくエネルギーを使い捨ててまで文明の便利さを追求するのか、という視点もあってよい。</p> <p>東京都の戸建て住宅の新規建築において太陽光パネルを義務化するとの方針は、個人に電力事業に参加を義務付けるものでその事業がうまくいかない場合の救済を行政としてどうするのか、設備のリプレースや廃棄、売電収入がコストを賄えなくなった場合の個人の負債をどう処理するのかの逃げ道も考えないと、単なる行政から個人への押し付けである。</p>	<p>気候変動対策として、太陽光発電などによる再生可能エネルギーの活用や建物の断熱などによる省エネルギーの促進は、温室効果ガスの抑制を図るための有用な手段の一つです。区では、再生可能エネルギーの活用のほか、区立施設の断熱化やLED化、一般住宅の断熱改修、LEDへの切替に対する助成など、省エネルギーの促進にも取り組んでいます。</p> <p>ご指摘のあった、再生可能エネルギーが他の生態系にもたらす影響などについては、今後、国や専門機関等での調査を参考にしながら、区としても情報収集に努めていきます。</p> <p>また、ご意見のとおり、太陽光発電設備等に関しては再生可能エネルギーを活用できる反面、使用後の設備の処分について課題視されている面もあります。東京都では、「東京都使用済太陽光発電設備リサイクル検討会報告書」により、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進による「太陽電池モジュールの高度循環利用」などを盛り込んだ方針をまとめていますので、今後、機器のリサイクルも進むことが期待できます。</p> <p>なお、東京都が行った、太陽光発電設備の設置義務化につきましては、今後も東京都の動向を注視してまいりますので、ご理解をお願いします。</p>

No.	意見概要	区の考え方
36	「気候区民会議」は区民が政治に参加する良い機会になると思う。	「2050年ゼロカーボンシティ」実現のため、(仮称)気候区民会議を通じて、区民が気候変動問題を自分事として捉え、さらに、気づきや行動変容につながる一助となるよう取り組んでいきます。今後、先行自治体の事例の研究や学識経験者、区民等との意見交換など、開催に向けた検討を進めていきます。
37	質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進の施策実現に向け(仮称)気候区民会議の開催を通して区民意見を施策に活かす仕組みを是非実現して欲しい。幅広い区民が「2050年ゼロカーボンシティ」を自分事として考え、対話を交わし、「ゼロカーボンシティ」に向け、集会やイベントを繰り返していくことが肝心である。「2050年ゼロカーボンシティ」を広く区民の合い言葉になるよう日常の地道な繰り返しが必要と思う。	
38	区民参加による気候変動対策の推進について、賛成。気候市民会議については、その他の地域の事例を参考に、より効果的に運用できるように、その仕組みについても区と区民や市民団体が協力していけると良い。	
39	「気候区民会議」を開催予定ということで大変期待している。新しい参加型の枠組みを構築する上で、私は気候区民会議の準備委員会にも区民を参加させることを提案する。開催するのであれば、綿密な計画を練らなくてはならない。そして、本物の気候区民会議が実現した先に、提案が政策決定の場でどのように活かされ、実装化されていくのか、結果杉並はどう変わっていくのかまで区民が最後まで伴走するような大きな取り組みにしていきたい。	
40	区民参加による気候変動対策の推進を掲げたことに大歓迎。気候危機問題は全世代の喫緊の課題。児童・生徒の学習と実践的課題を繋げて、これから生きる地球人としての学びを強めたい。杉並に気象研究所があり、その頃の研究者が今も居住されている方がいる。また、高円寺の氷川神社には気象神社があり、今でも様々な学びのできる場所にもなっている。(仮称)気象市民会議が誕生したら杉並らしい実践の場になることを願う。	
41	武蔵野市の気候市民会議を傍聴して、感じるものがたくさんあった。例えば、「このようなやり方だと一般の人に問題点が伝わりにくいのではないか」「司会進行はもっとこうしたらよいのではないだろうか」など一般の市民の視点での気づきが多く、会議は堅苦しい印象を受けた。杉並区で開催の際は、その企画の段階からこのような区民目線を活かした、杉並らしい会議にしてほしい。区民の自由な発想が持続可能な環境を生み出す突破口になると思う。その会議の仕組みづくりにも行政と専門家、業者に加えて区民も参加できるようにして、区民の声を役立ててほしい。	

No.	意見概要	区の考え方
42	(仮称)気候区民会議の区民との意見交換は、公募、無作為抽出、地区別、世代別、全区的参加など、多様で誰もが参加しやすい手法をとってほしい。また、オンライン併用で参加しやすい会議開催や、ペーパーレス化を図って頂きたい。	(仮称)気候区民会議の参加者は、構成がなるべく区の縮図となるよう、無作為抽出を基本とした区民の選出を想定しています。また、リモートによる参加、資料の電子化など、デジタルを活用した会議の運営方法についても、先行自治体の事例などを踏まえ、検討を進めていきます。
43	区民参加による気候変動対策の推進を「主な取組」に入れるレベルの施策とすることには反対。 むしろ、環境分野については、区政本来の廃棄物行政が滞る恐れが強いと考えられる。 気候変動対策を進めるにしても、循環型社会づくりがベースになければならない。もし、市民参加型の環境行政を進めるとするならば、対象範囲を広げて「(仮称)省資源・エネルギー型循環型社会推進会議」というような会議体を設立して、関係機関・団体協の協働を進めることを目標に行うのがよいと考える。	「2050年ゼロカーボンシティ」実現のためには、区民・事業者・区が一体となり取組を実施することが重要です。現在区では、「一般廃棄物処理計画」の下に、ごみ・資源の発生抑制や更なる資源化の推進等循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。 今後、(仮称)気候区民会議を通じて、区民の皆様が気候変動問題を自分事として捉え、多くの方の行動変容につながるよう、開催に向けた検討を進めていきます。
44	気候変動対策について区民が参加する必要性が分かりにくい。水害対策、街路灯が必要な場所など専門家の目から見た判断で推進してほしい。	気候変動問題の大きな要因として、温室効果ガスの排出がありますが、その一つである二酸化炭素の区内排出量の約半分は、家庭部門からの排出とされています。そのため、区民や事業者の環境配慮行動等の取組が大変重要です。 (仮称)気候区民会議の開催を通じて、区民の皆様が気候変動問題を自分事として捉え、多くの方の行動変容につながるよう他自治体の先事例等を参考にしながら検討を進めていきます。 合わせて、水害対策や、街路灯などのハード面の整備も重要な取組であり、これらも計画的に推進していきます。
45	「施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進」について。 ①河川増水に備え、浸水予想区域などで浸透性の高いアスファルトへの張替えを進められないか。 ②学校などの公共施設にソーラーパネルを増設してほしい。 ③気候区民会議(仮称)の開催をお願いしたい。 ④区主催の気候危機対策セミナー(仮称)やイベントを開催し、区民の意識を底上げする方法をとってほしい。	①浸透性の高い舗装(透水性舗装)は、現在も区内で計画的に施工しています。通常の舗装と比べ交通量の多い道路では傷みやすいことから、舗装の更新時期、現地状況等を踏まえ進めていきます。 ②区立小中学校や区立施設の改築時等に、太陽光発電設備を可能な限り設置します。 ③「2050年ゼロカーボンシティ」実現のため、(仮称)気候区民会議を通じて、区民が気候変動問題を自分事として捉え、さらに、気づきや行動変容につながる一助となるよう取り組んでいきます。今後、先行自治体の事例の研究や学識経験者、区民等との意見交換など、開催に向けた検討を進めていきます。 ④気候変動対策には、環境配慮行動など、区民や事業者における取組も重要と考えています。そのため、講座・講演、イベントなどを通じて区の環境施策や取組についての周知啓発に努め、ライフスタイルの見直しやご家庭での省エネポイントなど、わかりやすくお伝えできるよう工夫していきます。
46	「区民参加による気候変動対策の推進」とあるが、それと共に「区民参加を伴う生物多様性保全対策の推進」を各分野の専門家の監修のもと進めてほしい。自然環境の実態把握を行い、それを基に杉並区だからこそ出来るきめ細やかな施策が行われ、杉並区の自然が保全されより良い状態にできるようになり、多くの区民が親しみ大切にしていけるようになる事を希望する。	区内の動植物の生息状況等を把握するため、区では、自然環境調査やみどりの実態調査、水鳥一斉調査などを定期的実施し、結果を公表しています。 また、希少な植物の自生地の保護や生き物の生息場所の保全を行うなど、生物多様性の維持・確保につながる取組や、生き物の存在を身近に感じ、自然環境に対する理解を深める場になるよう、自然観察会等を実施しています。

No.	意見概要	区の考え方
47	<p>杉並区における屋根置きソーラーの義務化(東京都が行っているもの)についてもぜひ検討し、まずは住宅の屋根おきの杉並区におけるポテンシャルについて専門家の方に依頼し、調査されると良いのではないかと。</p>	<p>東京都では、大手住宅メーカーを対象に、令和7(2025)年度から延べ床面積2,000㎡未満の新築住宅への太陽光発電設備の義務化に関する新たな制度が始まります。今後、東京都の動向を注視しながら区としても必要な検討を進めていきます。</p> <p>なお、屋根置きソーラーのポテンシャル調査は、東京都が都内全域を対象とする「東京ソーラー屋根台帳(ポテンシャルマップ)」を公開しているため、区独自でポテンシャル調査を行う予定はありません。</p>
48	<p>気候市民会議を実施し、検討内容・課題・検討プロセス・評価等を区民に公開し、課題・目標をぜひ実現させてほしい。行政のリードで実施され、実現されることが望ましいが、同時に参加メンバーの公平性、プロセスのオープン化、評価の公平性をお願いしたい。中でも環境問題、特に「脱プラスチックの推進」は喫緊の課題であり、行政・関連団体や企業、区民が協力して取り組まなければならないものであると考える。近隣の世田谷区や練馬区、武蔵野市などとの協力体制も組みながら、推進されることを期待する。</p>	<p>前段は、P13「実行計画」No.36～No.41と同様「脱プラスチックの推進」は大きな課題であり区民生活にとって身近な問題でもあります。区では、講座・講演や各種イベントを通じ、区民や事業者プラスチックごみの環境に及ぼす影響などをお伝えしながら、ワンウェイプラスチック削減の必要性について周知・啓発を行っています。しかしながら現状では、生活に必要な物や代替品がない物もあるため、使い終わったプラスチックについては、現在行っているプラスチック容器包装に加え、令和4年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、製品プラスチックを含む分別・回収と資源化の実施に向けた検討を行ってまいります。</p>

No.	意見概要	区の考え方
施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり		
49	「パートナーシップ制度」について導入には賛成するが、海外で結婚したカップルが独身であることが条件となるために日本でパートナーシップ制度を申請できないという事例が他の自治体であったようなので、そのあたりは融通が利くように配慮が必要と思う。	パートナーシップ制度を導入している都内17自治体(東京都を含む)を調査したところ、いわゆる海外で同性婚をした2人について、8自治体(東京都を含む)は、基本的にパートナーシップ制度の対象としており、9自治体は、これまでに例はないが申し出があれば他自治体の取扱い等を参考に検討する、との回答でした。こうした実態を踏まえ、当区においても、基本的には制度の対象としていく考えです。
50	パートナーシップなどこれまで未整備すぎた案件であるので、適切に進めてほしい。	当区では、昨年3月に区議会でパートナーシップ制度の創設に関する陳情が採択されたこと等を受け、都内自治体で既に導入されている制度内容等を調査・研究した上で、本年4月に制度を創設することとしたものです。制度創設後も、幅広い区民意見等を参考にしつつ、時代の変化等に応じた制度の見直し・改善を図り、より良いものに育てていく考えです。
51	性別関係なく、社会的な不利益をこうむることなく、すべての人が尊厳をもって生きられるよう当事者の意見を反映した条例が作成されることを強く望む。事実婚に関しても社会的な差別や不利益を被らないように、条例に記載されることも重要である。	(仮称)性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例案については、骨子案に対する多様な意見等を踏まえ、必要な修正の上、本年第1回区議会定例会に提案します。その中で、パートナーシップ制度については、区議会において条例案に対するより多くの賛同を得て、本年4月の制度導入を図るべきとの考えから、制度開始時のパートナーシップ制度の対象者はパートナーシップ関係にある性的マイノリティのカップルとし、引き続き多様な意見等を把握しつつ、段階的かつ適切な制度の見直し・改善に向けて検討することとしました。このように、今後も柔軟かつ適切な取組を進め、性の多様性が尊重される地域社会づくりを着実に進めていく考えです。
52	パートナーシップについて、生きやすさを求めることは、しばりをなくしていくしかない。このことはジェンダー平等にも通じる。特に事実婚の人達にも光が当て、大賛成。	
53	性的マイノリティーは大切な事だと思うが、表面化していないことが多い。総数を把握する事を始めてほしい。	性的マイノリティの割合は、民間機関等で実施している調査結果から、対象人口の7～8%(約13人に1人の割合)とされています。現時点で区での調査は予定していませんが、今後も各種調査結果の把握・分析に努めていきます。
施策16 障害者の社会参加と地域生活の支援		
54	「一人ひとりのニーズに沿った多様な働き方に対応する」「安定して働き続けられるようにする」という2点は、特に重度の障害のある方の就労にとって喫緊の課題である。さいたま市の重度障害者等の就労支援事業のような事業を実施している自治体は少ないのが現実である。杉並区で早速この事業を開始するか、暫定的な支援策を英断してほしい。	重度障害者に対して勤務先での介助や通勤時などの支援を行う当該事業は、就労意欲や能力のある障害者の就労機会の拡大につながるものであり、重要な取組と考えています。実施自治体の状況等を参考にしながら、早期の事業実施に向けて検討しています。
施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実		
55	児童相談所設置について、特別区に移管される事業となることは、子どもの様々な状況の相談が身近になることでもあり、いいことだと思うが、阿佐谷南児童館を解体してそこに持ってくることには反対。阿佐谷南児童館は、成田児童館が子ども・子育てプラザになって青梅街道を渡ってやってくる子どもたちもいる。児童相談所があつ場所にある必然性はない。役所に近いとか警察に近いとか理由にはならない。児童館をあの場に残してほしい。	P57「区立施設再編整備計画」No.78～80と同様

No.	意見概要	区の考え方
56	子どもの貧困対策の推進については子どもの権利を確保する意味で重要な施策とかなと思う。 その中で「子どもの貧困に関する実態調査の実施」を行うことは子どもたちの未来を考えるうえで1歩進む計画が策定できるものと期待する。せっかく行うのであれば令和4年度から調査を行うことを要望する。	子どもの貧困に関する実態調査は、様々な社会的要因を背景に多様化している子どもの貧困について、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等、各分野における取組をより一層推進するために実施するものです。調査は、令和5年度に実施しますが、表面化しにくい子どもの貧困の実態等をより適切に把握することができるよう、令和4年度から効果的な実施方法の検討等を進めていきます。
57	貧困児童の支援は大切な事だと思うが、表面化していないことが多い。総数を把握する事を始めてほしい。	
58	ヤングケアラー支援の推進、子どもの権利擁護の推進について、令和4年度から調査や検討、実施、設置・運営を行うことを要望する。	ヤングケアラー支援の推進については、分野横断的な課題と捉え、子ども、教育、高齢者、障害者の各部門で構成する組織を令和3年度末に設置し、検討を進めております。今後、実態を十分に把握する調査を実施し、その結果を必要な支援の構築につなげていきます。 また、子どもの権利擁護の推進については、杉並区基本構想に掲げる子ども分野の将来像「すべての子どもが自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、「児童の権利に関する条約」に定められた子どもの権利の理念に基づく「子どもの権利に関する条例」の制定を目指すとしています。条例の制定に当たっては、区民や有識者、子どもたちから十分な意見聴取を行うとともに、近隣自治体の取組内容等も参考にしながら、十分な検討を行うこととしており、令和4年度からその準備を進めていきます。
59	ヤングケアラー支援は大切な事だと思うが、表面化していないことが多い。総数を把握する事を始めてほしい。	区では、学校等から子ども家庭支援センターに連絡を受け把握した子どもについて、必要なサービスにつなげるなどの対応をしていますが、国の調査結果等からも、潜在的なヤングケアラーが相当数存在するものと認識しています。こうしたことから、区のヤングケアラーの実態把握に向けた調査を実施し、調査結果を必要な支援の構築につなげていきます。
60	全体を通して、それぞれの立場の住民の意見を、丁寧に聞くという姿勢が文面の端々から感じられる。特に、ヤングケアラーや中高生など、今まではなかなか意見を聞く体制のなかった住民からの意見聴取などは積極的に試みてほしい。	ヤングケアラーの実態調査や研修の実施、効果的な支援の構築に当たっては、行政機関だけではなく、ヤングケアラー当事者だった方や地域の関係機関等と意見交換等を行いながら、取組を進めていきます。
61	子どもの権利などこれまで未整備すぎた案件であるので、適切に進めてほしい。	子どもの権利擁護の推進については、杉並区基本構想に掲げる子ども分野の将来像「すべての子どもが自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、「児童の権利に関する条約」に定められた子どもの権利の理念に基づく「子どもの権利に関する条例」の制定を目指すとしています。条例の制定に当たっては、区民や有識者、子どもたちから十分な意見聴取を行うとともに、近隣自治体の取組内容等も参考にしながら、十分な検討を行っていきます。
62	「新たに行う主な取組」について、基本的に賛成する。ただ、条例を作るだけに終わらず、具体的に生かしていくことを求める。	前段は、P17「実行計画」No.61と同様 また、条例案の検討に当たっては、「(仮称)子どもの権利擁護に関する審議会」を設置し、杉並区における子どもの権利擁護の考え方や、区・地域団体・事業者の役割等の理念に加え、相談支援の仕組みや子どもの意見表明の場など、その理念を実現するための具体的な取組についてもご議論いただくことを考えています。
63	子どもの権利を尊重し、育ちを支える3つの施策を位置付けたことを歓迎する。子どもの権利に関する条例制定に向けて審議会の設置の施策、歓迎。数年前まで、学校の代表参加による中学生議会というのが持たれていた。学校を代表して参加した中学生の議論の場でもあった。活発な議論が行われて、子どもの意見表明権の実践の場でもあった。なくなってしまったが、こんな事があってはいいかがか。	

No.	意見概要	区の考え方
施策18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実		
64	放課後等居場所事業の実施は今日設置された場所では、子どもたちや家庭の評価は高いのではないかと感じている。特に学童事業と共に民間委託等で運営されている施設は民間のノウハウを取り入れ充実した放課後事業が行われているものと思う。選定に関しても設置場所に係る区民や実際に子どもたちを預ける家庭の方々を選定委員となり、業者を選定していることから設置前より十分な検討も行われてきているものと思う。公的な事業である以上、子どもたちへの事業の提供に地域差がつかないように行ってもらいたい。	区では、今後、これまでの児童館の再編整備の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討を行うこととしています。なお、この間の取組の検証に当たっては、利用者アンケートや意見交換などの手法により、課題のみならず、ご指摘頂いたような視点も併せて整理する考えです。
65	放課後、学校内に居場所事業があることを「良いこと」ととらえがちだが、学校の友だちや関係者と離れた子どもがいるという事をもっと理解するべきだ。学童クラブも放課後の居場所の機能も全て小学校内に移動することには反対。より良い子どもの居場所を、と考えるのならば学童クラブも児童館も、校内の放課後居場所事業も全て必要だと思う。	P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48と同様
66	放課後居場所事業と児童館は法的(児童館:児童福祉法)役割・担保が異なっている。また、廃止決定の際には存続を求める陳情署名が提出されたり、実際に児童館が廃止された地域では、ビフォー・アフターを知っている市民からは「機能」「質」の移転ができていないとの声も上がっている。 何よりも選挙公約である児童館の再整備を踏まえて、「18子どもの居場所づくりと育成支援の充実」では、「児童館の再整備・充実」を加える必要があるが、なぜ反映されていないのか。仮に反映しない客観的根拠があるのであれば、その点を含めて、区民に説明が必要。反映漏れであれば、反映してほしい。	区では、今後、これまでの児童館の再編整備の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討を行うこととしています。これに当たっては、ご指摘頂いた「機能」「質」の移転という視点も含め、児童館の再編整備の取組が行われた地域での検証も行う必要があると考えています。なお、ご提案頂いた、児童館の再整備・充実に関する計画への反映については、この検証・検討の結果を踏まえながら、どのような形で計画に反映していくのか、検討していきます。
67	施策18「子どもの居場所づくりと育成支援の充実」に「児童館の全学区での実施と拡充による子どもの居場所の拠点設置」の追加を要望する。 過去50年守り育てられてきた杉並区の児童館こそ、子どもの居場所の拠点である。ヤングケアラーや様々な子どもを取り巻く問題も、児童館と言う児童福祉施設を拠点とし、地域とのコミュニティを強化することで克服できるはず。公務員の児童福祉士を増やし、長く子どもを見守る専門員を常時配置し、地域の人たちの中心に置いてほしい。図にある貧困や虐待の対策とも連携し、子ども施策の中心となるべきは児童館である。図から児童館が抜け落ちれば、たとえ区長の公約があろうとも杉並の宝だった児童館は、行政が価値を認めなくなり自然と消滅してしまうのではと危惧する。	区では、今後、これまでの児童館の再編整備の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討を行うこととしています。これに当たっては、ご指摘頂いた視点も含めて進めていきます。なお、ご提案頂いた、児童館の全学区での実施等に関する計画への反映については、この検証・検討の結果を踏まえながら、どのような形で計画に反映していくのか、検討していきます。

No.	意見概要	区の考え方
68	<p>施策18「子どもの居場所づくりと育成支援の充実」に以下の文言<★>の追加を要望する。 「小学生の居場所として学校施設を活用した放課後等居場所事業について、子どもたちが生きる力と豊かな心を育みながら地域の中で健やかに育つことができるよう、学校や学校関係者等の地域住民と連携し、放課後等居場所事業における体験活動や多世代間交流のプログラムを充実していきます。<★これまで運営されてきた地域に開かれた校庭開放も必要に応じて存続させ、子どもの居場所を残します。> また、一部の実施校において、学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を試行的に実施するなど、放課後等居場所事業の充実に向けた取組を進めます。」</p>	<p>区では、今後、これまでの児童館の再編整備に関する取組を検証した上で、子どものより良い居場所の方向性について、検討を行うこととしています。そのため、ご提案頂いた校庭開放の存続に関する計画への反映については、この検証・検討の結果を踏まえながら、どのような形で計画に反映していくのか、検討していきます。</p>
69	<p>学校が終わって放課後の居場所の一番は児童館。学校生活から解放されて子ども達が一番のびのびと自分を解放することができる場所。特に学校に居場所が持てない子どもたちにとってはかけがえのない場所。これ以上放課後の居場所を減らさないでほしい。子どもたちにとって学校はあくまでも学習の場。図書室も校庭もあるというが、自由に使えるわけでもない。再検討してほしい。</p>	<p>P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48と同様</p>
70	<p>子どもたちにとっては、学校以外の多様な居場所が必要。多くはないが、児童館に中学生がいて小学生と一緒に様々な活動をし、「学校」とは違う価値観の中でそれぞれが自分の居場所を見つけて活動をする。異年齢集団が遊びの文化も伝え、広げる。児童館だった所が子ども・子育てプラザに転用されたところはまだ広い場所があるのだから、小学生や中学生の居場所をつくるのが可能ではないか。大人が利用の主体であるコミュニティふらっとは子どもたちだけの文化ができるためにはそれなりの職員配置も必要になる。民間委託した時にそれは可能なのか。どんなに困難でも、残っている児童館は長寿命化や耐震補強して残して、学校内と併用の学童クラブとし、学校帰りに寄れる放課後居場所にしてほしい。</p>	<p>P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48と同様 なお、子ども・子育てプラザの小学生以上の利用拡大については、この間、多くのご要望を頂いていることから、令和5年1月から3月までの期間において、3所(成田西、下井草、善福寺)の子ども・子育てプラザで小学生以上の利用拡大を試行実施することいたしました。この取組を通じて、利用者の方のご意見も伺いながら、今後の利用拡大のあり方を検討していきます。また、学童クラブの民間委託が進んできた中で、これまで以上に費用対効果などの面からの検証が必要であると考えています。今後、これらの検証・検討を進め、子どもたちにとって、多様でより良い居場所が形づくられるように努めていきます。</p>
<p>施策20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実</p>		
71	<p>保育需要の増加が鈍化しつつある状況を具体的に示してほしい。就学前施設の幼児教育の充実の観点から考えると改築・改修の先送りを保育環境の整備だけで考えてほしくない。</p>	<p><保育需要の増加が鈍化しつつある状況について> この間、認可保育所及び地域型保育事業の在所児童数は、平成30年4月に10,048人、平成31年4月に11,374人、令和2年4月に12,547人、令和3年に13,264人、令和4年に13,767人と増加傾向で推移しています。一方で、その増加数は毎年100人単位で減少しています。また、4月の保育所等利用申込者数についても、令和3・4年と2年連続で減少しています。これらのことから、保育需要の増加は、鈍化しつつある状況と捉えています。こうした理解の下、今般の実行計画等の一部修正において、新たな保育施設の整備は行わないこととしました。 <就学前施設の改築・改修について> 就学前施設の改築・改修については、幼児教育・保育の環境面の充実も踏まえ、区立施設再編整備計画に基づき、計画的に取り組んでいく考えです。</p>

No.	意見概要	区の考え方
72	<p>小学校内への学童クラブの整備は子どもたちの安全・安心な育成環境が整備されているものと評価する。その一方で学校は教育、学童は保健福祉といったメリハリができないことは課題と感じている。教育と保健福祉の更なる連携は必要だが、小学校内での取り組みは一定の成果をあげていると思われる。検証も必要だろうが、これまでの取り組みを利用してきた児童や家庭の声を中心に聞き入れてほしい。評価されているのに整備を遅らせることで利用できなくなる子どもたちが増えないことを願う。</p>	<p>前段は、P50「区立施設再編整備計画」No.54と同様 なお、学童クラブ需要への対応は喫緊の課題であるため、この方策が定まるまでの間は、これまで同様、様々な手法による学童クラブの整備に努めていきます。</p>
73	<p>従来は、学外であることが基本として、41地域で整備され、学内移転・民営化・児童館との分離が決定された際には存続を求める陳情署名が提出されたり、実際に移転された地域では、ピフォー・アフターを知っている市民からは「機能」「質」の移転ができていないとの声も上がっている。何よりも選挙公約である施設再編成計画の見直し「施策20働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実」の「4学童クラブの整備・充実」「学童クラブは、小学校内に整備していくことを基本としつつ」は「学童クラブは、学校外に整備していくことを基本としつつ」に修正すべきである。</p>	<p>区では、今後、これまでの児童館の再編整備の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討を行うこととしています。これに当たっては、ご指摘頂いた「機能」「質」の移転という視点も含め、児童館の再編整備の取組が行われた地域での検証も行う必要があると考えています。なお、ご提案頂いた、学童クラブの整備に関する考え方の計画への反映については、この検証・検討の結果を踏まえながら、どのような形で計画に反映していくのか、検討していきます。</p>
74	<p>施策20「働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実」に以下の文言＜★＞の追加を要望する。 「学童クラブは、＜★児童館内の学童クラブが定員過多の現状においては＞小学校内に整備していくことを基本としつつ、小学校に近接している区立施設等を有効に活用して、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。＜★学童クラブの定員は40人をひと単位とし、これを基本に質の確保に取り組みます。＞また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の確保を図るため、学童クラブ間の連携・情報共有の促進や職員研修の充実に取り組みます。」 児童館内の学童クラブの価値を行政が軽視せず、より拡充を図るためにはこの文言は必須と考える。また、こどもの安心と安全を鑑みれば、過去の定員40名規模を目標にした学童クラブ運営が最良と考える。</p>	<p>区では、この間、小学校内や小学校近接地への学童クラブ整備、児童館諸室の転用などにより、学童クラブの受入枠の拡大を図ってまいりましたが、今後の学童クラブ整備等の方向性については、今後行う、これまでの児童館機能再編の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討の中で適切な方策を定めることとしています。一方で、ご指摘の学童クラブの大規模化は区としても課題であると捉えています。学童クラブ需要増加への対応は喫緊の課題であるため、この方策が定まるまでの間は、これまで同様、様々な手法により受入枠の拡大を図っていく考えです。そのため、ご提案頂いた、学童クラブの定員に関する考え方等の計画への反映については、先に述べた検証・検討の結果を踏まえながら、どのような形で計画に反映していくのか、検討すべきものと考えています。</p>
75	<p>働きながらでも、そうでなくても、地域で安心して子どもを産み、育てられるその中心に児童館があった。今は、子ども育てプラザが加わり、地域にひとつずつまでできたので、双方で地域の子育て拠点になってほしい。もともと地域子育てネットワークの拠点を担ってきたのが児童館。専門の職員がいて、地域の学校や保育園の職員と一緒に地域の子どものことを考えるというネットワークは優れたもの。学童クラブのすべてを学校に移して、民営化するのではなく、児童館の学童クラブも残して、選択できるシステムであってほしいのではないかと。</p>	<p>前段は、P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48と同様 なお、今後の子どもたちのより良い居場所の方向性の検討の中では、ご指摘頂いた、居場所を選択できるという視点も含めて検討をしていきます。</p>
76	<p>学童クラブの小学校内実施ではなく、現児童館での実施が望ましい。職員も会計年度、などの非正規職員でなく、正規職員を配置すべき。これは施策20の整備充実にも当てはまる。</p>	<p>前段は、P50「区立施設再編整備計画」No.54と同様 なお、学童クラブの職員配置は、これまでも国等の基準に則り必要な職員配置を行っております。現状では、学童クラブ運営に携わる全ての職員を常勤とすることは困難な状況ですが、一部の委託学童クラブで多くの非常勤職員が配置され、子どもたちや保護者の方が職員を把握できないなどの運営上の課題もあるため、今後、学童クラブの方向性を検討する際は、頂いたご意見も参考にしながら検討をしていきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備		
77	<p>障害がある子ども達が放課後利用する放課後等デイサービスが圧倒的に少なく1～3年待たないと利用できない状況である。特に中学、高校になっても健常の子どもと違い大人の見守りが必要な事から、子どもを預けないと働けない状況にある。障害のある子ども達が安心して過ごせる場所が不足していることは明らかである。障害がある子ども、親が安心して過ごす事ができる地域になるために、健常の子どもだけでなく障害がある子どもの居場所の確保に目を向けてほしい。</p> <p>移動支援サービスは人手が足りていない事業所が多く、利用が困難なこともある。また利用するにあたり保護者が一つ一つ事業者に電話をして探さなければいけないという手間と効率の悪さがいつになっても改善されない。福祉サービスの向上の早急な改善を願う。</p>	<p>区内の放課後等デイサービス事業所や中学生以降の障害のある子どもが安心して過ごすことができる放課後の居場所の拡充は重要な課題であると認識しています。放課後等デイサービス事業所の開設促進や障害児の居場所づくりの拡充について、来年度予定している実行計画の改定等に合わせて検討していきます。</p> <p>また、移動支援事業については、より利用しやすくなるよう、事業の担い手であるガイドヘルパーの養成講座を年2回実施しています。</p> <p>なお、障害者やその家族等が、個々のニーズに合わせたサービスを利用するに当たり、利便性の向上の観点から、情報発信の仕組みなどについて今後検討していきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進		
78	部活動の充実・学校施設の有効活用の推進はパッケージで、現在高円寺学園でモデル実施されている。モデル事業を見る限り、生徒の部活動の活性化は目に見える形での成果が出てきている。教員の働き方改革にも十分な成果が出ている。学校施設の有効活用に関しては区内体育館に冷房設備が整備されたことを踏まえ、学校教育財産を多くの区民が利用できることはすべての区民にとって有効であると考え。有効活用の管理に関しては部活動支援とのパッケージで外部へ委託することにより円滑なスポーツ運営が整備され、地域スポーツの推進にもつながっている。これらすでに成果がでているものをなぜ先送りするのか理解できない。区長部局への移管に問題があるとするればそれは行政内での手続きの問題であり、このことにより部活動や地域のスポーツ振興に影響がでることは、モデル実施してきた高円寺学園やその生徒にとって多大な影響が生じる。特にモデル実施において対象となった生徒に悪影響がでないよう、先送りする説明を明確に行うとともに、早期の本格実施を要望する。	高円寺学園におけるモデル事業については、部活動の指導及び施設の有効活用を図る取組はいずれも概ね順調に進んでいます。今後、全校を対象に拡げていくためには、部活動支援については、経費や文化部活動への対応方法など、また、学校施設の活用については、各校の実情に応じた利用施設の確保やシステム運用の効率化をいかに進めていくかなどの課題があります。そのため、令和5年度の秋頃を目途にモデル事業の検証を行った上で、その実情や他校へ拡げていく意義を利用団体等と共有しながら、これらの課題への対応策を検討・具体化するとともに、区長部局への学校施設管理権限の移管に向けたロードマップ等を整理するなど、丁寧かつ的確に取組を進めていく考えです。
施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進		
79	フリースクール・私立へ通う児童への助成金を希望する。子どもの発達に専門的な知識をお持ちの先生の増員、一斉指導がづらい子が駆け込める少人数クラスがあれば、なにより嬉しい。それでも公立が合わない子どもに公立小学校以外の選択肢を。1人ひとり違う子ども達に、教育の選択肢を。金銭的に余裕のある家庭だけが「私立・フリースクール」を選択できる今の状況は、すべての子ども達に開かれた教育とは思えない。	本区では、全ての子どもへの学びを保障するため、学びの選択肢を増やすことを重視しています。区立学校においては、学校の実情に応じて、教室以外の校内居場所を設置したり、オンラインによる授業配信を行ったりするなど、子どもたち一人ひとりの違いに応じた取組を進めています。今後も、他自治体の取組等を参考にしながら、一人ひとりの子どもに必要な支援について、検討していきます。
80	特別支援の教員を増員し、発達支援の専門家による授業の視察、担任の指導を希望する。研修だけでは不十分であり、担任の授業を「他の人の目」で見る必要があると感じる。専門家による直接的な指導のほか保護者が順番に授業に入りサポートするのも良い。	区立学校の通常の学級において、発達障害等により習熟が大きく遅れる等、学習面で困難を抱える児童・生徒のために、学習支援教員を配置しています。現在、全小中学校に1人、週に2日、配置しています。専門家による教員の支援については、教員経験者と心理士により編成される教育支援チームが、学校の要請に応じて巡回し、授業観察と助言等を行っています。保護者によるサポートについては、各校の実態や保護者の意向等を踏まえ、実施しているところです。
施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実		
81	いつの間にか「学校」が地域の公共財にされている。学校は児童・生徒の学習権を保障する場であり、教育委員会の管轄。学校施設管理権限の一部を区長部局に移管するという施策はいつどこで検討されたのか。今、学校教育にとって必要なのは30人学級を実現し、同時に教員定数を増やして、ゆとりのある学校教育が進められることだ。不登校児童・生徒の増加は決してコロナ禍だからだけではない。更に教師の休職者の増加、その多くがメンタルだとも聞く。代わりの先生が来ない、校長先生も駆り出して授業の穴埋めをしていることもあると聞く。児童・生徒が安心して、豊かな学習が保証されないとすれば、まさに本末転倒の教育環境と言わざるを得ない。新しい学校づくりの基本を再構築してほしい。	学校施設管理権限の一部を区長部局への移管を視野に入れた取組を行うことについては、令和2年第1回区議会定例会における「予算編成方針とその概要」の中で、その意義や目的等を明らかにしており、その後、区議会での議論等を踏まえながら検討を進めてきました。現在、令和3年度から実施している高円寺学園でのモデル事業を通して、課題の抽出とその対応、他の学校へ拡大する上での留意点等を精査している段階であり、これらの検証結果は令和5年度の秋頃までにとりまとめていくこととしています。いずれにしても、こうした取組は、学校教育に使用する時間外において、学校教育に支障のない範囲で行うことが大前提であり、区としては引き続き、学校教育環境の支援・充実に力を入れていく考えです。

No.	意見概要	区の考え方
82	<p>「身近に活用できる教育環境の整備・の充実」について、学校は地域にとって災害時に活用できる重要な施設であることを明記すべき。それを考えた立地条件でなければならない。河北病院跡地への杉一小学校の新築はありえない。</p>	<p>ご指摘のとおり、学校は災害時に震災救済所として活用する施設であり、総合計画では、施策24において、「防災拠点としての機能を充実します」と記載しているところで P40「区立施設再編整備計画」No.22～No.23と同様</p>
<p>施策26 多様な地域活動への支援</p>		
83	<p>今後の区立施設の改修や整備では高速Wifi環境の導入を可能な限り行ってほしい。</p>	<p>現在、公共無線LAN(Wi-Fi)については、杉並区役所、各地域区民センター、各コミュニティふらっと、各図書館のロビー等で、無料にてお使いいただけます。なお、集会施設における部屋ごとのWi-Fi利用については、令和4年11月から実施している各地域区民センターでのWi-Fi機器貸出の利用状況等を踏まえ、今後他施設への拡大を検討していきます。</p>

2 杉並区区政経営改革推進計画(第1次)

No.	意見概要	区の考え方
方針1 時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上		
1	<p>区政情報の共有について、単に情報を公開するだけでなく、情報にアクセスしやすいことが重要。たとえばパブリックコメント募集のような公共性の高いものについては、その拡散の方法も含め、制度化しておく必要があると感じる。SNSはもっと活用すべき。</p>	<p>区政情報をより積極的に公表していくにあたり、効果的なSNSの活用など、情報へのアクセスのしやすさについても検討していきます。</p>
2	<p>区民の区政参画のために、区政情報を積極的に開示する方針に大賛成。今までは、期限までに出ず、延ばされることも度々だった。情報はみんなで共有することで区政は前に進む。職員の意識改革も大事だが、区長が変わったことできっとみなさんもできるだけ公開する方向に進むと期待する。</p>	<p>区政情報のより積極的な公表を実施するため、研修等を通じて職員に周知徹底することにより、全庁をあげて情報をオープンにしていく気運を高め、より透明性のある区政の実現を目指します。</p>
3	<p>区立移動教室施設(富士学園・弓ヶ浜クラブ)の今後の在り方について、令和4年12月公表の報告書に対して意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内の人口の約0.025%の意見にどの程度妥当性があるのか。また、これらの施設を利用したことがある人の意見は、富士学園の場合、2名だけであり、141名の方が利用されたことがないのであれば、これらの施設の廃止への賛成意見が多数になっても、当然の結果として考える。児童期にこれらの施設を利用したことがある方を対象とした調査を行うと、違った結果が出るのではないかと。 弓ヶ浜クラブについては、昭和55(1980)年の竣工で、すでに43年を経過しており、外部塗装が行われてはいるものの、塩害による影響があるものと考えられ、また、旧耐震基準時代の建造物でもあり、やむなく旧南伊豆健康学園と同様に、杉並区と南伊豆町との高齢者福祉施設等への改築とともに、南伊豆町との交流を継続するのが望ましい。 富士学園については、平成2(1990)年の竣工で33年が経過しているものの、一般的な鉄筋コンクリート建造物の耐用年数45年に満たないこと、また、新耐震基準による建造物であることから、現代に見合った構造へと改修することによって、移動教室、および、区民の保養施設として存置することが可能であるものと考えられる。 旧富士学園の開設が昭和39(1964)年と杉並区と忍野村との関わりが60年近くになること、また、当時児童として富士学園を利用された方が、70歳代に入っておられることを考えると、移動教室としての使用が難しい場合は、杉並区、および、忍野村の高齢者福祉施設への改修も視野に入れていくとよいのではないかと考える。しかしながら、忍野八海、高座山等が、徒歩で行くことができるという、至近の場所にあることを考慮すると、杉並区の児童の校外学習・宿泊の場として今後も利用し、簡単に手放さないのが一番よいと考える。 区内の各地域の住民には、小学生時代に移動教室で富士学園に行かれた方が多数いる。まずはこれらの方々のご意見を積極的に集めてほしい。施設を手放してからでは後戻りはできない。 	<p>民営化宿泊施設である富士学園及び弓ヶ浜クラブのあり方については、区政経営改革推進本部の下に設置した「民営化宿泊施設のあり方検討部会」において検討を進め、今後の対応方針をまとめた「中間まとめ」に対して、区民のご意見を聴取し、これを参考に最終方針をまとめることとしました。両施設の利用者が区内全域に広く存在すること等を考慮し、区政モニターアンケートに加えて、広く区民を対象にしたWEBアンケートを令和4年10月に実施したところです。WEBアンケートは、広報すぎなみ10月1日号と区公式ホームページに記事を掲載するとともに、区公式ツイッターにより情報発信を行いました。広報すぎなみ10月1日号は、通常の新聞折り込みや広報スタンドでの配布に加えて、区立小中学校全校の児童・生徒に配布しました。さらに、富士学園については、施設にアンケート実施のチラシを設置したほか、施設の運営事業者から利用者へ個別にお知らせを送付しました。なお、令和4年12月に、区政モニターアンケートの集計結果報告書を公表しています。</p> <p>区政モニターアンケート及びWEBアンケートにおいては、さまざまなご意見をいただきました。これらの意見も参考に、富士学園は令和4年度末、弓ヶ浜クラブは令和5年度末で、民営化宿泊施設としては廃止とし、今後は、地元自治体の意向も確認しながら、両施設の有効な財産活用を検討していくとする最終方針をまとめたところです。</p> <p>なお、移動教室事業については、富士学園は、児童数の増加に加え、新型コロナウイルス対策ガイドラインによる施設の収容人数の縮小により、大規模校の利用ができないこと、弓ヶ浜クラブも、今後の児童数の増加に伴い利用できなくなる学校が生じることに加え、施設への移動に4時間以上を要するため、現行の宿泊数では活動時間が短く、体験プログラムの内容が制限されること等が課題とされてきました。こうしたことから、教育委員会は、小学5年生の移動教室事業について、富士五湖周辺の民間宿泊施設を利用して実施し、令和4年度末で富士学園の利用を終了することとしました。また、小学6年生の移動教室事業についても、長野県白樺湖周辺(令和6～8年度)の民間宿泊施設を利用して実施し、令和5年度末で弓ヶ浜クラブの利用を終了することとしています。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
4	民営化について反対である。落札案件となり派遣会社が儲け、労働者は搾取される形式を作り出すのではない。公営で行うべき。	区ではこれまで、業務の効率化と区民サービスの向上を両立していく観点から、民間事業者等のノウハウを生かせる事業については、民営化・民間委託、指定管理者制度の導入を実施しているところ。指定管理者制度については、指定管理事業者、従事者、利用者、区民などの幅広い意見を聴取し、制度導入によるサービス向上やコスト削減の効果を検証し、今後の活用方針を検討します。また、民営化・民間委託についても、導入による効果等を検証し、新たな活用方針を決定していくこととしています。
5	民営化・民間委託化、指定管理者制度の導入、学校業務、警備、給食の委託について、いずれも共通してサービス向上やコスト削減効果の検証とあるが、これまで検討、議論されて進められているものだと思ひ、改めて検証することに意味が見出せない。検証にかかる業務量、経費の増加が心配。公営には適さない業務、区の職員では対応が困難なもの等をその都度、個別に判断し、民営化が進められていくものと思ふ。	区ではこれまで、サービスの向上と業務の効率化の観点から、民間に委ねることが妥当な業務について、民間委託や指定管理者制度の導入等を進め、そのうえで、モニタリングガイドラインに基づき、毎年度、業務の履行確認やサービスの質に関する評価を行い、業務改善や運営体制の強化等につなげてきました。しかしながら、民間委託等の導入前に想定していた区民サービスの向上や経費削減等の効果が図られているのかといった確認が必ずしも十分ではなかったことから、この度、検証を実施することとしたものです。
6	今後の民営化・民間委託等の活用に関する新たな方針とあるが、これまで長年行ってきた検証は行ってこなかったということか。そもそも見直しを含めた検討を行うのであれば「民営化・民間委託等の推進」を「民営化・民間委託等の検証」と修正したほうが良いのではないかと。単に先延ばしする修正にしか思えない。このことで区民へのサービス低下とならないことを願う。	指定管理者制度の検証については、制度を導入している全ての施設を対象とし、指定管理事業者のほか、サービスに対する区民や利用者の声など、幅広く意見を聴取し、現場で働く従事者の考えを伺うなど、運営に係る現状等を正確に把握したうえで、有識者の助言も受けながら検証を行い、指定管理者制度の活用に関する今後の方針を検討します。また、民営化・民間委託に係る検証についても同様に、新たな方針の決定に向け、必要な調査・分析を進めていきます。
7	指定管理者制度および民営化・民間委託の実施について、これから進める前提で検証するとしているが、一度立ち止まり、すでに行われていることがどうであったか住民や子どもたちの意見を集約しながら検証することを求める。	なお、本検証を踏まえ、必要な計画の見直しは、令和5年度に予定している区政経営改革推進基本方針・推進計画等の改定に反映するほか、管理運営方法の見直しや基本協定書・業務仕様書等の改善につなげていきます。
8	指定管理者制度及び民営化・民間委託の実施については、検証をぜひ進めてほしい。コンセッションやPFIを含めた民営化や民間委託の実態を詳細に調査し、大幅な見直しをしてもらうことを期待する。	
9	民間事業者等によるサービスの提供について、民営化・委託等の推進⇒民営化・委託等の実施事例の検討と現在の杉並区営の『質』を基準に継続・発展を踏まえた区営・民営化・委託等の最適化の推進指定管理者制度の導入⇒他自治体含めて指定管理者制度の現状を検証し、最低限、現在の杉並区営の『質』を担保し、継続・発展を踏まえた区営・指定管理者制度導入の最適化の推進を図るべき。 人材育成と効率的組織運営では、委託の推進⇒他自治体含めた現状を検証し、最低限、現在の杉並区営の『質』を担保し、継続・発展を踏まえた区営・委託の最適化を推進すべき。	
10	指定管理者制度について、効果の検証をするとのことだが、どのようにその効果を検証するのか。たとえば長期に同一の指定管理者であるような施設等については、比較検討も難しい。コスト面だけの検討でなく、サービスの品質等、施設に該当する領域の専門家がいった第三者機関が検討を行う必要がある。場合によっては区直営に戻していくことも検討する必要があると感じる。	

No.	意見概要	区の考え方
11	あちこちの保育園で保育の質が厳しく問われる現状だが、杉並の保育園は長く公立・私立が一緒になって保育の質の向上を推進してきた。待機児解消のために増設された認可保育園は新たに参入した株式会社を含む民間委託業者の保育の質が問われる。公立保育園の民間委託を安易に進めることをやめて、区内のすべての保育園の質を守るために公立保育園が果たす役割を強めることを期待する。	区立保育園の民営化については、既に運営事業者の決定や保護者周知を行っている園の民営化に取り組んでいきます。 区内の保育施設が増加した状況において、杉並区の保育の質の維持・向上が一層必要となっており、そうした中で、区立保育園が担う役割は重要性を増していることを認識しています。 このことから、区立保育園の民営化については、区立保育園が担う保育の質の維持・向上等の役割を確実に果たしていくため、上記民営化の取組終了後、当面、行わないこととしました。このことに伴い、計画案を修正しました。
12	保育園民営化は中止すべき。	
13	学童保育には、民間の営利目的ではなくて、かつ子どもの教育についてきちんと学んだ正規の職員を選んでほしい。	区では、これまでも学童クラブの運營業務を民間委託する際は、学童クラブや児童福祉施設等の運営実績があるなどの要件を事業者選定における参加資格とするとともに、登録児童数に応じた常勤職員の配置を求めてきました。また、委託後も区の学童クラブとして、適切な運営がされるよう、毎年度、履行評価や事業別のコスト分析なども行ってきました。一方で、民間委託が進んできた中で、これまで以上に費用対効果などの面からの検証が必要であると考えています。今後、これらの検証を行い、学童クラブの民間委託の方向性について、頂いたご意見も参考にしながら検討していきます。
14	以下の文言<★>の追加を要望する。 「既に計画化されている学童クラブの運営委託を進めます。なお、今後の学童クラブの運営委託に関する新たな方針については、運営委託の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、<★再公営化も前提に>決定します。」 学童の民間委託により、既に東原、桃三、善福寺では問題も出ている。ただしく、保護者に聞き取りをお願いしたい。その上で、今後の計画は再公営化も視野に検討を要望する。環境自体が勤務する委託会社の職員にも不可となり、結果子どもへの精神的負荷は大きくなっている。学童を辞める子が増えているのがその証左である。	
15	学童クラブの運営委託について、効果等の検証を行うと修正されたことを歓迎する。昔の学童クラブは児童館にあって、人数も多くはなく、先生も専門家で、学童に通う子どもたちは本当に豊かな放課後を過ごしていた。今は、学童の定数が100人を越え、運営の困難は想像できる。子どもたちの声を聴くと、先生方に怒られることが多い、と言う。非正規で短時間勤務のアルバイトのような人が入れ替わりで勤務する状態は想像できるが、そうなれば、事故が起きないことだけを「見張る」ことになる。これはそもそも学童クラブと呼べるものではない。	
16	教員以外の職員(用務主事、給食調理員、警備員)も子どもを育てる大切な人材。学校は子どもたちを育てる小さいけれど社会。いろいろな人と出会って、仕事を学んで、子どもたちの見守りをしてくれる大事な人。学校が大変なのは先生の数が減っているだけでなく、サポートしてくれる主事が学校職員でないことも一因だと思う。「効果の検証」をうたっていることに期待大。	委託事業者には、教員等の学校職員と同様に、児童・生徒の健全な育成に大きく関わることを自覚して従事することを求めており、毎年度、モニタリングにより業務内容を評価し、業務改善につなげているところです。そのうえで、委託導入による効果等の検証を踏まえ、学校現場の意見も取り入れながら、今後の方針について検討していきます。
17	区立学校の用務、給食の民間委託を中止すべき。学校の児童・生徒の成長は教師だけでなく学校運営に携わるすべての職種の職員によって見守られるべきであり、区の常勤職員を配置すべきと考える。それが杉並区の雇用創出にもつながり、責任ある次世代の育成という最も重要な事業と考える。	委託事業者には、常勤の学校職員と同様に、児童・生徒の健全な育成に大きく関わることを自覚して従事することを求めており、毎年度、モニタリングにより業務内容を評価し、業務改善につなげているところです。そのうえで、委託導入による効果等の検証を踏まえ、学校現場の意見も取り入れながら、今後の方針について検討していきます。

No.	意見概要	区の方考え方
18	<p>以下の文言<★>の変更を要望する。 「学校警備再任用職員の任期満了状況等を踏まえ、<★本来の学校警備と地域の見守りの機能を見直し有人警備も視野に再検討します。><削除希望(有人警備から機械警備への移行を実施します。)>なお、今後の民間委託の活用に関する新たな方針については、民間委託の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。」 学校警備は、単なる警備ではない。機械では対応できない、人と人との関係から来る安心感がある。不登校気味で学校が苦手な子が遅刻して学校に来た時、日中学校に来る保護者や関係者、朝夕の登下校時の子ども達との挨拶から、子どもや保護者に大きな安心感を与えてくれている。この有難さは保護者や子どもは良く分かっている。</p>	<p>学校警備の機械警備委託とは、学校が無人人となる夜間に配置していた警備職員を機械警備化するものです。また、小学校においては、登下校時に校門に警備員を配置するほか、日中は校門を電気錠システムにて管理するなど、児童の安全対策を講じているところです。 そのうえで、委託導入による効果等の検証を踏まえ、学校現場の意見も取り入れながら、今後の方針について検討していきます。</p>
19	<p>「学校警備の機械警備委託の推進」「学校給食の調理委託の推進」だが、学校にかかわる安全面などはすでにPTAや協議会組織として毎年検証が行われてきた。こういった評価を無視して行政から新たな方針に向けての検討するのは現役で給食や学校の安全に携わっている児童・生徒の保護者の意見を全く取り入れていないということか。もし学校にかかわる人の検討に問題があるのであれば、その点を明確にするべきであると考え。すべての民営化・民間委託について一律に検証とする修正は雑すぎる。もう少し計画ごとに課題点を丁寧に示すことが大事ではないか。</p>	<p>学校警備の機械警備委託とは、学校が無人人となる夜間に配置していた警備職員を機械警備化するものであり、小学校においては、登下校時に校門に警備員を配置するほか、日中は校門を電気錠システムにて管理するなど、児童の安全対策を講じているところです。 学校給食の調理委託については、PTAや協議会組織等から高い評価をいただいております。加えて、区として毎年度モニタリングにより業務内容を評価し、業務改善につなげているところです。しかしながら、導入前に想定していたサービスの向上や経費削減等の効果が図られていたのかといった確認が必ずしも十分ではなかったことから、この度、検証を実施することとしたものです。</p>
20	<p>給食調理の外部委託について、将来的に給食の無償化をする予定があるのなら、その際に調理を外部委託したことが障壁にならないようにしてほしい。調理の外部委託は、慎重に進めてほしい。</p>	<p>保護者が負担する学校給食費は食材費相当分であり、委託料には充当されておりません。区では、「杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方検討委員会」を11月に設置し、区立学校における学用品費及び給食費等の就学に必要な経費の保護者負担軽減のあり方について検討を開始したところです。 なお、学校給食の調理委託については、委託導入による効果等の検証を踏まえ、学校現場の意見も取り入れながら、今後の方針について検討していきます。</p>
21	<p>以下の文言<★>の追加を要望する。 「学校給食調理職員の退職状況等を踏まえ、<★本来の調理業務と食の安全の観点から、再公営化を視野に再検討します。><削除希望(調理業務の民間事業者への委託を実施します。)> なお、今後の民間委託の活用に関する新たな方針については、民間委託の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。」 現在、杉並第九小学校が、地産地消など独自の給食を行っており、区役所の給食展でも推進校として紹介されていた。このような食と安全、食育の観点からこの取り組みを全区に広げてほしい。その際には再公営化が必要である。民間委託推進は止めることこそが区民サービスの向上だと考える。</p>	<p>学校給食調理は、直営校か委託校かに関わらず、全校の食の安全や食育について、学校栄養士を含めた教職員が中心となって推進しています。 学校給食の調理委託については、委託導入による効果等の検証を踏まえ、学校現場の意見も取り入れながら、今後の方針について検討していきます。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現		
22	天沼・本天沼地域の施設再編について、区は「受益者負担」の公平化といて施設利用料を何年かに渡って今の利用料に値上げしてきた。しかし、保育園、区民センター、図書館、公園を使う人、使わない人等々、年代により使う施設は変わっていく。いっさい区の施設等を利用しない人はまず稀だと思う。区民であるならば何らかの施設を利用するわけで、一施設のみを取上げて使う人と使わない人の受益者負担を言うのは妥当ではない。	前回の使用料の見直しでは、算定対象経費の見直しや施設の性質による負担割合を導入した結果、使用料が減額となった施設もあり、一概に値上げを行っているものではありません。 また、施設の利用者にかかる負担の割合は、施設の性質に基づいて設定しています。例えば学校教育系施設等の必需性の高い施設は負担割合を0%としていますが、趣味活動を目的とした体育施設の割合は50～100%となっています。このため、1施設のみを取り上げて負担割合を設定をしているものではありません。 区民がより利用しやすい施設となるよう、利用者の負担割合については、他自治体の状況や区民意見等を踏まえたうえで見直しを検討しています。
23	使用料・手数料等の見直しについて、財政と受益者負担の観点だけでなく、区民の福祉向上・文化と健康の増進、住民自治を担う区民が増えていく観点で見直すことを求める「居場所」が近くにあることが、健康寿命を延ばし、友人とのつながり・支えあいを生み、街への愛着と暮らしやすい街をつくっていくために必要である。住んでよかったと思える街づくりを話し合う場所として考えても、使用料の引き下げが必要である。	使用料の見直しにあたっては、区民がより利用しやすい施設となるよう、他自治体との均衡や区民アンケートの結果等を考慮し、検討します。 また、多くの区民に利用してもらえるよう、貸出室の運用方法など施設の利用改善にかかる取組も合わせて検討します。
24	この間、杉並の各施設の利用料がどんどん高くなり、高齢者の趣味の集まりの回数を減らした、という仲間がいる。公共施設はいずれ皆が世話になり、元気が大切、医療費軽減につながる。「新たな方針の検討」を大歓迎。ゆうゆう館の存続も再検討してほしい。	前段は、P28「区政経営改革推進計画」No.23と同様なお、コミュニティふらっとは、他の世代との交流の機会を創出するなど、高齢者にとっても新たな魅力ある施設とし、ゆうゆう館の機能を継承していきます。また、ゆうゆう館を利用している団体の活動が継続できるよう、コミュニティふらっとの一部の部屋・時間帯には、高齢者団体の申し込みを優先的に受け付ける「高齢者団体優先枠」を設けます。「高齢者団体優先枠」は、ゆうゆう館と同様に、施設の窓口で上半期・下半期ごとに抽選申込を受け付けるとともに、優先枠における貸室の使用料は免除としています。 ゆうゆう館のコミュニティふらっとへの機能継承を検討する際には、これまでのゆうゆう館における団体活動の状況を踏まえて、活動を継続することができるよう可能な限り配慮していきます。 後段は、P38「区立施設再編整備計画」No.18と同様

No.	意見概要	区の方考
方針3 区民目線による戦略的な情報発信		
25	<p>区政を話し合う会の実施だが、「さとことプレスト」も含まれているのか。先日参加したが、区長からの意見は聞けなかった。実施する会の趣旨を明確にし、その趣旨に基づいた実施を要望する。</p>	<p>「さとことプレスト」は、杉並のまちづくりを考える中で、西荻・高円寺地域における道路整備など重要な取組について、区民と区長とのブレインストーミング形式での対話集会として開催したものです。開催回ごとにテーマを設定し、無作為抽出のほかホームページ等で参加者を募り、テーマについて対話を行う「区政を話し合う会」(聴くオフ・ミーティング)とは別の企画として実施しています。今後も様々な手法により、区民との対話の機会を確保していきたいと考えていますが、実施に当たっては、テーマや会の趣旨をよりわかりやすく示し、出席者の理解や参加意欲を高められるよう努めていきます。</p>
26	<p>対話の会を重視してより区民と区長との直接対話の機会を増やすという考え方については、区長だけでなく区の政策を実現してゆく当事者としての区職員の積極的参加を希望する。実務経験の長い意思決定権を持つベテラン職員だけでなく若い職員に参加してもらい区民との対話の中から提言や合意形成が生まれるプロセスをぜひ経験してもらいたいと思う。また、ベテラン職員には対話の場で自らの決断力を発揮して欲しい。</p>	<p>区政を話し合う会(聴くオフ・ミーティング)では、区職員が、区の施策についてスライド等による説明を行っているほか、グループワークにベテランのみならず若手職員も参加しており、直接区民の声をお聞きする貴重な機会となっています。対話の中から生まれる提言等を今後の施策・事業に生かすことができるように努めていきます。</p>
27	<p>「区民との対話の機会の拡充」の方針のもと、区長との対話集会がすでに実践されている様子を区報で見ている。区民が自分のこととして区政に参画することで、行政は頼みごとをするだけのところではなく、自分が参画することなんだという意識改革につながる。「子ども議会」はどうか。対話の機会になる。</p>	<p>「子ども区議会」は平成21年まで、小中学生を対象に開催しておりました。区民に区政を身近なものと感じてもらうことは区政に参画していただくうえで大変重要なことと認識しています。そのため、区政を話し合う会などの参加者を無作為抽出した区民から選ぶなどの工夫を行っています。今後、子どもも含めた幅広い区民が区政に関心を持ち、参画していただけるような取組を工夫してまいります。</p>
方針4 自治の更なる発展と、自治体間連携の強化		
28	<p>参加型予算の実施とあるが、区の予算編成に際しては区内に存在する様々な組織団体から予算要望、並びに所管との意見交換を行ってきている。これらは参加型予算と見なされていないのか。各々の組織団体はその役割において専門的な意見を述べているものと思う。あまりに大きな場での抽象的な意見交換はマイナスになることも懸念される。実施内容をもう少し明確に示したなかでモデル実施すべきではないか。</p>	<p>参加型予算は、予算編成過程に区民が参画することで、区財政をより身近に、区政に積極的に参画してもらうことを目的に実施します。また、最終的には議会で予算審議を経て予算を決定します。参加型予算の本格実施に向けて、令和5年度中にモデル実施を行うとともに、区民意見交換会を実施し、それらを参考としながら、令和6年度の本格実施に向けて検討を進めます。</p>
29	<p>住民参加型予算は「主な取組」としてより正面に、大きく打ち出すべき施策である。具体化するにはさまざまな方式があるが、内外事例の調査を行い、その成果を公表して、区民の合意形成を図って欲しい。</p>	
30	<p>「参加型予算の実施」という新たな挑戦に期待する。自分の街は住民みんなで作る、そんな新しい杉並区が少しずつ動き出すことに期待している。</p>	

No.	意見概要	区の考え方
31	<p>区議は選挙という民主主義の一つの方法で選出された区民の代表だが選挙の制度的な問題や文化や社会の影響で女性や若者が少なく、議会での議論や政策が必ずしも我々区民の意思を反映しているとは言い難く偏っていると常々不満に思っていた。杉並区はこうした先進的取り組みにもっと積極的であってほしい。参加型予算のもう一つの案として提案したいのは「子ども議会」及び「子ども予算」である。参加型予算の一部でも良いので子ども(小中高校生)が議論して答申を出せるような仕組みを作って実践してほしい。</p>	<p>前段は、P29「区政経営改革推進計画」No.28～No.30と同様 また、「子ども議会」「子ども予算」については、参加型予算の本格実施に向けた検討をする際の参考とさせていただきます。</p>
32	<p>参加型予算について、予算編成は、杉並区のことをよく理解し、税金を預かって行政を動かす責任と、幅広い知識や経験を持ち、全体を俯瞰して考えを述べることができる人が行っほしい。区の職員は区民の声をよく聞いているし、区民の代表である議員が区民の声を議会に届けて、議論されている。区民を代表していないどこの誰かもわからない少数の区民の意思が予算に反映される仕組みが、議論もされないまま計画されることは、非常に不安。</p>	<p>前段は、P29「区政経営改革推進計画」No.28～No.30と同様 なお、一部の少数意見だけが反映されるおそれがあるといった課題が指摘されていることは承知しており、今後、それらの課題も念頭に、検討していきます。</p>

3 杉並区協働推進計画(第1次)

No.	意見概要	区の考え方
方針1 地域に開かれた新たな協働の仕組みづくり		
1	<p>これまで区民サービスの充実には民間活力の導入が大きく寄与してきたものと思う。民間事業者の連携や活用については区民も参加した選定なども行われてきたことから、行政主導で行われる検証は、これまでの区民の意見が否定されているようにも思える。行政管理担当から区政経営改革担当に移行して検証を行う意味を明確にしてほしい。</p>	<p>区では、これまでも、多くの区民や団体との協働の実践を積み重ね、「参加と協働による地域社会づくり」に努めてきました。今後は、さらに、区民や地域団体、NPOのほか、民間事業者や大学など地域の多様な主体との協働を一層深化させ、地域課題の解決をめざしていくことが不可欠であると認識しております。「様々な手法による区民・民間事業者との連携事業の推進」の取組につきましては、区民サービスの質の強化を図る観点から、令和5年4月に運用開始予定の公民連携プラットフォームの取組も含め、様々な手法で区民や地域団体、NPO、民間事業者など地域の多様な主体と、対等な立場での連携を強化することを計画化したものです。</p> <p>なお、担当課名については、令和4年度の組織改正により、課名が変更となったものです。</p>
方針2 区と地域団体等による地域課題・行政課題の解決に向けた取組		
2	<p>現在区の予算編成に際しては区内に存在する様々な組織団体から予算要望、並びに所管との意見交換を行ってきている。その仕組み自体否定されているのか。</p>	<p>参加型予算の実施後も、従来どおり団体からの予算要望を受け付ける予定であり、団体による要望の取組を否定する趣旨はありません。</p>
3	<p>「協働推進」の新しい変革において必要なのは区民の参加と対話、今までない協働のデザインだと考える。区議は選挙という民主主義の一つの方法で選出された区民の代表だが選挙の制度的な問題や文化や社会の影響で女性や若者が少なく、議会での議論や政策が必ずしも我々区民の意思を反映しているとは言い難く偏っていると常々不満に思っていた。杉並区はこうした先進的取組にもっと積極的であって欲しい。参加型予算のもう一つの案として提案したいのは「子ども議会」及び「子ども予算」である。参加型予算の一部でも良いので子ども(小中高校生)が議論して答申を出せるような仕組みを作って実践してほしい。</p>	<p>P30「区政経営改革推進計画」No.31と同様</p>
4	<p>区長と区民の意見交換会では区長の方針が明確に聞ける会としてほしい。</p>	<p>意見交換会は、施策・事業の今後の方向性について、広く区民の皆さんのご意見をお聴きすることを目的に実施しています。区長が自らの方針を述べることは、区民の皆さんの自由な発言の妨げになる恐れがあることから、論点の提示などにとどめているものです。</p>

No.	意見概要	区の考え方
5	対話の会を重視してより区民と区長との直接対話の機会を増やすという考え方については、区長だけでなく区の政策を実現してゆく当事者としての区職員の積極的参加を希望する。実務経験の長い意思決定権を持つベテラン職員だけでなく若い職員に参加してもらい区民との対話の中から提言や合意形成が生まれるプロセスをぜひ経験してもらいたいと思う。また、ベテラン職員には対話の場で自らの決断力を発揮してほしい。	P29「区政経営改革推進計画」No.26と同様
6	行政の部門を越えた協働事業の推進を期待する。行政の組織としては縦割りもやむを得ない部分もあるが、課題への取り組みについては、ぜひ部門の枠を超えての取り組み・推進をお願いしたい。中でも、環境問題、特に「脱プラスチックの推進」は喫緊の課題であり、行政・関連団体や企業、区民が協力して取り組まなければならないものである。同時に行政サイドの取り組み体制も課題に向けて柔軟にあってほしい。	区では、より一層、複雑化、高度化が予想される地域の課題解決に対して、区民、地域団体、民間事業者等の多様な主体と力を合わせ、協力しあって解決していく「新たな協働の仕組みづくり」を協働推進基本方針に掲げています。この方針に基づき、令和4年度には、全庁における新たな協働の取組を促進する「公民連携に関する専管窓口」を設置したところです。今後とも、多様な主体との協働の取組を検討・実施していくとともに、協働の取組を推進していく職員の育成にも力を注いでいきます。
7	社会的弱者(障がい者、ヤングケアラー、独居老人、情報格差の課題)への支援も大きな課題である。社会福祉の関係部門だけでなく、情報化推進(デジタル支援など)との関係がますます必要である。ぜひとも、協働事業推進において、いかに発揮してほしい。	

4 デジタル化推進計画(第1次)

No.	意見概要	区の考え方
方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上		
1	<p>震災救援所の運営に関するデジタル化の推進について私は、日本視覚障害者連合のメンバーとして東日本大震災、熊本地震で視覚障害者支援を行ったが、最大の問題は基礎自治体からの情報が得られないことだった。救援活動どころか自治体へ情報を出す陳情を行うことに時間を費やしている。大事なことは外部の専門家の支援を受けること。もし、デジタル化によって情報を確保できたとしてもその情報を正しく利用しない限り意味がない。デジタル化をする上で、それをどのように扱うのかを議論してほしい。</p>	<p>震災救援所の運営に関するデジタル化については、避難者の受付や災害時要配慮者の安否確認等へのシステム導入に向けて検討を進めているところです。災害時における情報の活用については、今後修正を予定している杉並区地域防災計画の検討過程において十分に議論するとともに、可能な限り震災救援所運営連絡会等で意見を聴きながら、訓練等を通じて活用・周知に努めていきます。</p>
2	<p>気候変動の時代において水防情報対策は待ったなしであり、SNSによる動画教材は事例を参考にすれば作成には時間がかからないと考えるため、運用を2023年度からに前倒しする修正案に賛成である。</p>	<p>今後も水害対策について周知に努めていきます。</p>
3	<p>区ホームページの見直しについて ホームページのユニバーサルデザイン化は当たり前前の時代。しかし、杉並区のホームページは視覚障害者にとっては使いづらい。検討を進めた結果を当事者に紹介する一昔前の手法は取らず、ぜひ当事者を検討会に巻き込んで検討を進めてほしい。ホームページがしっかりできると、公共施設において触知案内図は必要なくなる。大きな経費削減につながる。広報課はあくまでプラットホームなので、杉並区全体の課題であることを念頭に検討を進めてほしい。</p>	<p>現在のホームページにおいても、視覚障害者等の方々のアクセシビリティの向上に努めているところですが、令和6年度の区公式ホームページのリニューアルの際には、より一層使いやすくなるよう、当事者や専門家等から意見を聴取しながら作業を進めます。</p>
4	<p>コロナ禍における感染予防対策として、テレビ会議システムを始め、タッチパネルや筆談具など肉声に頼らないコミュニケーションツールが世の中に急速に広まったが、これらは聴覚障害者対策としても有効なものが多い。遠隔窓口手話システムの導入には賛成であるが、その他の聴覚障害者とのコミュニケーションツールの導入も進めて頂きたい。</p>	<p>今回導入する遠隔手話は、タブレット端末を活用する予定です。タブレット端末には、遠隔手話だけでなく、音声認識機能や筆談機能を備えており、手話以外のコミュニケーションもとれるよう活用方法を検討しているところです。その他のコミュニケーションツールの活用については、関係団体からの御意見を取り入れつつ、研究を進めていきます。また、現在、区役所の窓口には「耳マーク」を設置し、筆談で対応できることを周知しています。</p>
5	<p>情報障害者である視覚障害者、聴覚障害者への対応の記述がほとんど見られない。デジタル推進において「だれ一人取り残さない」のプライオリティが高い対象者は、高齢者ではなく情報障害者。</p>	<p>今回の計画の一部修正案では、デジタル技術が進展する今日において、視覚障害や聴覚障害など情報を得にくい障害者に対し、障害特性に応じたデジタル技術活用に向けた支援するための取組を新たに計画化しています。</p>
6	<p>高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援についてこの取り組みは素晴らしい。ただし、これはマジョリティに向けた支援だとも言える。マジョリティに目を向けながらも、視覚障害・聴覚障害等のマイノリティに目を向けていただければありがたい。 公金を支出するので費用対効果も重要なファクターだと思うが、高齢者一人当たりの費用の数倍かかることは認識してほしい。 視覚障害者が使いこなせるようになることは、その方の人生も変える可能性があるといっても過言ではない。ぜひ、高齢者への支援に遜色ない予算をつけて障害分野も継続的に実施してほしい。</p>	

No.	意見概要	区の考え方
7	<p>デジタル化推進事業では視覚障害者の情報格差についての支援事業をお願いしたい。昨今、音声機能が進み、視覚障害者でもインターネットなどの情報が音声で読み取ることができるようになった。しかし、その機能を使うには、そのためのソフトやスマートフォンが必要になる。またそちらを利用するにあたってのパソコンやスマートフォン操作方法の習得には、普通のパソコン教室では得られず、また一般者向けの講座と同じようなカリキュラムでは習得は難しい。音声機能が使えるソフトやスマートフォン購入のための支援、習得のための特別な講習会や教室に関する支援を考えてほしい。また、たとえ音声機能が習得できても、インターネットページに音声機能が使えない仕様になっていると利用することができない。例えば区役所の中でPDFで添付しているものが数多くあるが、視覚障害者は情報得られない状況になっている。またボランティアシステムのチームナミスケのサイトは、数年前から音声機能が使えず、改善を何度か要望したが、未だ改善されず、そちらで申し込みをしたい場合には、特別に担当に電話し、申し込まなければならない。視覚障害者も平等に情報を得られるように改善して欲しい。誰もが平等に情報を得るためには上記が必要となると思っている。</p>	<p>前段は、P33「デジタル化推進計画」No.5～No.6と同様 また、区公式ホームページ等について、ウェブアクセシビリティに配慮し、誰もが使いやすいものとなるよう引き続き努めていきます。</p>
8	<p>ペーパーレスは中々ハードルが高そうだ。</p>	<p>ペーパーレス会議は、紙資料の印刷作業が無くなるといった業務の効率化が期待できるとともに、紙の使用量が減ることで温室効果ガス排出量の削減にもつながる取組であるものと認識しています。そのため、持ち運びがしやすいパソコンの導入や会議室への大型モニターの設定等、紙資料が無くても会議がしやすい環境の充実を図り、ペーパーレス会議の促進に取り組んでいきます。また、インターネット等を通じて開催するオンライン会議についても併せて拡充し、会議の利便性の向上を図ります。</p>
9	<p>現行の基本構想を策定した審議会は、参集・オンラインのどちらでも参加できるオンラインハイブリッド形式による開催で、当時は技術的にも難しい中で先進的な取組であったと評価している。紙資料は多かったが、発言内容の記録を大型モニターに映写し、オンラインでも閲覧できるようにするなど進めていた。今後は各種会議でさらにペーパーレス化が推進され、また、オンラインを併用した会議が増えていくことを期待したい。</p>	
10	<p>DXについて、ゼロカーボン政策を積極的に進めていくためにはなくてはならない有効な政策である。一刻も早く進めていただきたい。</p>	
11	<p>ペーパーレス会議、ペーパーレスの情報公開、など広範囲で対応していただきたい。</p>	<p>ペーパーレス会議については、P34「デジタル化推進計画」No.8～No.10と同様 また、ペーパーレスの情報公開についてですが、電磁的記録で保有する情報については、ご希望に応じCD-R等電磁的記録媒体にて交付しておりますが、紙原本で保有している場合は、紙で出力したもののみで対応しています。また、電磁的記録で保有している場合でも、非公開箇所があるものについては、専用ソフトにより被覆した箇所が開けられてしまう危険性が完全に否定できないことから、現在CD-R等による交付は実施していません。</p>
12	<p>自分達の活動をアピールするために、できるだけ安価で(無料)HP作成ができる人はいないか悩んでいる。これから新人(若者)を入会確保するためには、HPが不可欠と思っており、区の方で何か解決策を構じてほしい。</p>	<p>区では、地域活動団体の情報発信を支援するためのポータルサイト「すぎなみ地域コム」を開設しています。ご利用に当たっての諸条件を確認の上、イベントの周知等への活用をご検討ください。</p>

5 杉並区立施設再編整備計画(第2期)・第1次実施プラン

※ 網掛けの部分は、計画に反映させた意見

No.	意見概要	区の考え方
一部修正の基本的な考え方		
1	<p>財源は限られており、その分を少子化対策につき込むのが時代の方向と思う。その観点からも、無意味な公共投資は抑制し耐震性のある建物は残して必要最小限なリフォームにより目的を達成するやり方が求められる。今回区立施設再編を見直すのはこの観点から賛成であり、その目的をはっきりと区民に説明すべきである。これまで区は机上で「議論」を積み上げ企画し、実現にあたっては民間に委託するというパターンを繰り返してきたが、企画には現場感が必要で、住民に一番寄り添っているフロントランナーの区職員には住民の生の声を拾って施策につなげていただきたい。</p>	<p>将来的な人口減少や人口構造の変化による税収減の可能性や、高齢者人口の増加に伴う扶助費の増加などを考えると、今後、区立施設に充てることができる予算は、現在よりも厳しくなることが予想されます。</p> <p>区立施設再編整備計画では、基本方針の1つとして、施設の長寿命化の推進を掲げております。具体的には、区立施設長寿命化方針の考え方に基づき、長寿命化改修を実施することができる施設については、必要な改修等を適切な時期に実施することで築80年まで使うなど、施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減・平準化を図る考えです。</p> <p>こうした考え方については、引き続き区民の皆様丁寧に説明をしていきます。また、施設を整備するに当たっては、区民の皆様を丁寧に聴きながら進めていきます。</p>
2	<p>玉突きのように連鎖的なやり方で再編計画をし、すでに具体的に話を進め戻りできない状況を作ったところでの説明が、昨年末に初めて行われたのではないかと。まちづくり基本方針の考えにのっとり、住民の意見を聞いて地域を生かしたやり方にするべき。</p>	<p>区立施設再編整備の取組については、これまでの取組の検証等をした上で、新たな方針を定めることとしております。この検証等においては、再編整備の考え方や手法のほか、区民との合意形成の観点から、区民の声をどのように聴いていくのかについても、これまでの取組を検証し、今後のあり方を検討していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>地域ごと・施設ごとに区民を含めた協議会の設立と協議会の話し合いを前提とした整備計画の見直しを求める。地域ごとに課題があり、要望も状況も違うので、パブリックコメントとは別に、地域ごとに、希望する施設利用者や利用団体など区民を含む協議会を地域ごとに区の責任で設け、より良い施設整備に尽力してほしい。あんさんぶる荻窪設立の例を参考にしてほしい。</p>	
4	<p>計画通りまたは一部修正して実施する施設について地域住民との話し合いを継続して、住民がその運用についての意見を出しやすい環境を作ってほしい。</p>	<p>今回の計画の一部修正でお示しました、児童館・ゆうゆう館の再編整備の取組の中で、計画どおりまたは一部修正して実施する取組については、緊急性の高い行政課題への対応や取組の進捗状況などを踏まえて、現段階で休止することが困難なものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、取組を進めるに当たっては、施設の整備や運用に向けて、地域の方との対話を大切にしながら進めていきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
5	<p>「走り出してしまったもの」についてはそのままの状態になっているが、その「機能(移転)」などを今後検討していく必要がある。また、「立ち止まることができたもの」については、単純な先延ばし、様子見ではなく、より根本的な見直しへの時間確保となることを期待している。いずれにせよ、「対話を重視する区政」の具体的な姿が見える、区民の声を聞き、地域住民との協働による各施設の立案と運営へと進むことを期待している。具体的には、我が家の近隣にある「(旧)和田堀会館」も使われなくなっただけでなく、どうなっているのか近隣住民にも全くわからない。廃止・統合(経費削減・効率化)だけが先行し、住民の福利はおざなりになっていないか。運営の面でも同様で、民間委託など効率化の推進の陰で住民自治が置き去りにされているように思う。その結果、公共施設を利用する区民も「サービスの消費者」意識しか持たなくなっているように思われる。近隣住民や利用者による「運営協議会」、さらに「建設(整備)準備(検討)協議会」などを区が音頭を取って作っていく(「公共の再生」)が求められているのではないか。区が何をしようとしているのかが見える(可視化が進む)ことを期待している。</p>	<p>今回の計画の一部修正でお示しました、児童館・ゆうゆう館の再編整備の取組の中で、計画どおりまたは一部修正して実施する取組については、例えばゆうゆう館の機能がコミュニティふらっとに適切に機能継承できるようにするなど、利用者を始めとした区民の皆様の声を丁寧に聴きながら取組を進めていきます。</p> <p>また、一旦休止する取組については、今後の検証等においても、区民の皆様の声を丁寧に聴きながら、新たな方針等を定めていきます。</p> <p>区立施設の再編整備については、一斉に改築時期を迎える老朽化した施設にどのように対応し、将来に必要な、安全・安心な施設サービスを提供していくのかが大きな課題です。課題の解決には、区民の皆様の声にしつかりと耳を傾けることが必要と考えており、計画の検証等の中でも、そうした観点から区民意見聴取の方法などを検討していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>施設再編計画では今の建物を壊すことではなく、改修やコンバージョンを区民や専門家を交えて丁寧に議論し、使い続ける方法を検討してほしい。</p>	<p>区立施設再編整備計画では、基本方針の1つとして、施設の長寿命化の推進を掲げております。具体的には、区立施設長寿命化方針の考え方に基づき、長寿命化改修を実施することができる施設については、必要な改修等を適切な時期に実施することで築80年まで使うなど、施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減・平準化を図る考えです。</p> <p>施設の長寿命化には、単に物理的な不具合を直すのみではなく、新たなニーズへの対応など建物の機能や性能の向上を図る改修が必要と考えています。</p> <p>区立施設の再編整備や施設の長寿命化の取組を検討する際には、区民の皆様の声を丁寧に聴くとともに、専門技術者の意見を踏まえながら進めていきます。</p>
7	<p>再編整備計画の方向としてこれまでの高齢者優遇施策を転換してむしろ子育てに資するところに予算を振り向けることをはっきりさせるということと思う。実際、敬老会館→ゆうゆう館→コミュニティふらっと、とここ数年で取り組んできた構造改革はこの考え方の中にあると思っている。敬老会館にあった入浴設備を廃止した、保育園等との併用施設とした、というのが第一弾、今回のコミュニティふらっとはさらに高齢者だけでなく一般の方々に幅広く使用してもらい、施設の予約も「サザンカード」を使う方向です。老人が人口のわずかな部分であった時代から1/4～1/3の方向である。新生児は団塊の世代の1/3と80万人を割り込む時代に老人優遇施策から転換せざるを得ない。財源は限られており、その分を少子化対策につぎ込むのが時代の方向と思う。</p>	<p>区立施設再編整備計画は、今後の少子高齢化の更なる進展などを見据えて、将来に向かって必要な施設をどのように整備していくのかなどを定めた計画です。この間、女性の就業率の高まりに伴う保育需要の増加に対し、認可保育所を核に保育施設の整備を進める一方、後期高齢者の増加に伴う要介護高齢者の増加を見込んで、地域包括ケアを推進するとともに特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備も進めるなど、世代を問わず区民ニーズに応じて、取組を進めてきました。</p> <p>また、ゆうゆう館のコミュニティふらっとへの再編整備においては、今後の更なる高齢化の進展を見据え、高齢者が地域の様々な方とつながりを持てるような場の確保をする観点や、施設の老朽化への対応の観点などから、多世代型の施設であるコミュニティふらっとにこれまでのゆうゆう館の機能を継承していくこととしています。</p> <p>将来的な人口減少や人口構造の変化による税収減の可能性や、高齢者人口の増加に伴う扶助費の増加などを考えると、今後、区立施設に充てることのできる予算は、現在よりも厳しくなることが予想されます。そうした中で、安全・安心で良好な施設サービスを提供し続けるため、区民の皆様のご意見を伺いながら、施設再編整備の取組を進めていく必要があるものと考えております。</p>

No.	意見概要	区の考え方
8	施設再編といってもただ図上でグルグル移転させて工事費建設費を回しているように見える。利用者目線で必要な変更に限るべき。	区立施設再編整備計画の取組については、施設の老朽化や行政需要への対応などを踏まえて、将来に向けて施設をどのようにするのかを定めたものです。限られた財産である区立施設を有効に活用する観点から、施設・機能の移転を伴う場合があります。こうした再編整備の取組を検討するに当たっては、施設利用者等の皆様からも丁寧にご意見を伺いながら進めていきます。
9	全体的に再編整備の取り組みへの検証と今後の方針検討となっている。個別施設ごとの計画の課題点を示した中で検証が必要であることを明確にした先送りは理解できるが、このことにより地域ごとのサービスに差が生じないように配慮してほしい。	区立施設の再編整備の取組については、区民の皆様の声丁寧を聴きながら、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定します。新たな方針の決定に当たっては、ご指摘の点も踏まえて検討していきます。
10	コミュニティふらっとについて、「杉並区区立施設再編整備計画(第2期)・第1次実施プラン」に基づく再編整備の取組を検証し方針を見直すことは賛成である。	コミュニティふらっとの整備については、児童館・ゆうゆう館とともに、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定していきます。検証等に当たっては、施設利用者を始めとした区民の皆様の声幅広く聴きながら進めていきます。
11	児童館・ゆうゆう館といった個別の機能のあるものをふらっと等に集約するのはムリがあると思うし、細かく地域ごとにあるべき施設がなくなり、大型の施設が広域にひとつあるだけでは移動の困難だけでなく、地域性の確保や利用者の交流においてもマイナスであると考えます。今回の下高井戸児童館の廃止、天沼地区の三館集約は区長交代で期待していた地域住民にとっては強引で拙速な進め方と感じられたのではないかと。近距離で機能・施設内容を維持したまま移転・集約できるのであればまだよいが、もとの計画では施設がほぼ全廃になる乱暴なものであり、それを一部修正した現状ではまだ区民にとって十分に施設が確保できるようになることは言いがたい。一度なくしてしまったら元に戻す、増やすことはきわめて困難である。特に子どもの施設においては、短いスパン(たとえば6年)で「児童館の存在する知らない世代への置き換わり」が起こることになり、次の世代は児童館を享受する権利の存在を知らず、要求もしなくなるのが危惧される。廃止・集約計画はすべて一度ストップし、現行の利用者への広範な意向調査と、利用実態調査を行うべきである。	下高井戸児童館については、子ども・子育てプラザが唯一未整備である高井戸地域に早期に子ども・子育てプラザを整備する必要があること、また、天沼地区におけるゆうゆう天沼館、本天沼区民集会所及び天沼区民集会所の取組については、ゆうゆう天沼館に併設する天沼保育園については、老朽化に伴い移転する必要があり、既に移転先の施設整備や運営事業者の選定、保護者周知等が既に進んでいることや、区立児童相談所の整備に伴う、児童発達相談係(乳幼児や学齢児の発達相談窓口で、現在の阿佐谷南児童館等建物に所在)の移転先として、天沼区民集会所跡地が適当であること、あるいは老朽化した旧若杉小学校に所在する北校舎の民設保育所の移転を促進し、保育の定員を適切に確保する観点などから、計画どおり進めていく考えです。こうした場合についても、利用者をはじめとした区民の皆さまを対象とした説明会を開催し、取組の必要性をお伝えするとともに、ご意見をお伺いしながら進めていきます。なお、児童館、ゆうゆう館の再編整備の取組については、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定します。検証に当たっては、再編整備の手法や進め方等について利用者から意見を伺う等、利用者の視点に立った検証を行うとともに、その結果を踏まえ、施設のあり方も含めた新たな方針を決定していきます。
12	児童館やゆうゆう館の廃止について反対である。今まで利用してきたのに、短期間のうちに決められてあまりにも理不尽。今後の話し合いに期待する。	児童館、ゆうゆう館の再編整備の取組については、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定します。検証においては、区民の皆さまからの合意形成の過程も対象とし、これまでの取組を振り返り、今後のあり方を検討していく予定としていますので、いただいたご意見も踏まえて進めていきます。

No.	意見概要	区の考え方
13	杉並区立施設再編整備計画(第2期)、第一次実施プランの一部修正案の表1の一旦休止する取り組みは賛成である。表2の「計画どおりまたは一部修正して実施する取組」は、すべて立ち止まって、住民・利用者の意向を尊重して、方針を決めなおすことを求める。	児童館、ゆうゆう館の再編整備の取組については、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定します。緊急性の高い行政課題への対応や取組の進捗状況等により現段階で休止することが困難な事業については、計画どおり又は取組の一部を修正した上で進めることとしましたが、この場合についても、利用者をはじめとした区民の皆さまを対象とした説明会を開催し、取組の必要性をお伝えするとともに、ご意見をお伺いする機会を設けています。
14	児童館4つとゆうゆう館4つが再編を休止することになったのは、大いに賛成する。廃止が予定されている下高井戸児童館、阿佐谷南児童館、ゆうゆう天沼館、ゆうゆう高円寺南館、ゆうゆう方南館については、再編(廃止)を止めてほしい。これらは、地域の人たちにとって大事な場所である。	今後の検証等に当たっては、施設利用者を始めとした区民の皆様の声を幅広く聴きながら進めていきます。
15	再編の中身は、机上の今後の人口減少をベースに、児童館やゆうゆう館など各機能ごとの施設を実際の利用状況や利用者の声を精査することなく、かつ個別施設の立地と利用者の居住地などを実地で見ること無く、「コミュニティふらっと」という「入れ物」に変えてきた。児童健全育成の専門職を置くことを要件とされる児童館や、頭や体を使う講座などが豊富で「健康長寿」に資するゆうゆう館を潰すべきではない。再編が実行され既に何年も経っているので、コミュニティふらっとに変えられた各施設の利用状況や利用者の声を施設委託業者の業務に対する考えも含めて、現在は検証すべき時期に来ていると思う。このことは、「杉並区実行計画(第1次)等の一部修正案、検証などを行う主な取組」でも書かれていることである。きちんと「調査・分析し、検証した上で」決定してほしい。	児童館については、子どもの成長と子育てを支援する施設としての役割を果たしてきましたが、学童クラブを含む小学生の放課後等の居場所や乳幼児親子の居場所のニーズが増加している中、児童館という限られたスペースでは対応に限界が生じてきています。また、ゆうゆう館については、高齢者が身近な地域で活動できる場が必要である一方、夜間の利用率が低く施設の有効活用に工夫が必要なことや、建物の老朽化への対応への課題があります。こうしたことから、児童館に関しては、小学生の居場所を小学校内等に、乳幼児親子の居場所を子ども・子育てプラザ等に、ゆうゆう館は新たなコミュニティ施設である「コミュニティふらっと」に、それぞれ機能を継承することとしました。児童館、ゆうゆう館の再編整備の取組については、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定することとしましたが、この検証に当たっては、児童館やゆうゆう館の機能を継承した施設等を対象として調査も実施し、利用者や運営事業者の声も聴きながら、検証結果を踏まえた新たな方針を決定していきます。
16	児童館・ゆうゆう館等の再編整備に対しては、2021年度の基本構想案パブリックコメントで反対意見が多数出されている。一方で、実施設計まで進んでいる等現実的に休止が困難な事業計画もある。これらを踏まえた、表1の事業の一旦休止及び取組の検証と、表2の事業実施については、いずれも賛成である。	児童館、ゆうゆう館の再編整備の取組の内、緊急性の高い行政課題への対応や取組の進捗状況等により現段階で休止することが困難な事業については、計画どおり又は取組の一部を修正した上で進めることとしました。児童館・ゆうゆう館等の再編整備については、区民から様々なご意見を頂いていることを踏まえ、施設利用者を始め区民の皆様の声を丁寧に聴きながら、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定していきます。
17	児童館、ゆうゆう館の移転について、いろいろ理由があるのはわかったが、実施しないしてほしい。杉並区が先駆的で誇る施設だったと聞くが、もうずいぶんたくさん移転されてしまったので、残すことを優先してほしい。今は成人の我が子にとって子どもの頃児童館がどれほど大切だったか、親として身に染みている。機能移転と言っても、子どもとお年寄りにとって、いつでもだれでもそこに行けば居場所があることは必須だと思う。働き盛り世代は多少複雑な仕組みでも理解して対応できるが、子どもとお年寄りは「いつでもあそこへ行けば大丈夫」でないと使用が難しい。そういう機能は児童館、ゆうゆう館だからこそ持てると思う。職員の方の専門性も必要な施設だと思うので、その維持にも館をこれ以上減らさないほうが良い。	児童館、ゆうゆう館の再編整備の取組については、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定します。検証に当たっては、これまでの間児童館、ゆうゆう館が果たしてきた機能を新たな施設に十分に継承できていたか等、利用者や保護者からの意見等を聴きながら確認するとともに、施設のあり方も含めた新たな方針を決定していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。
18	児童館、ゆうゆう館は、区民の暮らしに欠かせないもの。「暮らし」の視点に立って、児童館、ゆうゆう館の廃止方針を見直し、存続できるように希望する。	児童館・ゆうゆう館の取組については、区民の皆様の声を丁寧に聴きながら、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針等を決定していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。

No.	意見概要	区の考え方
19	<p>選挙の折に公約として掲げていた、原則として区立施設再編整備計画の一旦休止を、すぐに実行に移すというのはあまりに性急すぎると感じている。これまでの区立施設再編計画のどこに問題があり、なぜ見直さなければならぬのか、納得のいく十分な説明があるとは感じられない。具体的な説明をしていただきたい。背景説明や理念が語られないと、一旦休止するものと計画通りまたは一部修正するものとのような基準で仕分けを行ったのか不透明さを感じる。</p> <p>ただ、高く評価できるのは、区民の声を聴く、というスタンスを明確にして区職員が丁寧に対応していると感じられることである。</p>	<p>区立施設再編整備計画の取組の検証等を進めていくに当たり、特に区民の皆様から様々な意見をいただいていた児童館・ゆうゆう館に関する再編整備の取組については、取組を一旦休止することが可能であるかを精査した上で、緊急性の高い行政課題への対応や取組の進捗状況等により休止することが困難な取組については計画どおりまたは取組を一部修正して進めていくこととしたものです。</p> <p>今後の検証等に当たっては、施設利用者を始めとした区民の皆様の声幅広く聴きながら進めていきます。</p>

(1)小学校、中学校、特別支援学校

20	<p>阿佐谷北東地区再開発にともなう杉並第一小学校の移転計画は中止すべき。河北病院の建築計画の遅れにともなう工期の遅れが生じている。そもそもが老朽化のための現地建て替え計画であり、すぐにも実施される予定だった。移転先の病院跡地は低地の軟弱地盤であり、薬品汚染の可能性も指摘されている。今こそ見直すべき。跡地の区有地の利用も何ら明らかにはされていない。</p>	<p>杉並第一小学校の移転については、現在地での改築案(A案)と、総合病院跡地への移転改築案(B案)について、多角的な比較考察を行った結果、A案より広い敷地面積を確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれることに加え、首都直下地震発生の切迫性を踏まえ、震災時に甚大な被害が想定されるこの地域の防災性の向上という喫緊の課題に対し、具体的な時期を見通し、早期に対応できるとともに、土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出を図ることができることなどを総合的に考慮し、全体最適・長期最適の観点から「B案」を整備方針として取り組んでいるものです。</p> <p>病院跡地については、病院運営法人において、土壌汚染対策法等に基づき、現地の土壌を採取し汚染状況の調査を実施した上で、土壌汚染が確認された場合には、汚染土壌の掘削による除去の措置及び埋戻し、整地等の対策を実施することとなっており、その点は区としても確認していきます。そのため、学校としての使用に問題はないものと考えています。</p> <p>以上のとおり、杉並第一小学校の移転改築は着実に進めていきます。</p> <p>なお、杉並第一小学校が移転した後の跡地については、「杉並第一小学校等施設整備等方針」(平成29年5月策定)を踏まえて、学校関係者や地域の方からご意見を伺いながら、令和5年度から検討を進めていきます。</p>
----	---	---

No.	意見概要	区の方考え方
21	<p>P82 ①区長の公約等踏まえた修正→(1)小学校、中学校、特別支援学校<老朽化した学校施設の改築等→【杉並第一小学校の移転改築】について、下記のとおり改変してほしい。</p> <p>①“改築”に該当するものは何か、明示すること。</p> <p>②“移転”とあるが“立替”(元位置)とすること。</p> <p>また、杉一跡地の利用について具体的に明示してほしい。河北工事遅延の合理性を説明してほしい。</p>	<p>計画の一部修正案の82頁については、児童館やゆうゆう館の再編整備を原則として一旦休止する件について、今回の修正の対象となった取組を施設分類ごとに示したものです。杉並第一小学校の移転改築の項目については、当該一覧の後頁に現行計画の取組と修正後の取組を比較できるような形でお示しており、杉並第一小学校が移転改築する旨、記載しております。</p> <p>杉並第一小学校の移転については、現在地での改築案(A案)と、総合病院跡地への移転改築案(B案)について、多角的な比較考察を行った結果、A案より広い敷地面積を確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれることに加え、首都直下地震発生の切迫性を踏まえ、震災時に甚大な被害が想定されるこの地域の防災性の向上という喫緊の課題に対し、具体的な時期を見通し、早期に対応できるとともに、土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出を図ることができることなどを総合的に考慮し、全体最適・長期最適の観点から「B案」を整備方針として取り組んでいるものです。</p> <p>杉並第一小学校が移転した後の跡地については、「杉並第一小学校等施設整備等方針」(平成29年5月策定)を踏まえて、地域の方も含め関係者の方からご意見を伺いながら、令和5年度から検討を進めていきます。</p> <p>また、病院の建設工事は病院運営法人が行うものであり、区が合理性を検証するものではありません。事業に影響を及ぼす事態となった際には、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施工協定書に基づき対応していきます。</p>
22	<p>区が杉一小の移転を絡めてこの計画を進めることは納得がいかない。河北病院のあたりは土地が低く避難場所ともなる小学校の用地には適さないと思う。そもそも杉一小学校は当初現在の場所に建て替えるとの計画で住民説明会がされており、いつの間にか計画が変更され三者の土地交換による現計画になった経緯がある。この間の事情は納得がいく説明はされていないように思う。杉一小学校の移転も「一旦休止」の中に含めることを要望する。</p>	<p>杉並第一小学校の移転については、現在地での改築案(A案)と、総合病院跡地への移転改築案(B案)について、多角的な比較考察を行った結果、A案より広い敷地面積を確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれることに加え、首都直下地震発生の切迫性を踏まえ、震災時に甚大な被害が想定されるこの地域の防災性の向上という喫緊の課題に対し、具体的な時期を見通し、早期に対応できるとともに、土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出を図ることができることなどを総合的に考慮し、全体最適・長期最適の観点から「B案」を整備方針として取り組んでいるものです。</p> <p>この見直しに当たっては、平成28～29年度にかけて、地域や保護者の方々へ説明会等で意見を伺った上で、決定したものです。</p>
23	<p>杉一小の移転改築に反対。何年前前から個人共同施行の3者による、土地区画整理事業による計画の説明会等で区民が反対してきたにもかかわらず、区民の意見は無視されて決められてきた。先日の説明会にも行ったが、病院の高さは40m一部45mとたしか、前の説明では30mといつてきたものが15mも高くなっていました。残念ながらやしき林はほとんどが伐採され悲しいかぎり。かなり区民が反対したにもかかわらず残念。動植物がいなくなり、ツミの生活場所がなくなってしまった。この商業ビルは60mの高さといわれたと思うが、はたしてもっと高くなるかも知れない。河北病院は杉一小より3～4m低い以前川が流れていた。河川敷だったところ。防災ハザードマップは1000年に一度の防災に対応するようになっているそうだ。防災拠点になる杉一小が浸水地域になる。かさあげをすとの事だが、何億もかかるその資金は区民の税金ではないのか。またかさあげしても潮の島になってしまうのでは、防災拠点にはならない。大変危険。杉一小の跡地については整備方針を踏まえて、検討を進めるとはつきり書いてないが、方針を進めるという事ははっきりしている。絶対反対。阿佐谷南はけやき通りがあるだけで緑は本当に少ない。高いビルなど必要ない。本当になくなってしまったが“みどり豊かな、住まいのみやこ”～杉並区基本構想にそった、本当に人々が豊かに暮せる阿佐谷を残してほしい。</p>	<p>この見直しに当たっては、平成28～29年度にかけて、地域や保護者の方々へ説明会等で意見を伺った上で、決定したものです。</p> <p>また、水害について、東京都下水道局では、第二桃園川幹線の整備による豪雨対策に取り組んでおり、浸水被害に対する安全性は今後向上するものと考えています。さらに、小学校の整備に当たっては、避難所としても活用する点を考慮し、ハザードマップの浸水想定や土地の地盤の高さを踏まえた設計を行うとともに、雨水の貯留・浸透施設を設置するなど、適切に対応していきます。</p> <p>以上のことから、杉並第一小学校の移転改築は、学校関係者や地域の方からご意見を伺いながら着実に進めていきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
24	<p>杉一小学校の移転はやめてほしい。阿佐谷北東地区まちづくりによる土地区画整理事業というものがどういものかいまでもさっぱりわからない。この事業計画の発表があり、パネル展示や公聴会の意見募集もあった。その時、10人の公述人が意見発表をしたが、賛成は4人、反対は6人であった。反対の多くが、貴重なけやき屋敷の森をぜひ残したい、杉一小学校はあの地域で一番高い場所にあり、病院と交換すれば低地になり、防災拠点にするにもふさわしくないし、病院跡地に学校というも子どもの活動場所としていかなものか、というものであった。杉一小学校は、杉並で最初に出来た学校である。初めての学校ということで、地権者が一番いい場所を提供してくれたという話も聞いた。杉並の歴史の大切な1頁であるから、杉一小はあそこになければならない。耐震工事も終えているので、効果的活用もあると思う。病院が移転することは今から止められないようであるが、土地調査は必ず行ってほしい。その上で、安全性を確保して、防災公園にすることを提案する。みどりを戻してほしい。</p>	<p>杉並第一小学校の移転については、現在地での改築案(A案)と、総合病院跡地への移転改築案(B案)について、多角的な比較考察を行った結果、A案より広い敷地面積を確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれることに加え、首都直下地震発生の切迫性を踏まえ、震災時に甚大な被害が想定されるこの地域の防災性の向上という喫緊の課題に対し、具体的な時期を見通し、早期に対応できるとともに、土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出を図ることができることなどを総合的に考慮し、全体最適・長期最適の観点から「B案」を整備方針として取り組んでいるものです。</p> <p>この見直しに当たっては、平成28～29年度にかけて、地域や保護者の方々に説明会等で意見を伺った上で、決定したものです。</p> <p>また、水害について、東京都下水道局では、第二桃園川幹線の整備による豪雨対策に取り組んでおり、浸水被害に対する安全性は今後向上するものと考えています。さらに、小学校の整備に当たっては、避難所としても活用する点を考慮し、ハザードマップの浸水想定や土地の地盤の高さを踏まえた設計を行うとともに、雨水の貯留・浸透施設を設置するなど、適切に対応していきます。</p> <p>以上のことから、杉並第一小学校の移転改築は、学校関係者や地域の方からご意見を伺いながら着実に進めていきます。</p> <p>病院跡地については、病院運営法人において、土壌汚染対策法等に基づき、現地の土壌を採取し汚染状況の調査を実施した上で、土壌汚染が確認された場合には、汚染土壌の掘削による除去の措置及び埋戻し、整地等の対策を実施することとなり、その点は区としても確認していきます。そのため、学校としての使用に問題はないものと考えていますので、病院跡地を公園として整備する考えはありません。</p>
25	<p>杉並第一小学校の移転改築について、以下の通り見直してほしい。</p> <p>杉一小学校は現行のまま存続させてほしい。杉並第一小学校の老朽化が移転目的だが、学校は既に耐震補強を実施している。給食室も改修済みである。現在の学校用地は高台にあり学校用地としても、また、近隣住民の万一の災害の避難場所として最適な立地条件を要している。移転予定先の病院跡地は、杉一小学校より3メートルも下がった、かつての湿地帯である。ハザードマップでも水害が予測される低地で、小学校用地としても住民の避難場所としても適していない。</p> <p>そこで、本計画を見直し、杉一小学校は現在地で存続させ、移転予定地の病院跡地を区民が憩う緑の公園にしてほしい。けやき屋敷の樹木は70本近くが伐採され、現在見る影もない。緑の復活はゼロカーボンシティを目指す杉並区の方向性と合致している。同敷地の底上げをはかり緑地公園にすれば失われた緑の復活になる。水場もつくり子どもたちが安心して遊べる場所にしてほしい。遊具をたくさんつくってほしい。けやき公園プールが阿佐谷区民センターになってしまい、阿佐谷にプールがなくなり子育て世代のお父さんお母さんはプール探しに大変苦労している。ここにプールを復活させてほしい。壊す文化ではなくヨーロッパのように直して使う持続する文化を選択してほしい。</p>	<p>杉並第一小学校は、耐震補強や改修により延命化を図ってきておりますが、最も古い校舎棟は既に築65年を超えており、遠からず改築が必要です。</p> <p>杉並第一小学校の移転については、現在地での改築案(A案)と、総合病院跡地への移転改築案(B案)について、多角的な比較考察を行った結果、A案より広い敷地面積を確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれることに加え、首都直下地震発生の切迫性を踏まえ、震災時に甚大な被害が想定されるこの地域の防災性の向上という喫緊の課題に対し、具体的な時期を見通し、早期に対応できるとともに、土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出を図ることができることなどを総合的に考慮し、全体最適・長期最適の観点から「B案」を整備方針として取り組んでいるものです。</p> <p>この見直しに当たっては、平成28～29年度にかけて、地域や保護者の方々に説明会等で意見を伺った上で、決定したものです。</p> <p>また、水害について、東京都下水道局では、第二桃園川幹線の整備による豪雨対策に取り組んでおり、浸水被害に対する安全性は今後向上するものと考えています。さらに、小学校の整備に当たっては、避難所としても活用する点を考慮し、ハザードマップの浸水想定や土地の地盤の高さを踏まえた設計を行うとともに、雨水の貯留・浸透施設を設置するなど、適切に対応していきます。</p> <p>以上のことから、杉並第一小学校の移転改築は、学校関係者や地域の方からご意見を伺いながら着実に進めていきますので、病院跡地を公園として整備する考えはありません。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
26	<p>杉並第一小学校を河北総合病院移転後の敷地に移転する計画を見直してほしい。杉並第一小学校は杉並区で一番古い小学校で、開設は1875年、明治8年。文部科学省の「小学校施設整備指針」の「校地環境」の項では、小学校用地は、「洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り等の自然災害に対し安全あることや、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であること」が掲げられている。阿佐谷は地名の由来のとおり谷がある地域。杉一小学校の敷地は阿佐谷地域のなかでも高台に位置しており小学校用地として最適。移転先の河北総合病院跡地(予定)は小学校から3メートル下方に位置しており、桃園川が流れていたかつての湿地帯。また、病院用地のため土壌汚染も大変危惧される。このように、杉一小学校の移転先は、学校文部科学省の指針に照らしても、それに反する不適格な場所。杉一小学校は耐震補強工事実施済みで、しかも高台にあるため万一の災害の際の区民の避難場所としても最適な場所。移転する理由は見当たらない。そこで、杉一小学校は現在地で存続させ、移転予定地の河北総合病院跡地(予定)は、「失われた緑の復活」と位置づけ、緑地公園にすることを提案する。けやき屋敷の屋敷林が伐採されて鳥や昆虫などの生態系の頂点に立つ猛禽類のツミがいなくなった。人類的課題である脱炭素社会の実現のためにも樹木が大切。病院跡地に失われた樹木を上回る木を植えてほしい。そして、今一度ツミを呼び寄せてほしい。失われたけやき屋敷の記憶であるが、病院跡地(予定)を区民が集う緑の公園とし、新たな緑の記憶をつくっていききたい。</p>	<p>杉並第一小学校は、耐震補強や改修により延命化を図ってきておりますが、最も古い校舎棟は既に築65年を超えており、遠からず改築が必要です。杉並第一小学校の移転については、現在地での改築案(A案)と、総合病院跡地への移転改築案(B案)について、多角的な比較考察を行った結果、A案より広い敷地面積を確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれることに加え、首都直下地震発生の切迫性を踏まえ、震災時に甚大な被害が想定されるこの地域の防災性の向上という喫緊の課題に対し、具体的な時期を見通し、早期に対応できるとともに、土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出を図ることができることなどを総合的に考慮し、全体最適・長期最適の観点から「B案」を整備方針として取り組んでいるものです。この見直しに当たっては、平成28～29年度にかけて、地域や保護者の方々に説明会等で意見を伺った上で、決定したものです。</p> <p>また、水害について、東京都下水道局では、第二桃園川幹線の整備による豪雨対策に取り組んでおり、浸水被害に対する安全性は今後向上するものと考えています。さらに、小学校の整備に当たっては、避難所としても活用する点を考慮し、ハザードマップの浸水想定や土地の地盤の高さを踏まえた設計を行うとともに、雨水の貯留・浸透施設を設置するなど、適切に対応していきます。</p> <p>以上のことから、杉並第一小学校の移転改築は、学校関係者や地域の方からご意見を伺いながら着実に進めていきますので、病院跡地を公園として整備する考えはありません。</p> <p>なお、病院跡地については、病院運営法人において、土壌汚染対策法等に基づき、現地の土壌を採取し汚染状況の調査を実施した上で、土壌汚染が確認された場合には、汚染土壌の掘削による除去の措置及び埋戻し、整地等の対策を実施することになっており、その点は区としても確認していきます。そのため、学校としての使用に問題はないものと考えています。</p>
27	<p>杉並第一小学校の移転改築について、修正案では、総合病院の移転後の敷地に杉並第一小学校を移転改築する予定で、2024年度以降に新校舎の設計を進めていく、となっている。この計画を以下の通り見直してほしい。杉並第一小学校の移転を中止してほしい。理由は子どもたち、そして地域住民の命や安全を守るためには現在の杉一小学校の場所が最適だから。移転予定先の河北総合病院跡地は杉並第一小学校より地盤が3メートル下った低地にあり、以前は湿地帯だった。ハザードマップでも水害が予想される低地。一方、現在の杉並第一小学校は高台にあり、中杉通りに面した好立地であるため、災害時の避難所として最適な場所。学校はただ勉強をするだけの場所ではない。学校に通う子どもたちの命、そして地域住民の命を守る場所でもある。災害時にリスクの高い場所に移転するべきではない。杉並第一小学校の移転理由は老朽化とのことだが、いくら施設が新しくなっても、災害時に子どもたちの命が危ぶまれる場所では移転する意味がない。杉並第一小学校は既に耐震補強工事を実施しており、急いで移転改築する必要はない。</p>	<p>杉並第一小学校は、耐震補強や改修により延命化を図ってきておりますが、最も古い校舎棟は既に築65年を超えており、遠からず改築が必要です。水害について、東京都下水道局では、第二桃園川幹線の整備による豪雨対策に取り組んでおり、浸水被害に対する安全性は今後向上するものと考えています。さらに、小学校の整備に当たっては、避難所としても活用する点を考慮し、ハザードマップの浸水想定や土地の地盤高さを踏まえた設計を行うとともに、雨水の貯留・浸透施設を設置するなど、適切に対応していきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
28	<p>杉並第一小学校の病院跡地への移転について、病院跡地の土壌汚染の懸念があるが、子どもたちが長時間過ごす学校を土壌汚染の懸念がある場所に建てるのは問題がある。</p>	<p>病院跡地については、病院運営法人において、土壌汚染対策法等に基づき、現地の土壌を採取し汚染状況の調査を実施した上で、土壌汚染が確認された場合には、汚染土壌の掘削による除去の措置及び埋戻し、整地等の対策を実施することとなっており、その点は区としても確認していきます。そのため、学校としての使用に問題はないものと考えています。</p>
29	<p>杉一小学校の移転を区議会で議案提出されることなく事態が進んでいる。区立小学校である杉一小の移転について、区議会で一度もその可否が図られることなく工事が進んでいる。「これは土地区画整理事業なので、区議会の承認を必要としない。」ということが区の説明だと聞いている。しかし今回の土地移転に土地区画整理事業を適用するのは不適切である。土地区画整理事業は小さい敷地があるのを整える敷地整序型の区画整理に使うもので、巨大な敷地をもつ3者の土地交換にこれを使うことは目的外使用である。区議会の議決なしに、区民に重大な影響を与える小学校の移転を決めたことは、区議会軽視であり、民主主義に反するものである。そもそも杉一小学校は区の貴重な財産である。阿佐ヶ谷駅前の一等地を手放し病院跡地の低湿地と土地交換をする事が妥当なのかどうか。更に、病院跡地への移転が小学生に与える影響はどうか、健康被害が発生しないか、災害時の避難所にもなる小学校が低湿地である河北病院跡地に移転することの可否等、財政的価値以外に子ども区民への影響という重大な問題がある。区民に明らかにされなければならない重要な問題が山積しているにもかかわらず、この案件が議題として区議会に提出されたことがない。</p> <p>駅近くの場所に江戸時代からの広い屋敷林は、杉並区の最も大切にすべき貴重なみどりである。杉一小学校・河北病院の移転とからめてこの貴重な屋敷林が伐採されてしまったことは、かえすがえすも残念である。民地ではあるが、区立小学校の移転に関連してこの屋敷林が伐採されたのだから、「区に無関係な私有地の問題」とはならない。いくらでも、屋敷林を残す方策はあったはず。議事に諮ることなく小学校を病院跡地の低湿地に移すことを決め、駅近くの歴史ある広大な屋敷林を無くしたことは、区議会軽視、区民無視の酷い区政の象徴的な出来事である。</p>	<p>杉並第一小学校の改築については、移転改築の方針決定や仮換地指定の際など、議会への報告を行ってきたところです。今後も、必要に応じて、議会への報告は丁寧に行うとともに、区民にも丁寧に説明しながら取組を進めていきます。なお、議会の議決事項については、地方自治法に定められており、それに該当する事項については、今後とも法に則り議会に諮っていきます。</p> <p>次に、土地区画整理事業の妥当性についてですが、本件は単なる用地交換ではなく、道路の拡幅による歩行者空間の確保など防災性・安全性の向上に資する道路基盤の整備改善や、それらと合わせて順次行われる総合病院や杉並第一小学校の移転改築用地などの宅地の整備改善を図るものであり、同事業の適用については妥当なものと考えています。</p> <p>民有地の活用については土地所有者の意向によることですが、区としても阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画を決定し、総合病院の移転用地のみどりの保全、道路沿いのみどりのネットワークの形成や地区内の新たなみどりの創出に資する緑地の配置などを定め、できる限りの既存のみどりの保全や新たなみどりの創出に取り組んでいます。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
30	<p>旧若杉小学校の利活用についての意見。現在の本天沼区民集会所などでは、区民の自主的な演劇集団での練習、台詞の読み合わせなどが禁じられている。また、音楽の自主的な練習、楽器演奏なども制限がある。さらに、合唱などの練習には部屋の広さが狭く大人数での声合わせには適していない。高円寺の「座」は、利用料金も高く、さらに予約も取りにくい状況がある。演劇や音楽、合唱などを自由に楽しみながら練習を重ね力をつける低料金のスペースを確保する意味でも、若杉小学校の教室などの校舎を利活用することで、ニーズに応え、幅広い区民へ開放しての施設運営を願っている。</p> <p>旧若杉小学校は、耐震化が済んでいると聞いている。この施設は、演劇や音楽を志す人にとっても最適な利活用の場であると思える。是非、区民の要望に沿った施設運営を実のあるものにしてほしい。</p>	<p>天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じるため、白紙に戻すことは困難ですが、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を深める必要があると考えています。そのため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行い、改めて意見交換の場を設定していきます。</p> <p><見直したスケジュールの例(変更前→変更後)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設(令和6年4月→令和6年10月に変更) ・本天沼区民集会所の閉鎖(令和5年3月末→令和5年9月末に変更) ・ゆうゆう天沼館の閉鎖(令和5年10月末→令和6年9月末に変更)※代替期間は不要 ・旧若杉小学校北校舎の民設保育所の移転(令和7年4月→令和8年4月に変更) <p>なお、荻窪地域区民センターについては、天沼・本天沼地域の再編整備に関する改修等工事期間中の荻窪地域の集会機能を確保する観点から、長寿命化改修の実施時期を後ろ倒しします(令和6年4月から休館→令和6年11月から休館に変更)。</p>
31	<p>旧あんさんぶるが廃止されて、荻窪南側の住民の会合などは天沼区民集会所を使われていたが、ここが廃止され本天沼区民集会所になるとのこと。どう考えても遠すぎる。旧若杉小跡地を利用するのではダメなのか。</p>	<p>また、現在、旧若杉小学校については、保育待機児童の緊急対策を進める中で整備した保育室若杉及び北校舎の民設保育所のほか、重症心身障害児通所施設「わかば」、さざんかステップアップ教室荻窪教室などで暫定的に活用しております。保育室若杉については、この間、保育待機児童ゼロを実現し、認可保育所の整備も進んできたことから、段階的に新たな入園募集を停止の上、令和6年度末に廃止することとしております。また、北校舎の民設保育所については、ゆうゆう天沼館・天沼保育園の用地に新園舎を整備し、令和8年4月に移転する予定です。また、「わかば」やさざんかステップアップ教室荻窪教室についても、令和6年度末までの移転を目的として検討を進めているところ です。</p>
32	<p>天沼地域の施設再編に当たっては、旧若杉小の活用が有効と考えられるが、若者の演劇や音楽の拠点とできないか、防災拠点にできないか、など、多くの地域住民からの意見があり、こうした点を含めた利用計画が策定されるべきである。杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)(案)の第5章 地域別方針3荻窪地域には、「旧若杉小学校跡地については、周辺の基盤整備などとあわせて、地域の活性化に資する土地利用のあり方を多面的な観点から検討します。」と記載されており、この「まちづくり基本方針」に従った検討の後で、施設再編が行われるべきである。</p>	<p>また、「わかば」やさざんかステップアップ教室荻窪教室については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。今後の本格活用の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえつつ、暫定的に活用している施設の跡地の有効活用を含め、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきます。そうした観点から、旧若杉小学校の本格活用等に向けた検討については、計画を修正します。</p>
33	<p>天沼地域の施設再編に当たっては、旧若杉小の活用が有効と考えられるが、若者の演劇や音楽の拠点とできないか、防災拠点にできないか、など、多くの地域住民からの意見があり、こうした点を含めた利用計画が策定されるべきである。杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)(案)の第5章 地域別方針3荻窪地域には、「旧若杉小学校跡地については、周辺の基盤整備などとあわせて、地域の活性化に資する土地利用のあり方を多面的な観点から検討します。」と記載されており、この「まちづくり基本方針」に従った検討の後で、施設再編が行われるべきである。</p>	<p>旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。今後の本格活用の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえつつ、暫定的に活用している施設の跡地の有効活用を含め、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきます。そうした観点から、旧若杉小学校の本格活用等に向けた検討については、計画を修正します。</p>
34	<p>旧若杉小は、小学校の統廃合問題が出てきた直前に、耐震化されていると聞いた。インフラ関係は、とめていたであろうが、整備すればおおいに活用できるのではないか。防災拠点に、演劇や、合唱など、のびのびと練習できる場として説明会でも意見が出ていた。文化都市・杉並として、みなさんの声を集めて、創造性ある場づくりになると良いと思わないか。駅に近いから楽しい場所にした。</p>	<p>[資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>
35	<p>天沼・本天沼地域の施設再編について、旧若杉小の跡地利用についても「演劇や歌などの関係者が利用できる、文化の発信拠点にしてはどうか」、「防災拠点にしてはどうか」等いろいろな発言があった。また、各種関係団体や町会など地域の団体、関係各部署区職員を含めた協議会を作りアイデアを出し合って、どのような活用が出来るか検討してはどうかといった発言もあった。荻窪駅西口に「あんさんぶる」を建設する際には、そうした協議会が作られ、その結果として「あんさんぶる」が建設されたと聞いている。ぜひ旧若杉小跡地もそのような仕組みで活用方法が考えられることを願う。</p>	<p>[資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の方考え方
36	<p>若杉小学校跡地を「文化の街・杉並」にふさわしい文化芸術活動拠点として活用して欲しい。</p> <p>コミふら本天沼施設再編計画について、今回の再編は、3施設の統廃合となるので、再編後のコミふら本天沼の集会施設では現在の3施設を合わせた集会施設の面積に及ばないことは明白である。そこで、近隣の若杉小学校跡地の有効利用を今回の施設再編計画と合わせて検討してほしい。</p> <p>北区の「ココキタ」、台東区の「たなか舞台芸術スタジオ」、立川市の「たちかわ創造舎」に例を見るように、廃校という立地を活かしての文化芸術活動の拠点を設置しては如何か。「文化の街・杉並」と言われるだけあって、ここ杉並には演劇人を始め、文化芸術に携わる人間が大勢居住している。劇場法の制定以降、規模の小さな劇団、個人で活動している演劇人には、国の施策としての支援が届きにくい状況が生まれている。</p> <p>その上、現在の杉並区の状況として、区立施設は演劇や合唱など、音の出る活動での利用をほとんどの施設で禁止している。この状況を打開するためにも若杉小学校跡地での「文化芸術拠点」としての活用を要望する。</p>	<p>天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じるため、白紙に戻すことは困難ですが、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を深める必要があると考えています。そのため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行い、改めて意見交換の場を設定していきます。</p> <p><見直したスケジュールの例(変更前→変更後)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設(令和6年4月→令和6年10月に変更) ・本天沼区民集会所の閉鎖(令和5年3月末→令和5年9月末に変更) ・ゆうゆう天沼館の閉鎖(令和5年10月末→令和6年9月末に変更)※代替期間は不要 ・旧若杉小学校北校舎の民設保育所の移転(令和7年4月→令和8年4月に変更) <p>なお、荻窪地域区民センターについては、天沼・本天沼地域の再編整備に関する改修等工事期間中の荻窪地域の集会機能を確保する観点から、長寿命化改修の実施時期を後ろ倒しします(令和6年4月から休館→令和6年11月から休館に変更)。</p>
37	<p>杉並区では、多くの演劇人、音楽家、舞踊家、芸術家、詩人、小説家など文化・芸術に携わる方々が多く住んでおり、杉並区で文化・芸術活動をしているが、こうした文化・芸術家の方々の活動の場が3施設の統廃合によって、狭められ、活動に大きな支障が出てくる。また現在、杉並区の多くの地域の施設では、演劇や音楽、コーラスなどの大きな音の出る活動は使用不可となっている。</p> <p>3施設が統廃合された場合、現在の3施設を合わせた集会施設の面積に及ばないことは明らかである。そこで近隣の若杉小学校跡地の有効利用を、今日の施設再編計画と合わせて検討してほしい。「文化・演劇の創造交流の場」として若杉小学校跡地利用についての提案を強く要望する。</p>	<p>次に、(仮称)コミュニティふらっと本天沼へゆうゆう天沼館の機能を継承するに当たり、コロナ禍前の令和元年度実績を基に、高齢者団体の優先利用枠(1か月当たり1団体8枠)を確保することで、従前の活動に対応できるものと見込んでいました。その上で、改めて直近(令和4年11月)の利用実績によるシミュレーションを行った結果、月の全体利用枠数(672枠)に対し、3施設合計の利用実績は336枠(うち、本天沼区民集会所で148枠、天沼区民集会所で83枠、ゆうゆう館で105枠)であり、相当の余力があることを確認しています。ただし、週半ばの午後や夜間帯の中で、利用する部屋・時間等が重複するケースが37枠(うち、本天沼区民集会所で22枠、天沼区民集会所で6枠、ゆうゆう館で9枠)あるため、部屋・時間帯・曜日の変更が必要となる可能性があります。</p> <p>これらのことから、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を一層深める必要があるため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備の時期を、上段に記載のとおり、見直すこととしました。今後、改めて意見交換の場を設置し、高齢者をはじめ利用する方々の自立的な活動が、しっかりと継続できるよう、また、より良い施設運営ができるよう取り組んでいきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、現在、旧若杉小学校については、保育待機児童の緊急対策を進める中で整備した保育室若杉及び北校舎の民設保育所のほか、重症心身障害児通所施設「わかば」、さざんかステップアップ教室荻窪教室などで暫定的に活用しています。保育室若杉については、この間、保育待機児童ゼロを実現し、認可保育所の整備も進んできたことから、段階的に新たな入園募集を停止の上、令和6年度末に廃止することとしております。また、北校舎の民設保育所については、ゆうゆう天沼館・天沼保育園の用地に新園舎を整備し、令和8年4月に移転する予定です。また、「わかば」やさざんかステップアップ教室荻窪教室についても、令和6年度末までの移転を別途として検討を進めているところです。</p> <p>旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。今後の本格活用の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえつつ、暫定的に活用している施設の跡地の有効活用を含め、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきます。そうした観点から、旧</p>

No.	意見概要	区の考え方
		<p>若杉小学校の本格活用等に向けた検討については、計画を修正します。 [資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>
38	<p>天沼、本天沼地域の施設再編を実施するのは一旦休止して、住民意見を聞き再考すべき。 まちづくり基本方針の荻窪地域に「旧若杉小跡地については、周辺の基盤整備などとあわせて、地域の活性化に資する土地利用のあり方を多面的な観点から検討します。」とある。補強修繕の必要があればして、せっかくある施設を活用していくことをまず検討すべきではないか。活用している保育園は十分機能しているので、天沼保育園、ゆうゆう天沼館を建替えて移す必要はなく、天沼保育園、ゆうゆう天沼館の老朽化には改築補修して現状のまま運営すればよいと思う。まず区の保育園をあえて民営化して新しく創るのに反対である。子育ての場は、質を落とすことのないよう継続して働ける保育士を、公共で育てる必要があると考える。</p>	<p>天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じるため、白紙に戻すことは困難ですが、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を深める必要があると考えています。そのため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行い、改めて意見交換の場を設定していきます。</p> <p><見直したスケジュールの例(変更前→変更後)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設(令和6年4月→令和6年10月に変更) ・本天沼区民集会所の閉鎖(令和5年3月末→令和5年9月末に変更) ・ゆうゆう天沼館の閉鎖(令和5年10月末→令和6年9月末に変更)※代替期間は不要 ・旧若杉小学校北校舎の民設保育所の移転(令和7年4月→令和8年4月に変更) <p>なお、荻窪地域区民センターについては、天沼・本天沼地域の再編整備に関する改修等工事期間中の荻窪地域の集会機能を確保する観点から、長寿命化改修の実施時期を後ろ倒しします(令和6年4月から休館→令和6年11月から休館に変更)。</p> <p>天沼保育園の移転については、老朽化のため、近隣の(仮称)都営天沼二丁目団地内に新たに保育所を整備の上、移転することとしたものです。また、区立保育園の民営化については、令和2年度から令和6年度までの間に6園の民営化を実施する方針としており、移転・改築をする施設を条件の一つとしていたことから、この条件に該当する天沼保育園を民営化する園として選定したものです。このため、天沼保育園は、民営化を実施するために、移転するものではありません。</p> <p>なお、区内の保育施設が増加した状況において、杉並区の保育の質の維持・向上が一層必要となっており、そうした中で、区立保育園が担う役割は重要性を増していることを認識しております。</p> <p>そのため、区立保育園の民営化については、区立保育園が担う保育の質の維持・向上等の役割を確実に果たしていくため、上記方針に基づく民営化の取組終了後、当面、行わないこととしました。</p> <p>[資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の方考え方
(2)児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ		
39	児童館は、子育て世代は行きづらい。施設も古い場所があり、夕方は学童がおり騒がしい。学童は学校内に整備することは小学生も使いやすいし、効率がよい。学童と学校の連携可能性も広がる。ランニングコストもかからない。小学生や中学生の遊び場は、杉並区は公園がたくさんあり、ことたりる。通常通り、再編を求める。	これまでの児童館の再編整備の取組については、学童クラブの受入枠を大幅に拡大したほか、新たに設けた子ども・子育てプラザや放課後等居場所事業は多くの方にご利用頂くなどの成果があったと考えています。一方で、この取組については、区民の方々から様々な意見を頂いていることから、既に計画化されている取組についても、改めて今後の対応を検討してきました。その結果、緊急性の高い行政需要への対応を伴うもので、既に予算化されている等、取組の進捗状況などにより、現段階で休止することが困難な取組を除き、基本的には、一旦休止し、今後、これまでの取組を検証した上で、子どものより良い居場所の方向性について、検討を行うことといたしました。
40	中高生の居場所づくり、子ども子育てプラザ、学童クラブの整備について、これまで、幾度となく説明会が開かれ、議会でも議論が重ねられた結果、方針や計画が決まったものを、なぜ、検証する必要があるのか。計画どおり進むことを心待ちにしている人が大勢いる。そのような区民の声に背くことになると思う。これから新たに決めるものについては、丁寧な検討は必要で、その上で、議会で決定されることが望まれるが、過去に決まった計画事業を中断してまで改めて検証する必要はないと思う。	【今後の児童館再編の進め方】 区では、限られた財源の中で、時代の変化に伴う行政ニーズに対応するため、平成26年3月に区立施設再編整備計画を策定しました。その中で児童館については、小学生を対象とした学童クラブや一般来館の機能を小学校内に移転し、乳幼児親子については、子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に提供する「子ども・子育てプラザ」の整備などで居場所を確保する取組を行ってきました。しかし、こうした児童館の再編整備の取組については、区民の方々から様々な意見をいただいていることから、今後の進め方について、改めて対応を検討してきました。その結果、緊急性の高い行政需要への対応を伴うもので、既に予算化されている等、取組の進捗状況などにより、現段階で休止することが困難な取組を除き、基本的には、一旦休止し、今後、これまでの取組を検証した上で、子どものより良い居場所の方向性について、検討を行うことといたしました。この検討に当たっては、児童の権利に関する条約の内容や、いわゆるサードプレイスの必要性、児童館が果たしてきた役割をどう継承するのかなどの多様な視点を踏まえるとともに、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら行っていきます。
41	乳幼児も児童も繋がっているから年度が変わる度に居場所を変えなくてはいけないのはおかしい。学童保育に属していない小学生が遊びに行ける受け皿を残して欲しい。児童館をなくしていくが、「一般小学生についてはこのように考えている…」というのを常に伝えていってほしい。いろいろな子どもたちの居場所を視野に入れて欲しい。大人や社会全体で児童に優しい温かい空間を提供していきたい。	
42	児童館をなくさないでほしい。	
43	廃止(再編)を一旦休止することは大変重要であると思う。なぜなら、これまでは利用する区民の声が十分反映されない中で計画され、実行に移されていたから。善福寺児童館を利用していた経験からその大切さを実感している。善福寺児童館は現在「子ども子育てプラザ」に機能移転された。突然の説明会で十分意見交流ができないまま廃止が決定された。利用していた小中高生や地域の子育てネットワークの多くの大人も廃止にまだ納得できていない。「機能移転」で「廃止」ではないと説明されたが、新たに改装された「子ども子育てプラザ」はこれまでの児童館とは全く異なっている。数少ない「子ども子育てプラザ」に遠方からベビーカーで通って来るのも大変なこと。これまでの児童館のように身近にあるからこそ気楽に利用できる。杉並の優れた児童館・学童クラブの実践は、見学者も多く、多くの自治体の模範となっていた。共働きの親が増えてきている中で、子どもの居場所をつくらうと、一学区に一つを目指して親たちが必死で作り上げてきた杉並の財産。確かに月日を経て建物の補修も必要になっているが、メンテナンスをしながら、維持していけることも多いのではないかと。子どもたちによりよい環境を残していくために、多くの区民の知恵を出し合うことこそ大切なことと思う。	
44	児童館は、かつて杉並の誇りであった。子どもたちが自由にのびのびと、遊べ、学べる場として残していきたい。	
45	児童館廃止について多くの反対意見があり困る人がたくさんいる。議会で協議もされないのはおかしい。	

No.	意見概要	区の考え方
46	<p>施設再編の取り組みは、多くの区民の反対を押し切って、強引に進めた計画で、住民自治を破壊するものである。</p> <p>特に児童館に関しては、子どもの第三の居場所として今こそ最も必要とされている。不登校の子どもが年々増加の一途をたどっており、近くの児童館で救われている話は枚挙にいとまがない。子どもの成長に合わせた居場所づくりは、行政の重要な役割だと思う。</p> <p>今までの進め方は、どんなに区民が再編に説明会で反対の意見を述べようが、例えばパブリックコメントの大多数の意見が「児童館廃止反対」の意見を寄せようが無視され、「手続きは尽くした」として処理されてきた経過がある。間違っていた事業は、手続きを踏んで柔軟に見直すことが重要である。</p> <p>子どもたちは私たちの未来である。これ以上児童館を再編することには反対である。</p>	P47「区立施設再編整備計画」No.41～45と同様
47	<p>児童館の存続を希望する一つの理由として、「遊戯室をなくさないでほしい」というのがある。遊戯室は平日多くの人に使われており、小学生の球技場(ドッジボールや卓球など)として大事。子どもには雨でも体を動かせる場所が必要ではないか。東日本大震災の時、子どものことは後回しになったと聞いた。児童館は災害時において子どもの心身のケアに生かせる施設になる。</p>	
48	<p>子どもが東原児童館のユーザーで1年生の時に通っていた。児童館が閉館し、2年生の時に小学校内に学童と放課後居場所が併設されたがその頃には学童を卒所した。放課後居場所には最初の頃は行っていたがすぐに行かなくなり、地域で友達と自転車で遊ぶようになったが、自由に行ける室内施設がなく、また冬は日暮れが早いので、公園で遊ぶことに不安がある。先日は不審な人に会い、怖い思いをした。児童館の廃館で、機能と質をきちんと移転させると言われてきたが、明らかに子どもの居場所は減り、地域で友達と遊ぶ場所の選択肢が減ったと感じている。中学年・高学年の子どもたちの遊び場がなく、安心した放課後時間を過ごすために塾に入れるという選択肢になっていると感じている。児童館が廃館になった地域が増えている。移転後も機能と質がそのまま担保されたのか、きちんと検証してほしい。子どもが充実した放課後時間を過ごせる環境を大人として準備してほしい。</p>	
49	<p>孫は地域の児童館が大好きで、児童館は生活空間の一部である。夏休みの時など、異年齢の友人ができ、家庭では経験できない人間関係を培っている。下校後や長期休暇時に過ごす場所として、廃止はやめてほしい。利用者(子ども)の声を、直接聞く機会を持ってほしい。</p>	P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48【今後の児童館再編の進め方】に加え、なお、この取組を進める際は、子どもの声を、直接聴く機会も設けていきたいと考えています。

No.	意見概要	区の考え方
50	<p>児童館についてはいずれも「計画どおり又は一部修正して実施する事業」から「施設再編の取組を一旦休止する事業」に変更するよう求める。</p> <p>1) 区長選挙の後、区民が選んだ区長の下で再度白紙に戻して審議してほしい。</p> <p>2) 児童館は、杉並区が50年以上にわたって培ってきた区の、区民の誇るべき文化。今回の選挙をきっかけに、児童館という文化についてもう一度区民とともに考えてほしい。</p> <p>3) 子ども中心の区政を実施してほしい。</p> <p>現在、すでに児童館が廃止され小学校内に機能移転されている学童や放課後居場所事業について十分に子どもたちの意見を聞いているとは言い難い現状である。子どもの意見を直接聞く機会を設けて、意見聴取してほしい。パブリックコメントもこのような形では子どもはアクセスできない。武蔵野市が行っていた「子ども条例」についての子供を含む市民へのパブリックコメント募集を参照してほしい。</p> <p>4) 検証が不十分である。現在すでに児童館を廃止している東原小学校、桃井第三小学校、井荻小学校など多数の事例を一つひとつ丁寧に検証し、それぞれの地域の特性を加味した上で評価を行い、問題点や改善点、評価できる点を正しく評価してほしい。それらを適切に行い、区民に公表してはじめて、その他の施設の廃止が可能になるのではないか。新たな地域で児童館がなくなってしまうのは納得できない。ゆうゆう館の廃止や統合も同様である。</p> <p>5) 「機能移転」という文言のごまかしは許されない。機能を移転するというのであれば、その機能をひとつも損なうことなく新しい場所に移転することが必要である。しかし現在の児童館をそのまま何も変更せず小学校内に移転することは既に移転を行ったどの施設でもできていない。この点からも新たな児童館廃止は全て一旦休止するべきである。</p>	<p>P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48【今後の児童館再編の進め方】に加え、</p> <p>なお、この取組を進めるに当たっては、子どもの意見を聴く機会を設けるなど、いただいたご意見も参考にしながら進めていきたいと考えています。</p>
51	<p>住民の声を聞き、見直し頂きありがたい。更に子どもたちの声も聞いて頂き、廃止ありき再編ありきの計画は一旦立ち止まってほしい。</p>	<p>P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48【今後の児童館再編の進め方】に加え、</p> <p>なお、この取組を進めるに当たっては、子どもの意見を聴く機会を設けるなど、いただいたご意見も参考にしながら進めていきたいと考えています。</p>
52	<p>区民の財産である児童館を今までどおり存続して欲しいが、修正案ではその点が不明確である。児童館利用者でパブリックコメントの存在を知っている人がいなかったため、必要な人に情報が届く区政であって欲しい。</p>	<p>P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48【今後の児童館再編の進め方】に加え、</p> <p>なお、区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)の実施については、広報紙、区公式ホームページのほか、各児童館や子ども・子育てプラザ、学童クラブに案内を掲示して周知を行いました。ご指摘の点も踏まえ、今後は利用者へ積極的にご案内するなど、更なる周知に努めていきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
53	<p>計画通り廃止予定の3児童館(下高井戸、方南、阿佐谷南)の廃止見直しを求める。指導員の管理の基、比較的自由に利用できる児童館と学習の時間などやる事が決まっている学童クラブはそれぞれ別の役割を果たすものであり、“小学生の居場所”と混同してしまうのは機能の損失だと思う。また、学校設備を児童館などで行っていたような遊びに使う事は、部活動の兼ね合いや責任の所在の問題上無理があり、小学校移転に伴う機能低下は不可避と思われる。学校の延長では“小学生の居場所”を従来の児童館の様に果たせないのではないかと。子育てプラザへの転用のために廃止される館もあるが、乳幼児の為のスペースは比較的省スペースで済むとされるので、時間や部屋割を工夫すれば“小学生の居場所”との共存は可能ではないか。また、乳幼児でいる期間は短くすぐ児童、さらに中高生へと成長する。乳幼児の居場所を充実させて、上の世代の居場所の機能を劣化させる事は本末転倒ではないか。自分が小学生～中学生の間、児童館に出入りしイベントなどでもお世話になった。学校とは違った人間関係を築け、また様々な体験を提供してもらった。児童館の機能を維持し更に発展させて、幅広い世代の居場所として運営される事を希望する。</p>	<p>P47「区立施設再編整備計画」No.41～No.48【今後の児童館再編の進め方】に加え、 なお、方南児童館の再編整備の取組については、計画の一部を修正し、ゆうゆう方南館のスペースを活用して学童クラブを拡充し、児童館としては当面、存置することとしております。</p>
54	<p>現状、児童館には小学生の学童保育という機能があり、この機能が最も利用者が多いものと想像する。私は「学童保育機能が維持されるならば、児童館の存廃・統廃合問題は、学童保育問題と切り離して検討すべき。」と考える。 私の子が通っていた児童館を廃止し小学校に学童保育を移すことに対する反対署名運動があり、子が利用しているならば、反対するのが当然という態度で署名を求められた。しかし、当該児童館は子が通っていた小学校より幹線道路を隔てて、自宅よりもさらに遠方に有り、小学校から当該児童館に通わせることに、特に年少時には大きな不安がある。当区においては、小学校と児童館が地理的に離れているところも少なくないと思い、前記のような意見を提出した。</p>	<p>【今後の学童クラブ整備の進め方】 区では、より安全・安心な環境を整えるため、小学校内での学童クラブの実施を基本とし、小学校近接地への学童クラブ整備、児童館諸室の転用により待機児童の解消に努めてきました。この取組の中では、小学校内を中心に学童クラブの受入枠を大幅に拡大するなどの成果もあったと考えています。一方で、学童クラブを含む児童館の再編整備の取組については、区民の方々から様々なご意見もいただいていることから、今後、学童クラブについても、児童館の再編整備の方向性も含めて、これまでの取組を検証し、より良い子どもたちの居場所を検討していく中で、適切な方策を定めていきたいと考えています。</p>
55	<p>かつて児童館で色々とお世話になった。私自身は読み聞かせグループに参加して15年ほどになる。週一回の読み聞かせのため、年に一度ほど人形劇を見てもらうが、人形劇は観客の子どもたちに喜んでもらうためにメンバーで練習を重ね、試行錯誤する。いつも子どもたち、多くは学童が目を輝かせて笑ったり一生懸命鑑賞してくれるのが嬉しい。グループとして児童館主催のお化け屋敷やハロウィンイベントにも、多学年の子どもたち、地域の方々、保護者と一緒に参加でき、楽しんでいる。児童館中心のイベントに地域の大人、学童クラブの保護者などが協力するのは子ども達にとっても、地域交流のためにも良いことだと感じている。小学校内に学童クラブが置かれた場合、学童の子との、このような交流が無くなってしまったら残念だと思う。</p>	<p>P50「区立施設再編整備計画」No.54【今後の学童クラブ整備の進め方】に加え、 なお、ご指摘にある学童クラブ登録児童以外の子ども同士や地域との交流に関しては、子どもの成長にとっても大切と考えていますので、可能な限り交流の機会を設けていきたいと考えています。</p>
56	<p>放課後等居場所事業の検証はこれまで実施してきた事業にかかわる児童・家庭の意見を中心にその成果を検証してほしい。行政内部のみの検討・方針決定により遅れることで地域ごと・公教育である学校ごとのサービスに差が生じることがないように、実施しない場合はそれに準じたサービスの提供をお願いする。</p>	<p>区では、今後、これまでの児童館の再編整備の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討を行うこととしています。なお、この間の取組の検証に当たっては、利用者アンケートや意見交換などの手法により、課題のみならず、ご指摘頂いたような視点も併せて整理する考えです。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
57	子ども子育てプラザに小学生対象のプログラムを定期的に開催し、小学生が利用しやすいようにしてほしい。子どもが放課後の過ごし方を自分で決めることは、大事なことです。小学校の居場所事業以外にも過ごし方の選択肢を作りたい。	子ども・子育てプラザの小学生以上の利用拡大については、この間、多くのご要望をいただいていることから、令和5年1月から3月までの期間において、3所(成田西、下井草、善福寺)の子ども・子育てプラザで小学生以上の利用拡大を試行実施することといたしました。この取組を通じて、利用者の方のご意見も伺いながら、今後の利用拡大のあり方を検討していきます。
58	児童館は働く親とその子どもにとって必要不可欠であり、児童館存続(特に方南児童館)させてほしい。杉並区の児童館はこれまで質の高い教育を提供してきた歴史があり区民の財産と言える。少子化対策を進める上でも安心して働ける環境整備の一環として必要である。児童館の代わりに提案されている子ども居場所事業では設備やプログラムも不十分であり大切な子供を預ける場として不安が多い。子どもに最適な環境の維持を強く希望する。	これまでの児童館の再編整備の取組については、区民の方々から様々な意見を頂いていることから、既に計画化されている取組についても、改めて今後の対応を検討しました。その結果、方南児童館については、計画の一部を修正し、ゆうゆう方南館のスペースを活用して学童クラブを拡充し、児童館としては当面、存置することとしました。今後は、これまでの児童館の再編整備の取組を検証し、子どものより良い居場所の方向性を、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら検討していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。
59	一旦休止する施設再編について、子ども子育てプラザは、子育て世代には利用しやすく、相談もしやすい。小さい子の遊び場所で、子育て仲間もでき、また子供の一時預かりもでき、育児ストレスへの対処にもつながる。下高井戸に子育てプラザができありがたい。他地域もお母さんお父さんたちが小さい子を連れていきやすい場所に予定通り作ってほしい。	子ども・子育てプラザについては、当初計画では区内7地域に2所、計14所の整備を計画しておりました。今回の下高井戸児童館の子ども・子育てプラザ転用によって区内7地域に子ども・子育てプラザが1所整備されることとなります。一方で、これまでの児童館の再編整備の取組については、様々な意見があることから、これまでの取組を検証し、今後の子どものより良い居場所の検討を行うことといたしました。この検討に当たっては、児童の権利に関する条約の内容や、いわゆるサードプレイスの必要性、児童館が果たしてきた役割をどう継承するのかなどの多様な視点を踏まえるとともに、今回頂いたご意見のほか、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら行っていきます。
60	「児童館を子ども子育てプラザに建て替えたケース」の検証で、両施設を比較するため以下の1～3を知りたい 1、児童館だった時の小学生対象の年間プログラム数と利用者数(コロナ前の数) 2、現在の放課後居場所におけるプログラム数と利用者数 3、利用者(小学生、中学生、乳幼児の保護者)に、児童館だった時と比較して、現在の子ども子育てプラザと放課後居場所の良い点、悪い点、希望したいことをアンケート調査する。	以下のとおり、ご質問にお答えします。 1、児童館だったときの小学生向けプログラム数、プログラムの利用者数 和泉児童館(平成27年度) 【プログラム数433回、利用者数7,602人】 成田西児童館(平成29年度) 【プログラム数357回、利用者数6,816人】 下井草児童館(平成30年度) 【プログラム数442回、利用者数9,178人】 高円寺中央児童館(平成31年度) 【プログラム数303回、利用者数7,285人】 高円寺北児童館(平成31年度) 【プログラム数276回、利用者数4,556人】 2、放課後等居場所事業の小学生向けプログラム数、プログラムの利用者数 和泉学園(令和3年度) 【プログラム数174回、利用者数3,797人】 杉並第二小学校(令和3年度) 【プログラム数288回、利用者数1,712人】 桃井第五小学校(令和3年度) 【プログラム数299回、利用者数2,982人】 高円寺学園(令和3年度) 【プログラム数89回、利用者数1,854人】 3、区では、今後、これまでの児童館の再編整備の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討を行うこととしています。これに当たっては、ご指摘いただいた、子どもなどの当事者の声や、有識者の意見も聴きながら、利用者へのアンケートなども活用して行っていきます。また、児童館が果たしてきた機能が適切に継承されているかなどの視点も持って、取り組んでいきます。

No.	意見概要	区の考え方
61	<p>広報で、計画を休止とする児童館などについては、この機会に地域や利用していた当事者の声をあらためて汲んで考えていってもらいたい。フィンランドでは小学校の改築の話し合いに、子どもも招待されると聞いた。子どものことを決める時、当事者である子どもの話を聞くことが大事ではないか。今後どのように整備していくかは、行政だけでなく区民や「子どもの権利」について詳しい有識者も参加して決めてほしい。その際、利用者(小学生、中学生、乳幼児の保護者)に、児童館だった時と比較して、現在の子ども・子育てプラザと放課後居場所の良い点、悪い点、希望したいことをアンケート調査し、その声を生かしてほしい。</p>	<p>区では、今後、これまでの児童館の再編整備の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討を行うこととしています。これに当たっては、ご指摘いただいた、子どもなどの当事者の声や、有識者の意見も聴きながら、利用者へのアンケートなども活用して行っています。また、児童館が果たしてきた機能が適切に継承されているかなどの視点も持って、取り組んでいきます。</p>
62	<p>高井戸西児童館で、おはなしひろば、人形劇上演、その他児童館の活動をお手伝いしてきた者である。地域の子どもをみんなで育てていきたいという思いで、活動してきた。そんな中で1番心に響くことは、おとなが本気で楽しみ、子どもたちを本気で楽しませてきたことである。その拠点である児童館がなくなってしまえば気持ちが悪く、スーッと遠ざかっていくようである。児童館の閉館を避けてほしい。</p>	<p>高井戸西児童館の再編整備の取組については、改築後の富士見丘小学校内への学童クラブの移転は実施しますが、高井戸西児童館としては、当面、存置するよう計画の修正を行いました。今後は、これまでの児童館の再編整備の取組を検証し、より良い子どもたちの居場所の方向性を、今回いただいたご意見のほか、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら検討していきます。</p>
63	<p>高井戸児童館を子ども・子育てプラザとすることに反対する。児童館のようにこれまでどおり開放してほしい。小学生と未就学児の姉妹がいるが子ども子育てプラザは未就学児のみに限定され、一緒に遊べない。また高井戸児童館が子ども子育てプラザに転用されると、中学生高校生の居場所が無くなってしまふ。共働きが多く、学童クラブの拡充を進めるのは賛成。高井戸学童クラブの校外育成室として整備を進めるのも賛成。現在の高井戸学童クラブの隣にある、以前定期利用保育施設があったところは現在使用されずもったいないと思っている。こちらの施設を活かして、どの年代の子供の居場所も無くさないようにしてほしい。</p>	<p>高井戸児童館の再編整備の取組については、計画の一部を修正し、高井戸小学校内への校内学童クラブの整備を除き、放課後等居場所事業の高井戸小学校・久我山小学校内での実施および高井戸児童館の子ども・子育てプラザへの転用に関する取組を一旦休止し、児童館としては当面、存置することとしました。今後は、これまでの児童館の再編整備の取組を検証し、子どものより良い居場所の方向性を、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら検討していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p>
64	<p>方南児童館の存続を希望する。杉並区に小学校や児童館が近く子育て環境が整っていると考えて転居した。児童館は乳幼児から小学校高学年まで幅広い年齢の子供を対象としており、子供達の居場所事業も担う施設として、これまで通りの運用と児童館存続を希望する。</p>	<p>方南児童館の再編整備の取組については、計画の一部を修正し、ゆうゆう方南館のスペースを活用して学童クラブを拡充し、児童館としては当面、存置することとしました。今後は、これまでの児童館の再編整備の取組を検証し、子どものより良い居場所の方向性を、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら検討していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p>
65	<p>方南児童館へ毎週通っており、ミニプログラムに参加する事で、地域のママ友を作ることができ、娘も同じような月齢のお友達がたくさんできた。初めての子育てに地域の友達や児童館スタッフの方々が近くにいることは大変心強い。今まで通り、乳幼児の居場所としての方南児童館の存続を希望する。</p>	<p>方南児童館の再編整備の取組については、計画の一部を修正し、ゆうゆう方南館のスペースを活用して学童クラブを拡充し、児童館としては当面、存置することとしました。今後は、これまでの児童館の再編整備の取組を検証し、子どものより良い居場所の方向性を、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら検討していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
66	下高井戸児童館については利用者の意見を聴いて必要があれば見直すべきと考える。多くの署名を添えて陳情も行われている。他の児童館施設がいったん停止となっているのに対して、下高井戸のみ前区長の(在任中に決めた)方針どおりというのは納得できない。本件については停止又は利用者が納得いく形で(今の案ではムリ)、0歳～18歳までの子どもの安心な居場所を地域に確保してほしい。	<p>【下高井戸児童館の再編整備】</p> <p>下高井戸児童館については、子ども・子育てプラザが唯一未整備である高井戸地域に早期に子ども・子育てプラザを整備する必要があることなどから、当初の計画どおり、小学生の放課後等の居場所の機能を近隣の高井戸第三小学校に移転し、子ども・子育てプラザに転用することとしました。この取組に関しては、地域の方からも、下高井戸児童館存続のご要望や子どもの活動の場をご心配する多くのご意見をいただいております。区としても、こうしたご意見は真摯に受け止め、小学生以上の居場所を可能な限り確保できるように努め、令和5年1月から3月までの期間において、3所(成田西、下井草、善福寺)の子ども・子育てプラザで小学生以上の利用拡大を試行実施することといたしました。この取組を通じて、利用者の方のご意見も伺いながら、今後の利用拡大のあり方を検討し、下高井戸地域においても子ども・子育てプラザを活用した取組を進めるとともに、今後も、子どもの声なども聴きながら、活動の場を広げる検討を行っていきたいと考えています。</p>
67	下高井戸児童館が子ども子育てプラザに移転した後も柔軟な運用をお願いしたい。小学生、もしくは中学生にも門戸を開き学校になじめない子どもの居場所としての役割を続けていってほしい。	
68	下高井戸児童館が子ども子育てプラザに転用されることになったのは残念。再考してもらいたかった。児童館の持っている多様な機能が児童館の中にあることに大きな意味があり、0歳から18歳までの子どもたちの多様な活動の場所になっていて、そこに専門の職員がいて地域の子育て支援を担っているのが児童館。そこはこれからも大事にしてほしいので、子ども・子育てプラザに転用したところはプラザの中で小中学生が活動できる居場所の確保を考えてほしい。そしてそこには専門の職員がいてほしい。スペースが確保できるなら、学校内の学童クラブだけでなく、半分くらいはプラザや児童館にクラブの部屋や放課後居場所を確保できないか。学校ではない場所が「放課後居場所」。	
69	下高井戸児童館のように議会の再編承認を受けていたとしても、立ち止まって、施設のより良い在り方を施設利用者や地元住民と時間を掛けて話し合ってから決めても良いはずである。二元代表制を尊重して、下高井戸児童館に対する議会の再編承認は認めるが、それも施設利用を工夫して、児童館時代の小学生・中学生・高校生の利用時間を保障し、子ども達の日常や成長に寄り添う児童健全育成の専門職を置き続けることが保障されるならばだ。この点については区民として見続けていきたい。	
70	下高井戸児童館について、子ども・子育てプラザ下高井戸に転用されることによりこれまでの児童館としての機能は劣化してしまうのではないかと。利用していた子どもや親の意見を十分聞いた上での決定なのか。当事者から十分意見を聞いてから再検討すべきと思う。	

No.	意見概要	区の考え方
71	<p>今後の施設再編については現状を検証してから検討するのに、なぜ下高井戸児童館は検証する前に廃止なのか。設計費も違約金が発生する訳ではない。一年先送りにして検証してからの判断でもいいはずである。緊急性がなく、陳情も集まっている中の実施は、不信感を感じる。</p> <p>子育てプラザが高井戸地域にないことも理由のひとつとされているが、一時預かり機能がないのであれば、現状の下高井戸児童館にも乳幼児親子の居場所があり、あまり重要性緊急性を感じない。むしろ不公平である。乳幼児親子の居場所は既にあるのだから、乳幼児親子の孤立を防げてないとするは広報不足である。乳幼児の親として、子育て応援券が使用できる比較的安価な一時預かりは魅力に思う。下高井戸児童館は住宅地にあり駅からも距離があり、最寄りにバス停もなく、高井戸駅辺りの方が利用するにも不便である。高井戸地域の方がより利用しやすい場所を検討しても良いと思う。下高井戸児童館を子育てプラザにするのであれば、別途一時預かり機能を下高井戸や浜田山に作ってほしい。</p> <p>下高井戸児童館の機能移転が放課後等居場所事業で十分に果たせない場合は、子ども子育てプラザのタイムシェアだけでなく、新たな場所へ下高井戸児童館を再度作ることを視野に入れてほしい。</p>	<p>P53 「区立施設再編整備計画」No.66～No.70【下高井戸児童館の再編整備】に加え、</p> <p>なお、一時預かり事業については、現状で区全体では需要を満たしていることや、周辺地域の浜田山に一時預かり事業を実施している私立保育園があることなども踏まえ、1階のスペースを乳幼児親子の居場所として十分に活用するため、本計画では、一時預かり機能を持たない子ども・子育てプラザとして整備することとしたものです。</p> <p>また、子ども・子育てプラザのタイムシェアについては、令和5年1月から3月までの期間において、3所(成田西、下井草、善福寺)の子ども・子育てプラザで小学生以上の利用拡大を試行実施することとしました。この取組を通じて、利用者の方のご意見も伺いながら、今後の利用拡大のあり方を検討し、下高井戸地域においても子ども・子育てプラザを活用した取組を進めるとともに、今後も、子どもの声なども聴きながら、活動の場を広げる検討を行っていきたいと考えています。</p>
72	<p>下高井戸児童館について、以下内容を踏まえて修正が必要。</p> <p>①11月下旬の区議会保健福祉委員会で、行政は、下高井戸児童館廃止について「下高井戸地域は杉並の中で唯一プラザがなく、区民ニーズ踏まえた総合的な判断」と回答。</p> <p>②12月下旬の下高井戸児童館廃止説明会で、行政は、児童館を廃止してまで下高井戸にプラザがほしいという民意について、数の把握はしていないと回答。児童館廃止ストップ・再整備を公約に約76,000票で現区長が当選し、約2,400名の下高井戸児童館存続署名が集まるなど具体的な民意が示されているにも拘らずプラザを作る必要があると総合的に判断したプロセスと判断根拠を提示してほしいという質問には、「一度持ち帰り改めて回答する」と回答。</p> <p>また、上記踏まえると 区議会では①を前提に賛成多数で下高井戸児童館廃止条例は可決されたが、廃止説明会での行政回答②は、①が前提でないことを説明している。</p> <p>区議会の意思決定も重視していると発言している岸本区政において、『区議会』で説明した『前提』に『矛盾』が生じている現状。</p> <p>改めて『区民』及び『次回2～3月区議会』で『下高井戸児童館廃止がなぜ今必要か客観的根拠を踏まえた説明』、『事実検証をした中で、仮に今必要と言えないのであれば廃止見直しを提示』を実施する事が必要だと考えるが、区としてどう対応するのか。</p>	<p>これまで、開設してきた子ども・子育てプラザでは、利用者の方からもご好評を頂戴するとともに、乳幼児親子の利用が大幅に増える傾向があります。このことから、子ども・子育てプラザに対する潜在的な需要は区の全域で見ても相当数あるものと考えています。また、子ども・子育てプラザは、乳幼児親子の居場所の機能のほか、子育て家庭の孤立化の防止や子育てに関する悩みを抱える家庭への支援などの重要な機能を備えています。これらのことを踏まえ、子ども・子育てプラザが唯一未整備の高井戸地域に早期に整備する必要があると判断しました。一方で、この取組に関しては、地域の方からも、下高井戸児童館存続のご要望や子どもの活動の場をご心配する多くのご意見をいただいております。区としても、こうしたご意見は真摯に受け止め、小学生以上の居場所を可能な限り確保できるように努め、令和5年1月から3月までの期間において、3所(成田西、下井草、善福寺)の子ども・子育てプラザで小学生以上の利用拡大を試行実施することとしました。この取組を通じて、利用者の方のご意見も伺いながら、今後の利用拡大のあり方を検討し、下高井戸地域においても子ども・子育てプラザを活用した取組を進めるとともに、今後も、子どもの声なども聴きながら、活動の場を広げる検討を行っていきたいと考えています。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
73	<p>【西荻北児童館の機能移転後の跡地活用】に以下の文言<★>の追加を要望する。</p> <p>「○西荻北児童館については、近隣の桃井第三小学校内へ、令和4年度(2022年度)に学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を移転しました。</p> <p>○旧西荻北児童館跡地に西荻北保育園改築時の仮設園舎となる建物を整備する計画については、併設するゆうゆう西荻北館の再編整備について、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していく必要があることから、保育園の改築についてもこれに合わせて検討していきます。</p> <p>○なお、旧西荻北児童館跡地には、西荻南区民集会所のスペースを活用して西荻区民事務所が移転したことに伴い、令和4年(2022年)7月から、同区民集会所が暫定移転しています。そのため、前記の保育園改築の検討と合わせて、西荻南区民集会所の移転先の確保についても取り組んでいきます。</p> <p><★>○なお、西荻北地域の遊び場不足を鑑み、桃井第三小学校の校庭を利用した校庭開放を常設させることも視野に入れ、児童館機能移転後の不足を補うことも含めて、西荻北地域の跡地活用を検討する。」</p> <p>桃井第三小学校に放課後等居場所事業と学童クラブが移転してきたが、既に問題が様々PTAに集まっている。まずは、聞き取り調査をお願いしたい。合わせて、校庭開放を平日も常設し、放課後居場所を利用しなくても校庭開放で遊べるようにしてほしい。</p>	<p>区では、今後、これまでの児童館の再編整備の取組の検証と子どものより良い居場所の方向性についての検討を行うこととしています。これに当たっては、ご指摘いただいた西荻北地域の遊び場の考え方等については、この検証・検討の結果を踏まえながら、検討していきます。なお、この取組を進める際は、この地域での児童館の再編整備の取組に関する利用者の声も聴きながら行っていきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
74	<p>杉並区には他区に比して誇れる施設がいくつもあり、なによりも小学校区に一つの児童館は都内の先進と誇れるもの。阿佐ヶ谷南児童館はなぜ廃止を止められないのか納得がいかない。少子化が進むなか、子供を育てるなら杉並区と言われるような区政にするために現在ある児童館を減らすことは直ちに止めるべき。</p>	<p>【阿佐谷南児童館の再編整備】 阿佐谷南児童館の再編整備の取組については、児童相談所を早急に整備する必要があることに加え、区役所や警察署が近いなど、設置場所として適していることから、当初の計画のとおり進めることとしました。なお、今後の児童館の再編整備については、これまでの取組の検証・検討を行うこととしています。これに当たっては、児童の権利に関する条約の内容や、いわゆるサードプレイスの必要性、児童館が果たしてきた役割をどう継承するのかなどの多様な視点を踏まえるとともに、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら行っていきます。なお、この取組を進める際は、杉並第七小学校内での放課後等居場所事業の実施のほか、近隣に乳幼児親子の居場所を確保できないかなど、この地域の子どもの居場所を可能な限り確保できるよう、検討をしているところです。</p>
75	<p>阿佐谷南児童館をなくさないでほしい。阿佐谷南児童館は、小学生の放課後等の居場所の機能を杉並第七小学校に移転し、阿佐谷南児童館は解体し、跡地に区立児童相談所を整備する計画となっている。この計画を中止し、阿佐谷南児童館の存続を求める。児童館は今まで「学童クラブ」「小学生の放課後等の遊び場」「乳幼児親子の居場所」「中・高生の居場所」など様々な機能を有してきた。施設再編後は、これらの機能が区内のあちこちに分散してしまう。私は乳幼児を抱える保護者だが、阿佐谷南児童館がなくなれば、「子ども子育てプラザ成田西」まで行かなければならなくなる。区の説明会に参加した際、区側は阿佐谷南児童館の代わりに「子ども子育てプラザ成田西」を利用することは現実的ではないことを認め、代わりに「乳幼児親子の居場所」としてコミュニティーふらっとや保育園の空きスペースを活用する案を出していた。しかし既存の施設の一部を「乳幼児親子の居場所」として転用することは児童館の代替にはならない。児童館はスペースが広いと、プログラムを実施するスペースとは別に乳幼児親子が自由に過ごすことのできる場所がある。そのためプログラム開催中も気を遣わずに子どもを遊ばせることができる。また空間がゆったりしているため、ハイハイや歩き始めたばかりの子どもたちが思い思いの場所に移動して自由に遊んでいる。既存施設の空きスペースを利用すると、もはや児童館ではない。施設再編後は、年齢ごとに利用できる施設が変わってしまうことも懸念の一つ。今までの児童館では乳幼児と小学生の子どもを連れのお母さんが児童館を利用している姿が見られた。しかし施設再編後は、乳幼児は乳幼児の施設、小学生は学校内の施設を利用することになる。年齢が異なる兄弟がいる家庭の場合、年齢で利用できる施設が分かれてしまうと家族で利用できなくなってしまう。全ての子どもがいつでも自由に利用できるという児童館のスピリットが骨抜きになってしまう。また子どもにとっても、年齢で利用できる施設が分かれていることは不安材料となる。乳幼時期から慣れ親しんだ場所ならば、就学後にも安心して通い続けることができる。逆に小学生から新たな施設に通うことになれば心理的ハードルが上がる。そしてせっかく慣れたとしても小学校卒業とともに別の居場所へ移動することになってしまう。このことは年齢に関係なく継続的に通うことのできる居場所がなくなることの意味する。また自分たち以外の年齢の子どもたちとの関りも絶たれる。児童館には0歳～18歳までの子どもの対応に慣れた専門の職員が常駐しているからこそ、子どもたちは安心して長年通い続けることができる。地域の居場所が年齢を元に分断されるようなことがあってはならない。今まで児童館が培ってきたノウハウまでもが失われることになる。阿佐谷南児童館をなくさないでほしい。</p>	
76	<p>阿佐谷南児童館廃止について、児童館の対象は妊娠中の母親から高校生ままで、なおかつ児童健全育成の専門職を置くことを要件としていて、学校とは異なる立場から子どもの成長や子どもを取り巻く環境を見続ける専門家が居る施設の廃止は急がないでほしい。</p>	

No.	意見概要	区の方考え方
77	<p>阿佐ヶ谷南児童館も、児童相談所が開設されるから廃止、というのは納得できない。児童相談所を別の場所に設置して、阿佐ヶ谷南児童館と児童相談所を両方存在させる方法をとってほしい。</p> <p>もうこれ以上、機能移転というごまかしの言葉を使い、児童館を潰される悲しく悔しい思いを区民、子どもたちにさせないほしい。</p>	<p>P56「区立施設再編整備計画」No.74～No.76【阿佐谷南児童館の再編整備】に加え、</p> <p>なお、阿佐谷南児童館と児童相談所の両立は困難ですが、この取組を進める際は、杉並第七小学校内での放課後等居場所事業の実施のほか、近隣に乳幼児親子の居場所を確保できないかなど、この地域の子どもの居場所を可能な限り確保できるよう、検討をしているところです。</p>
78	<p>阿佐谷南児童館の機能移転と区立児童館の設置について、阿佐谷南児童館は乳幼児から高校生までの子どもたちが集える唯一の場所。どんなに代替施設をつくろうとも児童館に替わることは他にない。未来を担う子どもたちの日常生活の場をつぶさないでほしい。子どもたちの了解を得ず、役所の都合を優先する区政は真の姿ではない。区民の声を聞いて、「一度決まったことですが、このように変えました」という区政を実現してほしい。本当に子どもたちのことを考えるならば、児童相談所は警察から離れた場所が最適。説明会では、「役所の都合で変えました」と、通り一遍の説明で、機能移転すれば事が済むという考え方に終始していた。考え直してほしい。杉並区の貴重な財源を子どもたち未来のために使ってほしい。児童相談所の適地は他にありません。</p>	<p>P56「区立施設再編整備計画」No.74～No.76【阿佐谷南児童館の再編整備】に加え、</p> <p>なお、児童相談所は、子どもや家庭が様々な子育て支援策につながりやすいよう、区役所の近くに設置することとしました。併せて、児童相談所は一時保護を実施するなど、法的権限を行使しますが、子どもの安全とともに職員の安全を確保するためには、警察の協力が欠かせません。こうしたことから、現在の整備予定地が最も適していると考えています。</p>
79	<p>阿佐谷南児童館について、以下内容を踏まえて修正が必要。</p> <p>○南阿佐ヶ谷児童館廃止説明会での参加者質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館廃止ストップ・再整備を公約に現区長が当選し、児童館存続署名が集まるなどの児童館存続に対しての具体的な民意が示されている。 ・児童館廃止の前提となっているこれまでの利用者の不利益が生じないよう区が責任を持って『機能』と『質』を維持し、移転させるとこれまで区議会や区民へ説明してきた。ただし、区として杉並区の児童館の『機能』と『質』が定義されていない、直近3年で廃止の際に存続を求め署名運動が行われた本天沼・善福寺・西荻での廃止前・廃止後での両方を利用した対象へ維持し、移転されてきたかの検証がされていない。 ・令和4年7月11日 区長記者会見で、今年度から再編が進められる施設もあるが、計画ありきではなく、利用者を始めとした幅広い区民や現場の職員の声を丁寧に聞き、これまでの取り組みをしっかりと検証した上で、今後の進め方について検討するとの区長発言があったが、意思決定の前に①上記検証もされていない②利用者を始めとした幅広い区民や現場の職員の声を丁寧に聞くこともされていない中で、廃止の意思決定がされてしまっている。 ・児童館を廃止してまで児相を児童館の場所に作らなくてはいけないので、今すぐに児童館廃止をしないといけない事が優先される客観的根拠は何か。 <p>○これらに対し、行政は「一度持ち帰り改めて回答する」と回答。</p>	
80	<p>阿佐谷南児童館を今の場所に残してほしい。児童相談所が区に移管されて小さな自治体で一層子どもの成長を見つめていけることは大事なことで、歓迎。しかし、児童館を動かす必要はない。この間児童館が奪われた子どもたちは大好きな児童館だから少し遠いけれど青梅街道を渡ってやってきている。新しい行政施設の児童相談所が出来るのだから、その施設をどこかに建設すればいい。役所に近い方がいいなら空き地を探せばいい。警察に近い必要はない。子どもの居場所を奪わないでほしい。</p>	

No.	意見概要	区の考え方
81	<p>阿佐谷南児童館の廃止と区立児童相談所の開設について、阿佐谷南児童館を廃止してその敷地に区立児童相談所を開設する計画を見直してほしい。児童館は子どもの居場所・遊び場としてこれに勝る場所はない。どんな形で機能移転しても児童館と同じ機能を持つことはできない。児童館は0～18歳までのすべての子どもが「いつでも」「自由に」「自分の意志で」利用できる唯一無二の児童福祉施設である。赤ちゃんがいる親がその上の子と一緒につれて気軽に立ち寄れるところである。中高生や小学生、乳幼児と一緒に集える貴重な場所である。児童館を杉七小学校の放課後居場所機能へ移転するという計画であるが、学校内の移転で済まされるものではない。児童館は学校外にあってこそその独立性が保たれる。阿佐谷南から児童施設を奪わないでほしい。阿佐谷南児童館は今の場所にあるからこそ、阿佐谷南だけでなく成田東の子どもたちが気楽に集える。もっと離れた杉七小は遠すぎる。区は「児童相談所が警察や区役所の近くあることが立地条件として最適だ」と言っているが、これは役所の都合を優先し、子どもたちの都合を考えない上から目線の考え方で賛同できない。現区政が取るべき態度は、子どもたちの目線に立ち返る住民本位の区政運営ではないか。是非、再考してほしい。児童館設置場所を他に探してほしい。これ以上児童館をなくさないでほしい。</p>	<p>P57「区立施設再編整備計画」No.78～80と同様</p>
(3) 保育園、子供園		
82	<p>子ども人口が残念ながら、減っている。賃上げされない日本、物価高がひどすぎる状況で、保育園がまだまだ必要なのか。財政力があれば環境・子どもたちが走り回れる園庭などを備えた園は必要だと思う。</p>	<p>この間、認可保育所及び地域型保育事業の在所児童数は、平成30年4月に10,048人、平成31年4月に11,374人、令和2年4月に12,547人、令和3年に13,264人、令和4年に13,767人と増加傾向で推移しています。一方で、その増加数は毎年100人単位で減少しています。また、4月の保育所等利用申込者数についても、令和3・4年と2年連続で減少しています。これらのことから、保育需要の増加は、鈍化しつつある状況と捉えています。こうした理解の下、今般の実行計画等の一部修正において、新たな保育施設の整備は行わないこととしました。また、区としても、保育の質の観点から、保育環境の充実を図ることは重要と考えています。そのため、現に運営中の認可保育所における園庭用地の購入や借入、園庭の整備に係る費用の一部を補助することにより、園庭の確保を推進しています。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
83	<p>天沼保育園・ゆうゆう館は、建築年数からあり得るかもしれないが、旧若杉小のバピーナは、旧若杉で保育園としてやっているのだから、追い出さなくてもいいのではないか。</p>	<p>平成31年4月に開設した旧若杉小学校北校舎の民設保育所は、保育待機児童緊急対策に基づき、早急に保育所を確保する必要があったことから旧若杉小学校のスペースを活用して整備したものです。旧若杉小学校の校舎については、昭和42年に建てられ、保育園の開設当初から築50年を過ぎていることから、当該保育園は当初より移転先を確保していく考えでした。天沼保育園移転後の跡地への移転ができない場合には、当面、この天沼地域で移転先の適地を確保する見通しが立たないことから、保育需要に対する安定した受入先確保のためにも、天沼保育園等の跡地を活用することができるこの機会に移転が必要であると考えています。</p> <p>天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じるため、白紙に戻すことは困難ですが、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を深める必要があると考えています。そのため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行い、改めて意見交換の場を設定していきます。</p> <p><見直したスケジュールの例(変更前→変更後)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設(令和6年4月→令和6年10月に変更) ・本天沼区民集会所の閉鎖(令和5年3月末→令和5年9月末に変更) ・ゆうゆう天沼館の閉鎖(令和5年10月末→令和6年9月末に変更)※代替期間は不要 ・旧若杉小学校北校舎の民設保育所の移転(令和7年4月→令和8年4月に変更) <p>なお、荻窪地域区民センターについては、天沼・本天沼地域の再編整備に関する改修等工事期間中の荻窪地域の集会機能を確保する観点から、長寿命化改修の実施時期を後ろ倒しします(令和6年4月から休館→令和6年11月から休館に変更)。</p> <p>[資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の考え方
84	天沼保育園の移転民営化については、反対ではない。現在、旧若杉小で開設している民設保育所の天沼保育園跡地への移転については反対する。旧若杉小の現在地で問題なく保育業務が実施されており、移転すべき理由がない。空き教室の利用から必要な建物の整備が必要であれば、旧若杉小の校庭などでの建設も可能である。ただし、旧若杉小の十分な利用計画の策定を前提とすべきである。	平成31年4月に開設した旧若杉小学校北校舎の民設保育所は、保育待機児童緊急対策に基づき、早急に保育所を確保する必要があったことから旧若杉小学校のスペースを活用して整備したものです。旧若杉小学校の校舎については、昭和42年に建てられ、保育園の開設当初から築50年を過ぎていることから、当該保育園は当初より移転先を確保していく考えでした。天沼保育園移転後の跡地への移転ができない場合には、当面、この天沼地域で移転先の適地を確保する見通しが立たないことから、保育需要に対する安定した受入先確保のためにも、天沼保育園等の跡地を活用することができるこの機会に移転が必要であると考えています。
85	天沼保育園の移転民営化については、反対ではない。現在、旧若杉小で開設している民設保育所の天沼保育園跡地への移転については反対する。旧若杉小の現在地で問題なく保育業務が実施されており、移転すべき理由がない。空き教室の利用ではない、必要な建物の整備が必要であれば、旧若杉小の校庭などでの建設も可能である。ただし、旧若杉小の十分な利用計画の策定を前提とすべきである。	旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。今後の本格活用の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえつつ、暫定的に活用している施設の跡地の有効活用を含め、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきます。
86	若杉小から天沼ゆうゆう館に移る保育園は、元若杉小内で建替えをしてほしい。	天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じるため、白紙に戻すことは困難ですが、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を深める必要があると考えています。そのため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行い、改めて意見交換の場を設定していきます。 <見直したスケジュールの例(変更前→変更後)> ・(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設(令和6年4月→令和6年10月に変更) ・本天沼区民集会所の閉鎖(令和5年3月末→令和5年9月末に変更) ・ゆうゆう天沼館の閉鎖(令和5年10月末→令和6年9月末に変更)※代替期間は不要 ・旧若杉小学校北校舎の民設保育所の移転(令和7年4月→令和8年4月に変更) なお、荻窪地域区民センターについては、天沼・本天沼地域の再編整備に関する改修等工事期間中の荻窪地域の集会機能を確保する観点から、長寿命化改修の実施時期を後ろ倒しします(令和6年4月から休館→令和6年11月から休館に変更)。 [資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]

No.	意見概要	区の方考え方
87	<p>天沼・本天沼地域の施設再編について、地域の保育需要に応ずるためとの発言があったが、本天沼2丁目33番に民間の保育施設が現在建設中である。老朽化であれば、区立のまま改築すれば済むことで、何も現在旧若杉小で運営している民間保育園を移す必要はないと思う。民間保育園を移すにともない、併設のゆうゆう天沼館は不要という発想なのではないか。旧若杉小で運営している保育園のきちんとした保育舎が必要との判断であれば、旧若杉小内で建設すれば済むことではないか。保育園児もその親たちも場所が変わることなく現在の場所で新園舎を建設すれば、スムーズに移行できると思う。</p>	<p>区内保育施設の定員充足率は依然9割程度と高く、子育て世代が働きながら安心して子育てができる環境を整備するためには、区は歳児別・地域別の保育需要に見合った定員数を確保することが必要と考えています。そのため、令和4年度に地域を限定して新たな認可保育所の整備を行っています。</p> <p>平成31年4月に開設した旧若杉小学校北校舎の民設保育所は、保育待機児童緊急対策に基づき、早急に保育所を確保する必要があったことから旧若杉小学校のスペースを活用して整備したものです。旧若杉小学校の校舎については、昭和42年に建てられ、保育園の開設当初から築50年を過ぎていることから、当該保育園は当初より移転先を確保していく考えでした。天沼保育園移転後の跡地への移転ができない場合には、当面、この天沼地域で移転先の適地を確保する見通しが立たないことから、保育需要に対する安定した受入先確保のためにも、天沼保育園等の跡地を活用することができるこの機会に移転が必要であると考えています。</p> <p>旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。今後の本格活用の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえつつ、暫定的に活用している施設の跡地の有効活用を含め、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきます。</p> <p>天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じるため、白紙に戻すことは困難ですが、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を深める必要があると考えています。そのため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行い、改めて意見交換の場を設定していきます。</p> <p><見直したスケジュールの例(変更前→変更後)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設(令和6年4月→令和6年10月に変更) ・本天沼区民集会所の閉鎖(令和5年3月末→令和5年9月末に変更) ・ゆうゆう天沼館の閉鎖(令和5年10月末→令和6年9月末に変更)※代替期間は不要 ・旧若杉小学校北校舎の民設保育所の移転(令和7年4月→令和8年4月に変更) <p>なお、荻窪地域区民センターについては、天沼・本天沼地域の再編整備に関する改修等工事期間中の荻窪地域の集会機能を確保する観点から、長寿命化改修の実施時期を後ろ倒しします(令和6年4月から休館→令和6年11月から休館に変更)。</p> <p>[資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>
88	<p>もし、若杉小にある保育園が、天沼ゆうゆう館の跡地に移る場合は、2Fにゆうゆう館をつくってほしい。</p>	<p>本用地に整備する保育所は、民間事業者が整備するものですので、ゆうゆう館との合築は困難です。また、天沼保育園を建設した当初とは施設整備に関する基準が異なることから、当該保育園の定員を満たした状態でゆうゆう館との合築により整備することは、用地の広さやそこに建てることのできる施設の最大規模を踏まえて、困難です。</p> <p>ゆうゆう天沼館については、(仮称)コミュニティふらっと本天沼において高齢者団体の活動場所を確保するなど、しっかりと機能を継承していきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等		
89	<p>「ゆうゆう方南館」を「コミュニティふらっと方南」へ機能継承する計画について実施された場合、自転車の子どもたちやご家族が交通事故の加害者になる危険がある。「ゆうゆう方南館」を機能継承する予定地の環七通り(都道318号線)は交通が多く日常、危険な車道を避け、歩道を自転車の小中高の児童生徒らや前後に子を乗せた若い父母が通う。一方「ゆうゆう方南館」は車のない環境が何十年とあり、高齢者・超高齢者(90歳以上)は帰りに車のない広々とした区道の真ん中、立ち話をして過ごす。この習慣は環七通りの予定地にて変わるだろうか。「ゆうゆう方南館」の機能継承予定地の周辺では過去、自転車事故が複数起きていると観察。それゆえ、自転車の子どもたちやご家族が予定地にて、交通事故の加害者になる危険性は、杉並区と杉並区民が直面する現実的な問題であると考えます。</p> <p>区民、区職員、区教育委員会、区議会議員、4月に立候補の方に子どもたちやご家族のことも考えてほしい。今ならば、これは回避できる問題だと考える。議会で決定された計画だからといって、子どもたちと子育て中の父母のことを考えない選択はあるだろうか。</p> <p>環七通り予定地に高齢者の利用が集中しないように「ゆうゆう方南館」は現在の近隣にて物件を探し存続することで、「ゆうゆう方南館」と「コミュニティふらっと方南」と分散され問題を回避できると考える。</p> <p>これまでの「コミュニティふらっと」は交通の少ない場所にある。「コミュニティふらっと」にて利用者の安全を考えるのは、区民生活部の機能だと考えるが、保健福祉部高齢施策課所管の高齢者施設「ゆうゆう方南館」を機能継承することで生じる危険への対策と施策を区民生活部が行うのは、健全な行政組織の維持という観点から、区民生活部の元来の機能ではない職務であり、現在、区職員に過大な負担とリスクを与えている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、(仮称)コミュニティふらっと方南の整備・開設に当たり、安全管理者である警察等と協議の上、施設周辺への掲示や施設職員の声掛けなどにより、利用者の安全確保を図っていきます。</p>
90	<p>方南区民集会所・ゆうゆう方南館の(仮称)コミュニティふらっと方南に転用について、コミュニティふらっとへの「調査・分析し、検証した上で」決定するために立ち止まってほしい。</p>	<p>本取組は、喫緊の行政課題である方南学童クラブの待機児童対策のため、取組の一部を修正した上で進めることとしました。なお、今後の施設再編のあり方については、令和5年度に予定する区立施設再編整備計画の改定の中で、改めて、多様な意見を聴取しながら、丁寧に検討していく考えです。</p>

No.	意見概要	区の考え方
91	<p>天沼・本天沼地域の施設再編について、説明会で、ほとんど施設再編に反対する声が多かったことから、施設再編計画は一旦先送りして仕切り直してはどうか。</p>	<p>【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】 天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じるため、白紙に戻すことは困難ですが、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を深める必要があると考えています。そのため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行い、改めて意見交換の場を設定していきます。 <見直したスケジュールの例(変更前→変更後)> ・(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設(令和6年4月→令和6年10月に変更) ・本天沼区民集会所の閉鎖(令和5年3月末→令和5年9月末に変更) ・ゆうゆう天沼館の閉鎖(令和5年10月末→令和6年9月末に変更)※代替期間は不要 ・旧若杉小学校北校舎の民設保育所の移転(令和7年4月→令和8年4月に変更) なお、荻窪地域区民センターについては、天沼・本天沼地域の再編整備に関する改修等工事期間中の荻窪地域の集会機能を確保する観点から、長寿命化改修の実施時期を後ろ倒しします(令和6年4月から休館→令和6年11月から休館に変更)。 [資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>
92	<p>本天沼コミュニティふらっとの3つの施設(天沼ゆうゆう館、天沼区民集会所、本天沼集会所)を1つにまとめる案は、難しいと思う。少しだけ増築することだが、想像できない。天沼ゆうゆう館は、午前・午後共利用されている団体がぎっしりいる。天沼区民集会所は111人、72人入れる集会所がある。本天沼区民集会所は防音になっていないため、演劇関係者、音楽関係者には使えない。近所の方々に迷惑をかけないように、どの施設も2重窓にするなど配慮してほしい。70人、100人規模での利用はウェルファームの3F消費者センターで可能か。コミふら本天沼では実現できないと思う。</p>	<p>P63「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】に加え、次に、(仮称)コミュニティふらっと本天沼へゆうゆう天沼館の機能を継承するに当たり、コロナ禍前の令和元年度実績を基に、高齢者団体の優先利用枠(1か月当たり1団体8枠)を確保することで、従前の活動に対応できるものと見込んでいました。その上で、改めて直近(令和4年11月)の利用実績によるシミュレーションを行った結果、月の全体利用枠数(672枠)に対し、3施設合計の利用実績は336枠(うち、本天沼区民集会所で148枠、天沼区民集会所で83枠、ゆうゆう館で105枠)であり、相当の余力があることを確認しています。ただし、週半ばの午後や夜間帯の中で、利用する部屋・時間等が重複するケースが37枠(うち、本天沼区民集会所で22枠、天沼区民集会所で6枠、ゆうゆう館で9枠)あるため、部屋・時間帯・曜日の変更が必要となる可能性があります。これらのことから、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を一層深める必要があるため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備の時期を、上段に記載のとおり、見直すこととしました。今後、改めて意見交換の場を設置し、高齢者をはじめ利用する方々の自立的な活動が、しっかりと継続できるよう、また、より良い施設運営ができるよう取り組んでいきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。 (仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備に当たっては、増築する多目的室等の部屋(一部を除く)について、窓の二重サッシ化や入口ドアの防音性能を高めることで、合唱や演劇での利用も可能となるよう対応していく考えです。 また、消費者センターの第1・2教室一体使用した時の最大定員は60名であり、それ以上の規模での利用は、近隣の地域区民センター等を丁寧にご案内していきます。 [資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>
93	<p>地域の活性化を考えれば、天沼集会所やゆうゆう天沼館は本天沼集会所へ移すと利用しづらくなり活性されるとは思えない。遠くなることで高齢の方たちの利用が大変になる。遠いだけでなく、3つの統合施設になれば、増築するとはいえ狭くなることで今までよりは使い勝手が悪くなる。</p>	<p>[資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の考え方
94	ゆうゆう天沼館を利用して20年、カラオケ、おしゃべり会、英語の会、絵手紙を教え合って学び合ってきた。コロナでかなりバラバラになり、散らばったりした。高齢者が増える中、ゆうゆう館、本天沼区民集合所、天沼区民集合所、3館必要。認知症になっても生活できる。	P63 「区立施設再編整備計画」No.92～93と同様
95	施設再編で、ゆうゆう天沼館、天沼区民集合所、本天沼集合所は統合される。私たちが地域の事、自らの生活、政治の事を語り合う場がなくなる。3館が統合されれば、狭いはずだ。民主的な生活を語り合う場を保障してほしい。	
96	コミュニティふらっと本天沼と名前をかえ狭い本天沼集会所にゆうゆう館、集会所(本天沼、天沼)の3つもおしこめるのはやめてほしい。今のゆうゆう館は皆ゆったり利用している。区民の意見を政策に反映させて、机上の素晴らしい文言だけ(杉並基本構想)でなく、本当に“みどり豊かな、住まいのみやこ”を目指してほしい。	
97	狭い本天沼区民集会所をコミフラにするとどういふことか。健康マージャンの枠を保障するとなれば、集会所確保はもっと競争が激しくなるのではないか。	
98	ゆうゆう天沼、本天沼集会所、ウェルファームの会議室の施設の統廃合が再編計画に入っている。三か所の会議室を本天沼一か所にして使用面積・部屋数とも少なくなるなど大改悪でしかない。この計画を中止してほしい。どうしても統合するなら、会議室の面積・部屋数をできるだけ減らさないこと、使い勝手をよくすることを望む。利用料が高すぎる。利用料を引き下げてほしい。	P63 「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】に加え、次に、(仮称)コミュニティふらっと本天沼へゆうゆう天沼館の機能を継承するに当たり、コロナ禍前の令和元年度実績を基に、高齢者団体の優先利用枠(1か月当たり1団体8枠)を確保することで、従前の活動に対応できるものと見込んでいました。その上で、改めて直近(令和4年11月)の利用実績によるシミュレーションを行った結果、月の全体利用枠数(672枠)に対し、3施設合計の利用実績は336枠(うち、本天沼区民集会所で148枠、天沼区民集会所で83枠、ゆうゆう館で105枠)であり、相当の余力があることを確認しています。ただし、週半ばの午後や夜間帯の中で、利用する部屋・時間等が重複するケースが37枠(うち、本天沼区民集会所で22枠、天沼区民集会所で6枠、ゆうゆう館で9枠)あるため、部屋・時間帯・曜日の変更が必要となる可能性があります。これらのことから、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を一層深める必要があるため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備の時期を、上段に記載のとおり、見直すこととしました。今後、改めて意見交換の場を設置し、高齢者をはじめ利用する方々の自立的な活動が、しっかりと継続できるよう、また、より良い施設運営ができるよう取り組んでいきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。 (仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備に当たっては、増築する多目的室等の部屋(一部を除く)について、窓の二重サッシ化や入ロドアの防音性能を高めることで、合唱や演劇での利用も可能となるよう対応していく考えです。それぞれの施設の機能が継承されるよう、可能な限り皆様からの声を反映させていきたいと考えています。また、消費者センターの第1・2教室一体使用した時の最大定員は60名であり、それ以上の規模での利用は、近隣の地域区民センター等を丁寧にご案内していきます。なお、施設使用料については、他自治体の調査や区民アンケート等を実施し、令和5年度の見直しに向けて検討を行う予定です。 [資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]

No.	意見概要	区の方考え方
99	<p>ゆうゆう天沼館の廃止と、本天沼区民集会所、天沼区民集会所をコミフラにするは実行するということだが、前提として、本天沼コミフラの予算は、議決されているのか。ウエルファーム杉並・3階の改築、4階の改築などの予算も議決済みか。</p>	<p>P63「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】に加え、次に、(仮称)コミュニティふらっと本天沼へゆうゆう天沼館の機能を継承するに当たり、コロナ禍前の令和元年度実績を基に、高齢者団体の優先利用枠(1か月当たり1団体8枠)を確保することで、従前の活動に対応できるものと見込んでいました。その上で、改めて直近(令和4年11月)の利用実績によるシミュレーションを行った結果、月の全体利用枠数(672枠)に対し、3施設合計の利用実績は336枠(うち、本天沼区民集会所で148枠、天沼区民集会所で83枠、ゆうゆう館で105枠)であり、相当の余力があることを確認しています。ただし、週半ばの午後や夜間帯の中で、利用する部屋・時間等が重複するケースが37枠(うち、本天沼区民集会所で22枠、天沼区民集会所で6枠、ゆうゆう館で9枠)あるため、部屋・時間帯・曜日の変更が必要となる可能性があります。これらのことから、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を一層深める必要があるため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備の時期を、上段に記載のとおり、見直すこととしました。今後、改めて意見交換の場を設置し、高齢者をはじめ利用する方々の自立的な活動が、しっかりと継続できるよう、また、より良い施設運営ができるよう取り組んでいきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備に当たっては、増築する多目的室等の部屋(一部を除く)について、窓の二重サッシ化や入口ドアの防音性能を高めることで、合唱や演劇での利用も可能となるよう対応していく考えです。</p> <p>また、消費者センターの第1・2教室一体使用した時の最大定員は60名であり、それ以上の規模での利用は、近隣の地域区民センター等を丁寧にご案内していきます。</p> <p>(仮称)コミュニティふらっと本天沼及びウエルファーム杉並4階の改修工事に係る経費は、現時点では、令和5年第2回区議会定例会に補正予算として提案する予定です。なお、改修設計については、令和4年度予算として議決されており、既に執行しています。</p> <p>[資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の考え方
100	<p>天沼・本天沼地域の施設再編について、杉並区は75歳以上の後期高齢者割合は同規模自治体に比し、高いのが特徴である。フレイル予防のためにも高齢者がつどい、趣味の活動や体操などの活動ができる場の確保が重要となっている。フレイル予防は要介護状態になるのを防ぎ、介護費や医療費の削減につながると感じている。高齢者の活動場所である「ゆうゆう館」を統廃合することはフレイル予防を後退することにつながる。また「コミュニティふらっと」本天沼の整備に関する説明会で、「高齢者が歩いて行ける距離に40館作る」との発言があったが、40館作るのであれば何も今、統廃合することはないと思われる。まして、「ふらっと本天沼」となった場合、高齢者が優先して使える部屋が2部屋だけで、とても今の需要を満たせるとは思えない。健康マージャンの会の代表の方から、高齢者は2枠を続けてとれることとし、月4回まで保証する、また、現在登録の40団体全てに適用すると口頭で回答を得たと聞いている。高齢者優先の2部屋でそれが可能なのか疑問に思う。</p> <p>また、ゆうゆう館の機能は継承するというが、マッサージ機、お茶の用意、和室、活動用具の収納場所無し等々で、果たして機能継承したといえるのか。</p>	<p>P63 「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】に加え、次に、(仮称)コミュニティふらっと本天沼へゆうゆう天沼館の機能を継承するに当たり、コロナ禍前の令和元年度実績を基に、高齢者団体の優先利用枠(1か月当たり1団体8枠)を確保することで、従前の活動に対応できるものと見込んでいました。その上で、改めて直近(令和4年11月)の利用実績によるシミュレーションを行った結果、月の全体利用枠数(672枠)に対し、3施設合計の利用実績は336枠(うち、本天沼区民集会所で148枠、天沼区民集会所で83枠、ゆうゆう館で105枠)であり、相当の余力があることを確認しています。ただし、週半ばの午後や夜間帯の中で、利用する部屋・時間等が重複するケースが37枠(うち、本天沼区民集会所で22枠、天沼区民集会所で6枠、ゆうゆう館で9枠)あるため、部屋・時間帯・曜日の変更が必要となる可能性があります。これらのことから、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を一層深める必要があるため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備の時期を、上段に記載のとおり、見直すこととしました。今後、改めて意見交換の場を設置し、高齢者をはじめ利用する方々の自立的な活動が、しっかりと継続できるよう、また、より良い施設運営ができるよう取り組んでいきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備に当たっては、増築する多目的室等の部屋(一部を除く)について、窓の二重サッシ化や入口ドアの防音性能を高めることで、合唱や演劇での利用も可能となるよう対応していく考えです。</p> <p>また、消費者センターの第1・2教室一体使用した時の最大定員は60名であり、それ以上の規模での利用は、近隣の地域区民センター等を丁寧にご案内していきます。</p> <p>(仮称)コミュニティふらっと本天沼の高齢者団体優先枠については、当面、第4集会室と第5集会室を中心に設定し、利用状況に応じて他の部屋の使用を検討していく考えです。</p> <p>次に、活動用具については、保管スペースが確保でき、他の利用団体の活用が見込める場合は、区へ寄贈いただいた上で貸出備品として取り扱うことを検討するほか、和室を洋室化することに伴う畳マットの配備を行っていく考えです。こうしたゆうゆう館機能の継承について、現在、検証作業を進めており、改めて利用団体の意見を聴きながら、今後のあり方を検討していきます。</p> <p>[資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の考え方
101	<p>ゆうゆう天沼館、本天沼区民集会所、天沼区民集会所について、「施設再編の取組を一旦休止する事業」に変更するよう、杉並区立施設再編整備計画(第2期)修正案の変更を求める。意見募集の対象である施設再編整備計画に基づいて来年2月開催の区議会への施設の廃止条例案などの提出を行うべきではない。天沼・本天沼地域の施設再編は、4件が複合的に関係している案件であるため、それぞれの問題点を挙げるが、まとめると次の5点である。</p> <p>A 合理的な理由のない、旧若杉小で開設中の民設保育所の天沼保育園跡地への移転が最優先され、その結果、地域住民に対するサービスを低下させる結果となる再編がなされようとしている。</p> <p>B 前区長の下で決められた、この民設保育所の移転を見直し、地域住民へのサービスを向上させることができる案を検討するべきである。</p> <p>C 天沼・本天沼地域には旧若杉小という利用の不十分な資源があり、旧若杉小の有効な利用により、地域住民へのサービスを向上させることが可能である。旧若杉小は、その利用の基本的な方針が決められないまま、部分的な利用がなされており、地域の施設再編の計画を立てるためには、旧若杉小の利用計画が含まれるべきである。</p> <p>D 旧若杉小の利用計画を含めた施設再編計画策定のためには、地域の事情と住民のニーズを、最も、よく知っている地域住民が参加した協議会などを設置し、十分な時間と議論を行うべきである。そのことによって、地域住民へのサービスを向上させることができる案が決められるのである。</p> <p>E 以上の通り、拙速な、この再編案を見直すための時間が必要であり、計画どおり実施する方針を改めるべきであり、廃止条例の決定などを急ぐべきではない。</p>	<p>P63 「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】に加え、</p> <p>なお、平成31年4月に開設した旧若杉小学校北校舎の民設保育所は、保育待機児童緊急対策に基づき、早急に保育所を確保する必要があったことから旧若杉小学校のスペースを活用して整備したものです。旧若杉小学校の校舎については、昭和42年に建てられ、保育園の開設当初から築50年を過ぎていることから、当該保育園は当初より移転先を確保していく考えでした。天沼保育園移転後の跡地への移転ができない場合には、当面、この天沼地域で移転先の適地を確保する見通しが立たないことから、保育需要に対する安定した受入先確保のためにも、天沼保育園等の跡地を活用することができるこの機会に移転が必要であると考えています。</p> <p>また、旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。活用方法の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえ、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきたいと考えており、今回のご意見はその際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、引き続きこの取組に係る地域の皆様に丁寧に説明をしていく観点から、本天沼区民集会所、天沼区民集会所、ゆうゆう天沼館に係る施設廃止条例案については、令和5年第1回区議会定例会への提案を見送ることとしました。</p> <p>[資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の考え方
102	<p>ゆうゆう天沼館、本天沼区民集会所、天沼区民集会所については、「計画どおり又は一部修正して実施する事業」から「施設再編の取組を一旦休止する事業」に変更するよう、杉並区区立施設再編整備計画(第2期)修正案の変更を求める。意見募集の対象である施設再編整備計画に基づいて来年2月開催の区議会への施設の廃止条例案などの提出を行うべきではない。</p> <p>天沼・本天沼地域の施設再編は、下記の通り、4件が複合的に関係している案件であるため、それぞれの課題点を挙げるが、まとめると次の5点である。</p> <p>A 合理的な理由のない、旧若杉小で開設中の民設保育所の天沼保育園跡地への移転が最優先され、その結果、地域住民へのサービスを低下させる結果となる再編がなされようとしている。</p> <p>B 前区長の下で決められた、この民設保育所の移転を見直し、地域住民へのサービスを向上させることができる案を検討すべきである。</p> <p>C 天沼・本天沼地域には旧若杉小という利用の不十分な資源があり、旧若杉小の有効な利用により、地域住民へのサービスを向上させることが可能である。旧若杉小は、その利用の基本的な方針が決められないまま、部分的な利用がなされており、地域の施設再編の計画を立てるためには、旧若杉小の利用計画が含まれるべきである。</p> <p>D 旧若杉小の利用計画を含めた施設再編計画策定のためには、地域の事情と住民のニーズを、最も、よく知っている地域住民が参加した協議会などを設置し、十分な時間と議論を行うべきである。そのことによって、地域住民へのサービスを向上させられる案を作り上げることができるのである。</p> <p>E 以上の通り、拙速な、この再編案を見直すための時間が必要であり、計画どおり実施する方針を改めるべきであり、廃止条例の決定などを急ぐべきではない。</p>	P67 「区立施設再編整備計画」No.101と同様
103	<p>2月開催の区議会への天沼・本天沼地区の施設の廃止条例案の提出に反対する。まず、「杉並区まちづくり基本方針(骨子案)」には「旧若杉小跡地については、周辺の基礎整備などと合わせて、地域の活性化に資する土地利用のあり方を他方的な観点から検討します。」となっている。旧若杉小で行われている民設保育は、とくに問題なく行われているとのこと。天沼保育園に移転する意味がわからない。旧若杉小跡地の使い方が決まってから、施設再編成を考えるのではだめなのか。</p>	

No.	意見概要	区の考え方
104	<p>廃止される、ゆうゆう天沼館と天沼区民集会所(ウエルファーム)の機能を承継する目的で、本天沼区民集会所を増築してコミュニティふらっと本天沼を整備することについては、反対する。</p> <p>(1) ゆうゆう天沼館を廃止すべきではない。旧若杉小で開設している民設保育所の移転には合理的な理由がないため、ゆうゆう天沼館の廃止にも合理的な理由がない。必要であれば、現在地において、改修、建て替えを検討すべきである。</p> <p>(2) 移転先の新規施設へ通うことは高齢の利用者にとって負担である。</p> <p>(3) 本天沼区民集会所の増築計画では、提供される設備が現ゆうゆう館より不十分と考えられる。天沼区民集会所(ウエルファーム)の機能の継承を含めて3施設が統合されるには増築をしても狭すぎると考えられる。</p> <p>(4) ゆうゆう館や児童館を統合して多世代共用施設として「コミュニティふらっと」を整備する方針については、検証と見直しが必要であり、前区長の下で決められた方針のままで進めることは止めるべきである。</p> <p>(5) 「旧・あんさんぶる」が廃止されたことにより荻窪駅南側の住民の会合などに利用できる施設がなくなっており、町会の会合が「天沼区民集会所(ウエルファーム)」で開かれている現実があると聞いている。それが本天沼区民集会所に移転されると、ますます荻窪駅南側から遠くなり不便となる。天沼区民集会所(ウエルファーム)の機能の承継は、旧若杉小の空き教室利用とすべきである。</p>	<p>P63 「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】に加え、</p> <p>なお、現在と活用場所が変わることで、施設に近くなる方、遠くなる方が出てきますので、ご不便をおかけする場合には、大変申し訳なく思います。</p> <p>平成31年4月に開設した旧若杉小学校北校舎の民設保育所は、保育待機児童緊急対策に基づき、早急に保育所を確保する必要があったことから旧若杉小学校のスペースを活用して整備したものです。旧若杉小学校の校舎については、昭和42年に建てられ、保育園の開設当初から築50年を過ぎていることから、当該保育園は当初より移転先を確保していく考えでした。天沼保育園移転後の跡地への移転ができない場合には、当面、この天沼地域で移転先の適地を確保する見通しが立たないことから、保育需要に対する安定した受入先確保のためにも、天沼保育園等の跡地を活用することができるこの機会に移転が必要であると考えています。</p> <p>(仮称)コミュニティふらっと本天沼では、集約する既存施設の利用状況などを踏まえて、増築を含めた施設の改修により、それぞれの施設の機能を受け止めていく考えです。これに加えて、消費者センター教室等の目的外利用を開始することで、ウエルファーム杉並の集会機能を補完していきます。</p> <p>ゆうゆう天沼館を含めた既存の3施設の活動を受け入れ可能かについては、令和4年11月の利用状況を基にシミュレーションを実施しました。月の全体枠数672枠に対して、3施設を合わせた利用枠は336枠で、このうち、週半ばの午後や夜間の時間帯を中心に、部屋・時間帯の重複が発生するのは37枠でした。この37枠については、部屋や時間帯・曜日の移動といった調整により、活動を継続いただける見込みです。そのため、全体の利用できる枠としては、必要な数を確保できることを確認しています。</p> <p>なお、コミュニティふらっとについては、令和5年度に予定している計画改定に向けて、今後、利用者や運営事業者を対象にしたアンケートや意見交換会を実施しながら検証していきます。</p> <p>旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。活用方法の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえ、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきたいと考えています。</p> <p>[資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の方考え方
105	<p>廃止される、ゆうゆう天沼館と天沼区民集会所(ウエルファーム)の機能を承継する目的で、本天沼区民集会所を増築してコミュニティふらっと本天沼に再編することについては、反対する。</p> <p>①ゆうゆう天沼館を廃止すべきではない。旧若杉小で開設している民設保育所の移転には合理的な理由がないため、ゆうゆう天沼館の廃止にも合理的な理由がない。必要であれば、現在地において、改修、建て替えを行って、引き続き、ゆうゆう天沼館が使用できるようにすべきである。</p> <p>②移転先の新規施設へ通うことは高齢の利用者にとって負担である。</p> <p>③本天沼区民集会所の増築計画では、提供される設備が現ゆうゆう館より不十分と考えられる。天沼区民集会所(ウエルファーム)の機能の継承を含めて3施設が統合されるには増築をしても狭すぎると考えられる。</p> <p>④ゆうゆう館や児童館を統合して多世代共用施設としてコミュニティふらっとを整備する方針については、検証と見直しが必要であり、前区長の下で決められた方針のままで進めることは止めるべきである。</p> <p>⑤旧あんさんぶるが廃止されたことにより荻窪駅南側の住民の会合などに利用できる施設がなくなっており、町会の会合が天沼区民集会所(ウエルファーム)で開かれている現実がある。それが本天沼区民集会所に移転されると、ますます荻窪駅南側から遠くなり不便となる。天沼区民集会所(ウエルファーム)の機能の承継は、旧若杉小の空き教室利用とすべきである。</p>	P69 「区立施設再編整備計画」№.104と同様

No.	意見概要	区の考え方
106	<p>本天沼区民集会所をゆうゆう天沼館、本天沼区民集会所、天沼区民集会所を統合し「コミュニティふらっと本天沼」に変更することに反対する。理由としてそもそも3施設を統合し、増築しても面積上無理がある。ゆうゆう館は今までゆうゆう館単独で利用できていたが3施設統合になれば利用回数が減り、体操などの運動や文化的な趣味などの機会が減り、健康増進にとってマイナスになることが懸念される。また、現ゆうゆう館にはマッサージ器や茶室、和室などの設備があり憩いの場として充実していたが増築計画では提供される設備が現ゆうゆう館よりも不十分で高齢者が大切にされていないように感じる。また、新施設に通うことは高齢者にとって身体的にも精神的にも負担が大きい。</p> <p>天沼区民集会所は天沼、本天沼地域にとって唯一大きな会場である。合唱や演劇の練習、集会など幅広い活動を行う場になくならない場所である。新施設では面積が狭く活動に困難がある。</p> <p>若杉小学校で開設されている民設保育所の移転は合理的な理由が見当たらない。そのことを理由にゆうゆう天沼館を廃止する理由も見当たらない。必要であれば現在地に改修、建て替えを検討すべきではないか。</p> <p>杉並区の待機児童ゼロの目標が達成されたことは喜ばしい事ではあるが、その反面定員割れも起きていると聞く。そのような状況で本天沼2丁目に新設の保育園が建設中である。果たして需要があるのか疑問である。現状を把握し保育園の新建設について見直しと検討を求める。</p> <p>「コミュニティふらっと」は多世代交流の場を目的にしているが、新設の「ふらっと東原」などの実態は把握されているか。今まで通りに機能が継承され、多世代交流がなされているのかはなはだ疑問である。ぜひ現場に足を運び、実態を把握し検証してほしい。</p> <p>以上の理由から施設再編の取り組みを一旦休止し住民の意見を聴き真摯に受け止め、民主的に運営を行ってほしい。</p> <p>その上で、本天沼区民集会所(桜の木も含む)、天沼区民集会所、天沼ゆうゆう館は現状維持。障がい者施策課児童発達相談係は若杉小学校跡地へ移動。若杉小学校跡地の活用については住民参加型のプロジェクトチームを組んで住民の意見が反映され、住民のための住民の町づくりを進めてほしい。</p>	<p>P63 「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】に加え、(仮称)コミュニティふらっと本天沼では、集約する既存施設の利用状況などを踏まえて、増築を含めた施設の改修により、それぞれの施設の機能を受け止めていく考えです。これに加えて、消費者センター教室等の目的外利用を開始することで、ウェルファーム杉並の集会機能を補完していきます。再編整備の取組を進めた結果、活動場所が変更となる場合もあり、施設に近くなる方、遠くなる方が出てきます。ご不便をおかけする場合は大変申し訳なく思いますが、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>ゆうゆう天沼館を含めた既存の3施設の活動を受け入れ可能については、令和4年11月の利用状況を基にシミュレーションを実施しました。月の全体枠数672枠に対して、3施設を合わせた利用枠は336枠で、このうち、週半ばの午後や夜間の時間帯を中心に、部屋・時間帯の重複が発生するのは37枠でした。この37枠については、部屋や時間帯・曜日の移動といった調整により、活動を継続いただける見込みです。そのため、全体の利用できる枠としては、必要な数を確保できることを確認しています。そのような中で、高齢者団体の優先枠については、第4集会室と第5集会室を中心に優先枠を設定しますが、利用状況に応じて新たな枠の設定も検討します。なお、マッサージ機、茶室、和室については、コミュニティふらっとに設置する予定はなく、和室を洋室化することに伴う畳マットの配備を行っていく考えです。こうしたゆうゆう館機能の継承について、現在、検証作業を進めており、改めて利用団体の意見を聴きながら、今後のあり方を検討していきます。</p> <p>また、天沼区民集会所の集会室の広さや防音を継承するに当たっては、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の多目的室の防音性能を強化することで、合唱や演劇での利用も可能となるよう対応します。多目的室の面積は67.71㎡で定員は40名となる予定です。これ以上の面積・定員でのご利用については、近隣の地域区民センター等をご利用ください。</p> <p>コミュニティふらっとを整備した場合には、周辺のゆうゆう館の機能を継承し、多世代が共に利用できる身近な地域のコミュニティ施設として運営していく考えです。再編整備の取組を進めた結果、活動場所が変更となる場合もあり、施設に近くなる方、遠くなる方が出てきます。ご不便をおかけする場合は大変申し訳なく思いますが、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>平成31年4月に開設した旧若杉小学校北校舎の民設保育所は、保育待機児童緊急対策に基づき、早急に保育所を確保する必要があったことから旧若杉小学校のスペースを活用して整備したものです。旧若杉小学校の校舎については、昭和42年に建てられ、保育園の開設当初から築50年を過ぎていることから、当該保育園は当初より移転先を確保していく考えでした。天沼保育園移転後の跡地への移転ができない場合には、当面、この天沼地域で移転先の適地を確保する見通しが立たないことから、保育需要に対する安定した受入先確保のためにも、天沼保育園等の跡地を活用することができるこの機会に移転が必要であると考えています。</p> <p>保育園の新規整備については、現在も区内保育施設の定員充足率が9割程度と高いことから、子育て世代が働きながら安心して子育てができる環境の整備のために、歳児別・地域別の保育需要に見合った定員数を確保することが必要と考えています。こうした考え方の下、令和4年度に地域を限定した新たな認可保育所の整備を行っており、本天沼二丁目の保育園についても、こうした経緯により新設するものです。</p> <p>なお、児童発達相談係については、在宅医療・生活支</p>

No.	意見概要	区の考え方
		<p>援センターや基幹相談支援センターなどとの連携によりウェルファーム杉並の福祉の相談機能を強化するなどの観点から、天沼区民集会所の跡地に移転をする考えです。</p> <p>本取組については、計画どおり進めていく考えですが、区立施設再編整備計画については、これまでの取組について検証し、新たな方針を決定していく予定です。コミュニティふらっとについては、令和5年度に予定している計画改定に向けて、今後、利用者や運営事業者を対象にしたアンケートや意見交換会を実施しながら検証していきます。</p> <p>また、旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。活用方法の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえ、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきたいと考えています。</p> <p>[資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>
107	<p>【コミュニティふらっとと本天沼の再編整備】に以下の文言<★>の追加を要望する。</p> <p>「○本天沼区民集会所を、増築・改修して、(仮称)コミュニティふらっとと本天沼に転用し、令和6年度(2024年度)に開設します。</p> <p>○天沼区民集会所は、この地域にコミュニティふらっとが整備されることや、在宅医療・生活支援センターや基幹相談支援センターなどとの連携によりウェルファーム杉並の福祉の相談機能を強化するなどの観点から、区立児童相談所の整備開始時期に合わせ、令和5年度(2023年度)末に未就学児を中心とした発達の専門相談を行う障害者施策課児童発達相談系の移転先等として転用します。</p> <p>○本施設には、本天沼区民集会所、天沼区民集会所及びゆうゆう天沼館を機能継承します。</p> <p><★○本天沼地域の再編整備については地域の利用者からの説明会ほかの多くの要望が出ている事を受け、利用者を含む協議会を設置・相談の上での整備を前提とする。></p> <p>本天沼地区の再編整備については、地域の説明会に150人の参加があり多数の要望が出たこと、ほぼ全てが施設の存続を求めていることを受け、まずは計画をストップし、利用者を含めた話し合いと具体的な決定の場にも利用者を含めた検討の場としての協議会の設置を区の責任で作ることを要望する。</p> <p>また説明会の資料を読んだが、玉突き事故のような施設移転と統廃合で、区民の理解が得られているとは思えない。</p> <p>この地域のことは地域の区民を含めて決定すること、誰もが利用しやすくするために統合せず歩いていける距離に施設を残すことが最善だと考える。防災の観点からも多数の施設を残すことでコミュニティの維持が出来ると考える。</p> <p>この協議会については、全ての地域に必要と考える。これこそが住民自治であり、行政は住民自治のサポートに回って支えてほしい。</p>	<p>P63 「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】に加え、</p> <p>今後、取組を進めるに当たっては、改めて地域の皆様に丁寧にご説明させていただくほか、施設整備や運営に向けて、可能な限り皆様のご意見を受け止めていきます。区立施設については、防災拠点や災害時活用施設など、地域防災計画に基づき施設ごとに発災時の役割を担っております。施設の再編整備が進むことで、施設の数が増えることも想定されますが、コミュニティふらっとの再編整備に当たっては、地域共生社会に向けて、身近な地域で世代を超えたコミュニティ形成を促進することで、発災時における共助の実現にも寄与するものと考えています。関係所管とも調整を行い、区の災害対策に係る取組が低下することのないよう再編整備を進めていきます。</p> <p>なお、区立施設再編整備の取組については、これまでの取組の検証等をした上で、新たな方針を定めることとしていきます。この検証等においては、住民との合意形成の観点から、施設再編整備の取組をどのように計画化していくのかについても、これまでの取組を検証し、今後のあり方を検討していきたいと考えていますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p> <p>[資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>

No.	意見概要	区の考え方
108	<p>「コミふら本天沼」について12/1号広報では一部修正とある。ゆうゆう天沼館、天沼保育園の跡地利用については説明がない。私立保育園の建設が決まっているのに、なぜ広報に書かないのか。正確な情報を区民に知らせるべきである。11/19の説明会で出された意見の実現に取り組んでほしい。区民から意見を求めるのだから聴くだけでなく尊重してほしい。</p>	<p>広報すぎなみ令和4年12月1日号では、令和3年度に策定した区立施設再編整備計画(第2期)・第1次実施プランで計画化したゆうゆう館や児童館についての再編整備の取組について、一旦休止する取組と、計画どおり又は一部修正して実施する取組に分けてご案内しました。紙面に記すことができる情報量に限りがあることから、ゆうゆう館や児童館以外の取組を含めた全体像をお示しすることができなかった点は、お詫び申し上げます。以下、P63「区立施設再編整備計画」No.91【天沼・本天沼地域の再編整備の進め方】による [資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>
109	<p>ゆうゆう天沼館・本天沼区民集会所・天沼区民集会所の廃止再編について、これらはコミュニティふらっと本天沼に転用が予定されている。まず、ゆうゆう天沼館は本天沼区民集会所との間に日大二高通りがあり、この通りはかなり交通量が多く渡り難い。双方の施設は言わば交通量の多い道路で区切られた別の地域である。高齢者でなくても1本化は不便でしかない。そのうえ、今後の高齢者の割合増加を考えると頭や体を使う講座などが豊富で「健康長寿」に資するゆうゆう館を潰すべきではない。コミュニティふらっとでその事が保障されていない。ウエルファームにある天沼区民集会所は、「あんさんぶる荻窪」を多くの区民の反対押し切り荻窪税務署を等価交換をしてまで、「天沼地域の住民のために施設を新設する」の区の掛け声で造られた物である。区立の児童相談所は子ども達にとって有益である。集会所の少ない地域にあつては、集会施設は旧若杉小に移転し、かつこれを機会に旧若杉小の利用計画を立てればよい。そして、ウエルファームは児童相談所を新設し、福祉総合施設になっていけば良い。</p> <p>本天沼区民集会所には大経樹がある。地域のシンボルツリーでもある。その他にも、生垣や何本かの木が植えられ敷地の一部は静かな住宅街にあって小公園を形成し、景観を良好なものにしている。しかし、再編されてしまうと、三施設を収容するために樹木伐採などで景観を害することは予測される。特に大経樹を容赦なく切るようなことは止めてほしい。</p>	<p>ゆうゆう天沼館の再編整備に当たっては、現在と活動場所が変わることで、施設に近くなる方、遠くなる方が出てきます。ご不便をおかけする場合には、大変申し訳なく思いますが、これまでのゆうゆう天沼館に通われていた方においても、日大二高通りを渡って来館をされていた方は、いらっしゃるものと存じます。また、コミュニティふらっとにおける各種講座については、健康長寿に資する内容も含めて、多様な世代にご参加いただけるよう、事業者選定の実施要領に記載する要件を検討していきます。また、開設後も、利用者のニーズに応じた内容となるよう、事業者と協議していきます。</p> <p>(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備に当たっての増築部分に係る南西の桜の木については、必要な部屋数を確保するために伐採しますが、増築後には、南西部分に桜の樹を新植する予定です。なお、樹木診断を実施した結果、4段階中下から2番目に悪い「著しい被害が見られる」という判定となり、あまり状態が良くないことも判明しました。</p> <p>旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。活用方法の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえ、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきたいと考えており、具体的な意見聴取の方法等については、令和5年度に実施予定の計画改定の中で示していきたいと考えています。</p> <p>児童相談所は、子どもや家庭が様々な子育て支援策につながりやすいよう、区役所の近くに設置することとしました。併せて、児童相談所は一時保護を実施するなど、法的権限を行使しますが、子どもの安全とともに職員の安全を確保するためには、警察の協力が欠かせません。こうしたことから、現在の整備予定地が最も適していると考えています。</p>
110	<p>天沼・本天沼地域の施設再編について、ライフスタイルが変わり施設に対するニーズが変わったとあるが、どのように変わったのか。</p>	<p>区立施設再編整備計画では、区立施設に関する現在の状況を昭和30年代から40年代にかけて多くの施設を整備したときと比較すると、時代の変化に合わせてライフスタイルが変わり、施設に対するニーズも変わってきていると説明しています。これは、例えば女性の就業率の高まりに伴う保育需要の増加を踏まえた保育園に対するニーズの増加があります。また、今後についてはありますが、少子高齢化の更なる進展を見据えた際に、ゆうゆう館については、高齢者専用施設としてではなく、世代を超えて地域の人同士が交流し、つながりを作るための場としての機能が求められていることなども施設に対するニーズの変化と考えられます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
111	天沼・本天沼地域の施設再編について、保育園については保育を利用している保護者だけに説明し、統廃合することになったら関係する区民へ説明するというように分断して説明するのではなく、「本天沼地域の施設をどのように考えていくのか」というような大きな視点で地域住民や施設利用者等と一緒に考えていく協議会が必要と思う。そうしたことが、住民自治の本来の姿であろうと思う。	区立施設再編整備の取組については、これまでの取組の検証等をした上で、新たな方針を定めることとしております。この検証等においては、再編整備の考え方や手法のほか、区民との合意形成の観点から、区民の声をどのように聴いていくのかについても、これまでの取組を検証し、今後のあり方を検討していきますので、今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。 なお、天沼・本天沼地域の再編整備の取組については、今後、引き続き、地域や施設利用者等の皆様からの声を丁寧に聴きながら進めていきます。
112	コミふら本天沼の件も、若杉小の跡地利用の件も、区民も複数参加できる協議会のような形を区でつくり、住民たちの声を聞いてほしい。防災、保健所、保育園、芸術文化の拠点にするなど、大切な区の土地を生かしてほしい。	
113	障害者施策課児童発達相談係に重視する取組みなら旧若杉小でも場所的にはいいのでは。現天沼集会所でもいいかと思うが、その場合は天沼集会所は旧若杉小を活用すれば、荻窪南側の人たちにとっても、本天沼よりは断然近く利用しやすいのではないかと。	児童発達相談係については、未就学児を中心とした発達に関する相談体制を充実するとともに、在宅医療・生活支援センターや基幹相談支援センターなどとの連携によりウェルファーム杉並の福祉の相談機能を強化するなどの観点から、天沼区民集会所の跡地に移転する考えです。 また、現在、旧若杉小学校については、保育待機児童の緊急対策を進める中で整備した保育室若杉及び北校舎の民設保育所のほか、重症心身障害児通所施設「わかば」、さざんかステップアップ教室荻窪教室などで暫定的に活用しております。保育室若杉については、この間、保育待機児童ゼロを実現し、認可保育所の整備も進んできたことから、段階的に新たな入園募集を停止の上、令和6年度末に廃止することとしております。また、北校舎の民設保育所については、ゆうゆう天沼館・天沼保育園の用地に新園舎を整備し、令和8年4月に移転する予定です。また、「わかば」やさざんかステップアップ教室荻窪教室についても、令和6年度末までの移転を目的として検討を進めているところです。 旧若杉小学校の本格活用については、用地を有効に活用する観点から、暫定的に活用している施設を移転した後に進めていく考えです。今後の本格活用の検討に当たっては、「荻窪駅周辺まちづくり方針」など、まちづくりに関する計画・方針等も踏まえつつ、暫定的に活用している施設の跡地の有効活用を含め、地域の皆様の声を丁寧に聴きながら進めていきます。そうした観点から、旧若杉小学校の本格活用等に向けた検討については、計画を修正します。 [資料2(4) 区立施設再編整備計画No.13]
114	本天沼区民集会所が他の施設と共に「コミュニティふらっと本天沼」に統合されるとのことだが、二本の桜は絶対切らないでほしい。緑を木々を残してほしい。	増築部分に係る南西の桜の木については、樹木診断の結果、著しい被害が見られるとの判定であるため、伐採の上、増築を行うものですが、その代替として、南西部分に桜の樹を新植する考えです。
115	本天沼集会所の桜の木は、切らないでほしい。増築しなくてもできる方向を探るのではダメか。	
116	障害者の息子を持つ母親で自身もリウマチを患うが、ゆうゆう天沼や本天沼区民集会所でのカラオケは好きな歌が思いきり歌えた。ゆうゆう天沼館の広い洋室はなかなか取りにくかったというが、いつも取ってもらい、広い場は息子が踊り出すと皆も踊り楽しかった。片付けは障害の息子が力を出し、皆に喜ばれた。電話がくると息子が行くというから、体がつらい時も出かけた。なくさないで。障害の息子のためにも。広い場がほしい。	(仮称)コミュニティふらっと本天沼では、第1集会室でレーザーカラオケを利用できるよう設置していく考えです。レーザーカラオケの設備は第一集会室のみとなりますが、より広い部屋での歌唱を伴う活動を希望する場合は、多目的室の利用を案内していきます。

No.	意見概要	区の考え方
117	天沼・本天沼地域の施設再編について、既に開設している「ふらっと」での各種講座の参加費は安く1回1000円である。1000円～2000円と幅はあるが、一体どれ位の高齢者や子供たちがその参加費を払えるのか。その参加費の1割が運営団体に入ると聞いている。区が作った施設で1回の参加費が1000円で、しかもその1割を運営団体に支払う。一体だれのための施設なのか。	ご意見を各運営事業者と共有するとともに、各種講座の料金設定のあり方について意見交換していきます。
118	天沼・本天沼地域の施設再編について、「ふらっと」にラウンジを作ること、多世代間の交流が深まるのか。多世代間の交流を図るためには、周到な計画(プログラム)が必要である。ただ単にラウンジを利用するだけで、交流が深まるとは思えない。 以前、学校の余裕教室に高齢者のデイサービス(ふれあいの家)を作り、学校行事に高齢者が参加したり、ふれあいの家の各種行事に子どもたちが参加する事などを通じ、子どもと高齢者の交流を図ってきた。児童館を潰し「ふらっと」にすることで、学童クラブ等を学校内に移すこととなり、ふれあいの家が移転となった。片方でこうしたことをやって、「多世代間の交流を図る」ため、「ふらっと」を作るとするのは矛盾している。この矛盾をどう説明するのか。	まず、区では基本構想に掲げたまちの将来像「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向け、年齢や障害の有無等にかかわらず、人と人とのつながり、支えあいが豊かな地域社会づくりを進めています。「コミュニティふらっと」は、こうした考えに基づき、子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えた交流を促進するための地域コミュニティ施設として整備・運営している施設です。現在の5施設ではラウンジの活用のほか、多世代交流イベントや多世代が参加できる自主事業を実施しており、これらの取組は総じて好評を得ています。今後も運営事業者と共に、より一層充実した施設運営を図っていきます。 次に、これまで在宅高齢者及びその家族の福祉向上に資する目的で設置していた、小学校併設のふれあいの家(桃三、八成、方南)については、学校の児童数の増加や学童クラブの需要増などの行政需要に対応する必要が生じたため、運営事業者と協議の上、令和3年中に退去となったものですので、コミュニティふらっとの整備とは直接関係はないものであることをご理解ください。
119	コミふら本天沼のラウンジの位置が、事務室からも、玄関からも見えないのは心配。多世代の交流となると、子どもから高齢者が安心して利用できることは1番大事。一度立ち止まってほしい。	(仮称)コミュニティふらっと本天沼については、ラウンジに防犯カメラを設置し、受付でラウンジの様子が確認できるようにするとともに、定期的に受付職員がラウンジの見回りを行っていく考えです。
120	天沼・本天沼地域の施設再編について、「運営を委託する」ということは受託団体がきちんとした運営をしているかどうか「委託者」として、「職員」が的確に判断できる目を持つことが何よりも重要なことである。判断できる目を持つことなく丸投げするのは、職員の職務放棄と同様で、区民の納税した税金を預かる者として不適格と言わざるを得ない。区民の負託にきちんと応えているか、今一度職務分担を確認してほしい。	区では各種の委託事業について、毎年、モニタリング(履行評価)を実施しており、既存のコミュニティふらっとの運営は、いずれも適切に行われていることを確認しています。また、これらに関与する職員の研修にも力を入れており、今後も的確に判断できる職員の育成に努めていきます。
121	旧天沼会議室別館は放置されたまま老朽化が激しく、近隣住民に危険な状態になっている。こうした施設への対応こそが、施設再編計画に取り入れられるべきである。	天沼会議室別館は、昭和41年に建築された建物で、ご指摘のとおり施設の老朽化が進んでいます。現在は、一時的な区の物品置場として活用していますが、今後の有効活用策について地域の方のご意見を伺いながら検討していきたいと思っております。
122	旧天沼会議室別館は放置されたまま老朽化が激しく、近隣住民に危険な状態になっている。こうした施設への対応こそが、施設再編計画に取り入れられるべきである。	
123	旧天沼会議室別館が放置されたまま、老朽化が激しいようである。このような無駄になっている施設を立て替えて利用できるようにすることこそ、施設再編ではないか。	
124	障害者施策課児童発達相談係の天沼区民集会所(ウェルファーム)跡地(移転後のスペース)への移転については、反対ではない。	本取組は、未就学児を中心とした発達に関する相談体制を充実するなどの観点から実施するものであり、令和6(2024)年度からウェルファーム杉並内に移転するための準備を進めていきます。
125	障害者施策課児童発達相談係の天沼区民集会所(ウェルファーム)跡地(移転後のスペース)への移転については、反対ではない。	

No.	意見概要	区の方考え方
126	<p>コミュニティふらっと高円寺南の建築が止められないならば、ゆうゆう館機能を継承するのではなく、「地域区民センター」として新設、誰もが利用できる施設として活用するのはどうか。</p> <p>セッション杉並を地域区民センター高円寺とする予定があるようだが、住所としては梅里であり、高円寺というには無理があるのでは。距離もある程度現セッションとは離れており許容範囲では。原案でも元々の所に地域区民センターと新規コミュニティふらっとが建築予定なので、距離感には問題がないのでは。</p>	<p>地域区民センターは、区内7地域にそれぞれ1カ所ずつ整備・運営していくこととしております。したがって、ご指摘のような対策を図ることができませんが、(仮称)コミュニティふらっと高円寺南が、地域に愛され親しまれる施設となるよう、より良い運営を図っていきます。</p>
127	<p>浜田山会館の改修に伴いケア24浜田山を浜田山会館から移転することに関しては引き続き反対する。ケア24の運営は地方自治体の役割である。それなのに区の施設から必要もなく移転を強要する理由はなにか。ケア24浜田山は他に適当な移転場所はない。民間の施設は実際問題、家賃が高すぎて無理である。</p>	<p>ケア24浜田山については、浜田山会館を(仮称)コミュニティふらっと浜田山に改修し、ゆうゆう高井戸東館の機能を継承を図るため、移転先を検討していました。区でも地域包括支援センターケア24が地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たす重要な機関であることや、当該エリアにおいて適切な民間施設の選定が難しいことは認識しています。ケア24浜田山管轄エリアの区民の皆様のご意見や他自治体の取組を参考に検討していきます。</p>
128	<p>一旦休止する取り組みが高井戸地域に集中しているように思える。高井戸西児童館・ゆうゆう高井戸西館などはコミュニティふらっとへの移行が決定し、対象別の縦割り施設から世代の交流が可能な地域のコミュニティの拠点施設となるのが期待されていただけに残念な気持ちになった。ここに長く住む者としては区の南部には公的施設が少なく、中央線沿線に行政機能が集中していることに不安や不便を覚えることが多々あるだけにまたかという思いもある。</p> <p>区長には区民の声に耳を傾けることが期待されている。ぜひこの見直しがさらに見直され当初の予定に沿って実行されること、子供たちや高齢者の声を反映した施設が建設され運営に地域の意向と文化の蓄積が生かされることを願っている。</p>	<p>児童館、ゆうゆう館の再編整備の取組については、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定することとし、新たな方針等を決定するまでの間、原則として事業を一旦休止することとしました。ご期待いただいている取組が一旦休止となったことについて、お詫び申し上げます。</p> <p>検証に当たっては、アンケート調査や意見交換会の実施を通して、区民の皆さまからの声を丁寧に伺い、新たな方針を決定してまいります。今回のご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p>
(6) ゆうゆう館		
129	<p>高齢者のゆうゆう館を再編することには反対である。一人暮らしの高齢者が社会とつながる貴重な場所である。高齢者の孤立化をふせぐことは、今後の高齢者対策の面でも重要である。まとめて大きな建物にするのは、時代に逆行していると言わざるを得ない。こじんまりとより家庭に近いコミュニティの場所としてのゆうゆう館は、地域に点在することが必要である。</p> <p>区民サービスの拠点である施設は、住民自治を活性化するためにも欠かすことができない。</p>	<p>ゆうゆう館については、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなどの課題があるほか、多くが昭和40年代に建築されるなど、施設の老朽化の課題も抱えています。そうした中、区ではこれまで、今後の更なる高齢化の進展を見据え、多様なライフスタイルを持つ高齢者が気軽に立ち寄り、身近な地域で活動できる場を確保するとともに、世代を超えて地域住民同士が交流し、つながりを作る場として、区民集会所やゆうゆう館などを、新たな地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」に再編整備する考えをお示しし、この間、取組を進めてきました。</p> <p>コミュニティふらっとでは、貸室の利用に当たって1団体につき1か月当たり8枠まで予約可能な高齢者優先利用枠を設定し、その範囲において使用料は免除とするなど、ゆうゆう館の機能を継承した施設としています。また、身近な地域で気軽にご利用いただけるよう、今後、区内に30～40施設を目途に段階的に整備していくこととしています。</p> <p>こうしたゆうゆう館の再編整備の取組については、区民の皆様から様々なご意見をいただいていることなどから、これまでの施設再編の取組の検証を行い、新たな方針等を決定していくこととしています。今回のご意見も参考にしながら、ゆうゆう館や今後の地域コミュニティ施設のあり方などについて、検証を進めていきます。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
130	<p>ゆうゆう館を利用している。シニア独自の集まりで、楽しく仲間と二時間を過ごしている。それが元気のもとになる。どのゆうゆう館でも、いつでも気兼ねなく使えるようにしてほしい。『統廃合』から、『一旦休止』になったことは喜ばしい。</p>	<p>ゆうゆう館に関する施設再編の取組については、区民の皆様から様々なご意見をいただいていることなどから、これまでの施設再編の取組の検証等を行い、新たな方針を決定していきます。検証に当たっては地域や施設利用者などの皆様からの声を丁寧に聴きながら進めていきます。</p>
131	<p>計画に沿ったゆうゆう館廃止について、以下内容を踏まえて修正が必要。 ・施設再整備は一旦見直しのためストップを公約に現区長は当選 ・これまでの利用者の不利益が生じないよう区が責任を持って『機能』と『質』を維持し、移転させるとこれまで区議会や区民へ説明してきた。ただし、区として杉並区のゆうゆう館の『機能』と『質』が定義されていない、検証もされていない中で、すでに計画されている事を優先して、廃止を決定する事ができる客観的根拠を提示してほしい。 ・これらに対し、行政は「一度持ち帰り改めて回答する」と回答。</p>	<p>ゆうゆう館は、身近な地域で高齢者の方が憩い、いきがい学び、ふれあい交流、健康づくりの場所として、設置・運営しておりましたが、今後の更なる高齢化の進展を見据え、高齢者が地域の様々な方とのつながりを持てるような場を確保する観点などから、多世代型の施設であるコミュニティふらっとにこれまでのゆうゆう館の機能を継承していく考えで区立施設再編整備計画の取組を進めてきました。この取組については、区民の皆様から様々なご意見をいただいていることなどから、取組の検証を行い、新たな方針を決定していくこととしています。 一方で、緊急性の高い行政課題への対応に伴うもので、取組の進捗状況等も踏まえ、現段階では休止することが困難であると判断したもののについては、計画どおり進めることにしたものです。この場合においても、利用者をはじめとした区民の皆様を対象とした説明会を開催し、取組の必要性をお伝えするとともに、ご意見をお伺いする機会を設けております。説明会でいただいたご意見については、その実現可能性等を精査し、可能な限り反映することで、皆様の意向を尊重した上で進めていきます。これまでの取組の検証等に当たっては、地域や施設利用者の方々の声を丁寧に聴きながら進めていきます。</p>
132	<p>ゆうゆう方南館の廃止、現方南区民会館の所在地への施設移転に反対。移転先は環七に面し、光化学スモッグ、騒音などに晒され、窓を開けて空気を入れ替えることもままならない。また、現在のゆうゆう方南館の所在地は、緑に囲まれ落ち着いた静穏な環境であるが、移転先周辺はほとんど緑地がない。方南地域は公園がほとんどなく、昨今は樹木の伐採が進み植物を目にする機会が激減している。杉並区長は、「方南区民会館に行きました」と公聴会で発言したが、あのような劣悪な狭い場所に高齢者を押し込めることに胸が痛まないのか。また、区長は「杉並区は地価が高いので新しい施設が作りにくい」と言っていたが、近年住宅地や商店街には、空き家が発生してさまざまな課題をかかえている。そういった場所を区が借りあげ、税を軽減するなどし、NPOに運営させることで環境を守りコミュニティの拠点を築くことも可能である。 また、方南地域は地震などの緊急時の避難先が、明治大学など、かなり遠方で移動経路が環七や甲州街道など危険な地域に近い場所である。方南地域には、高齢者が安心して過ごせる公共スペースが本当にない中で、現ゆうゆう方南館は、高齢者が憩える本当に貴重な場所である。公聴会で配布された資料にあった他の緑豊かな閑静な場所とは、あまりに違い過ぎて差別的なまでに非対称だと思う。現在のゆうゆう方南館の継続を切に願う。</p>	<p>喫緊の行政課題である方南学童クラブの待機児童対策を進めるためには、ゆうゆう館を機能移転して、育成室となるスペースの確保が必要です。方南小学校は、児童の増加に伴い、現段階では小学校内で学童クラブを実施するだけのスペースを確保することができません。また、方南小学校の周辺にも、ゆうゆう方南館の他に学童クラブ整備に適した用地や施設はありません。現在のゆうゆう方南館は、方南児童館・方南学童クラブと同じ建物のため学童クラブの運用がしやすいなど、学童クラブ育成室の確保に向けて最適な場所であるとともに、ゆうゆう館の活動についてもコミュニティふらっとへの機能継承により活動を継続することができることから、取組を進めることとしたものです。 ゆうゆう方南館の機能継承先となる(仮称)コミュニティふらっと方南の整備に当たっては、外部からの音に対しては、物理的及び安全上施工が困難な箇所を除き、全ての窓を二重にするなどの防音対策を講じる予定ですが、緑地については、建物が敷地いっぱい建っているため、新たに面積を確保することは難しい状況です。既存施設の転用ということで制約はありますが、可能な限り皆様に気持ちよくご利用いただける施設となるよう整備していきます。 (仮称)コミュニティふらっと方南においては他の世代との交流の機会を創出するなど、高齢者にとっても新たな魅力ある施設としていくとともに、ゆうゆう方南館での活動を継続できるよう運用や設備の充実を図ってまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
133	先日の天沼中学校での意見として「ゆうゆう天沼館」の移転に断固反対する意見が多く出された。区が報告した計画通り又は一部修正して実施する案は全面撤回してほしい。撤回出来ない理由はなに1つとしてない。「ゆうゆう天沼館」では多くのクラブが活動し、いきいきとして自主運営されている。「高齢者の生きがい」を取り上げないようにしてほしい。	天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じるため、白紙に戻すことは困難ですが、地域や既存施設利用者の方々との対話を継続して、相互理解を深める必要があると考えています。そのため、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行い、改めて意見交換の場を設定していきます。
134	もし、若杉小にある保育園が、天沼ゆうゆう館の跡地に移る場合は、天沼ゆうゆう館も本天沼区民集会所も利用できなくなる期間、若杉小を利用できるようにするか、建替えの時期をずらしてほしい。	<p><見直したスケジュールの例(変更前→変更後)> (仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設(令和6年4月→令和6年10月に変更) 本天沼区民集会所の閉鎖(令和5年3月末→令和5年9月末に変更) ゆうゆう天沼館の閉鎖(令和5年10月末→令和6年9月末に変更)※代替期間は不要 旧若杉小学校北校舎の民設保育園の移転(令和7年4月→令和8年4月に変更)</p> <p>なお、荻窪地域区民センターについては、天沼・本天沼地域の再編整備に関する改修等工事期間中の荻窪地域の集会機能を確保する観点から、長寿命化改修の実施時期を後ろ倒しします(令和6年4月から休館→令和6年11月から休館に変更)。</p> <p>(仮称)コミュニティふらっと本天沼においては他の世代との交流の機会を創出するなど、高齢者にとっても新たな魅力ある施設としていくとともに、ゆうゆう天沼館での活動を継続できるよう運用や設備の充実を図っていきますので、ご理解のほどお願いいたします。事業を進めるに当たっては、丁寧な説明を行うとともに、高齢者団体の活動が休止することがないようにするなど、可能な限り区民の声を反映していきたいと考えています。 [資料2(4)区立施設再編整備計画No.13,15,18,19,21]</p>
135	天沼1丁目の住人だが、同居の年寄りがゆうゆう天沼館に行っている。ここでさえ、「ちょっと歩くだよ」と言っている。現在の場所での改修、建て替えはできないのか。	現在の天沼保育園は園舎・園庭とも手狭な環境で保育を行っていることに加え、旧若杉小から移転する保育園は天沼保育園より定員の多い園です。このことを踏まえ、必要な園舎及び園庭の面積を確保するためには、ゆうゆう館との併設は極めて困難です。 (仮称)コミュニティふらっと本天沼においては他の世代との交流の機会を創出するなど、高齢者にとっても新たな魅力ある施設としていくとともに、ゆうゆう天沼館での活動を継続できるよう運用や設備の充実を図っていきますので、ご理解のほどお願いいたします。

No.	意見概要	区の考え方
136	<p>天沼ゆうゆう館を廃止ではなく、高齢化社会杉並なら、建物全体を、ゆうゆう館とし、ほかの施設(学童クラブなど)との複合化を考えてもいいのではないか。</p>	<p>ゆうゆう館については、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなどの課題があるほか、多くが昭和40年代に建築されるなど、施設の老朽化の課題も抱えています。そうした中、区ではこれまで、今後の更なる高齢化の進展を見据え、多様なライフスタイルを持つ高齢者が気軽に立ち寄り、身近な地域で活動できる場を確保するとともに、世代を超えて地域の人同士が交流し、つながりを作る場として、区民集会所やゆうゆう館などを、新たな地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」に再編整備する考えをお示しし、この間、取組を進めてきました。ゆうゆう天沼館についても、この考え方に基づき、(仮称)コミュニティふらっと本天沼に機能を継承していく考えとしたものです。なお、コミュニティふらっとを整備する際には、他の施設との複合化についても検討していきますが、(仮称)コミュニティふらっと本天沼については、既存施設を増築・改修し、本天沼区民集会所、天沼区民集会所、ゆうゆう天沼館の3つの施設の機能を継承していくことから、他の施設を複合化するだけのスペースはありませんので、単独施設として整備していきます。</p>
137	<p>ゆうゆう高円寺南館をコミュニティふらっと高円寺南に機能継承する件について、ゆうゆう高円寺南館として残してほしい。その際、コミュニティふらっとの建築が止められないならば、ゆうゆう館機能を継承するのではなく、「地域区民センター」として新設、誰もが利用できる施設として活用するのはどうか。コミュニティふらっと高円寺南として杉8小後に移転した場合は、現ゆうゆう高円寺南館を、「高齢者活動支援センター高円寺南」として活用、現在行っている高齢者の就業支援も含めた高齢者の利用を中心にひき続き活用するのはどうか。</p>	<p>旧杉並第八小学校の跡地に整備する(仮称)高円寺図書館等複合施設(ゆうゆう高円寺南館の機能継承先である(仮称)コミュニティふらっと高円寺南を含む複合施設)の整備については、学校関係者や地元の町会の皆様など多くの地域の方々とともに活用策を創り上げ、既に建設工事に着手している段階であることから、ゆうゆう高円寺南館をコミュニティふらっとに機能継承していく取組については、当初の計画どおり進めていく考えです。(仮称)コミュニティふらっと高円寺南においては、他の世代との交流の機会を創出するなど、高齢者にとっても新たな魅力ある施設としていくとともに、施設利用者の皆様の声を聴きながら、ゆうゆう高円寺南館での活動を継続できるよう運用や設備の充実を図っていきますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>同コミュニティふらっとを地域区民センターとして位置付ける旨のご意見をいただきましたが、地域区民センターは区内7地域に1か所ずつ設置する方針で、すでに高円寺地域区民センター(セシオン杉並。現在、長寿命化改修工事を実施のため休館中)を設置していることや、コミュニティふらっととは規模や設備が異なることから、適当ではないと考えています。</p> <p>なお、ゆうゆう高円寺南館の跡地活用については、駅近くの貴重な場所として、新たな区民ニーズに応えるために整備が必要な施設や移転が必要な施設など行政課題への対応に活用させていただきたいと考えています。来年度に区立施設再編整備計画を含めた区全体の計画の改定を予定していることから、その中で決定していきたいと考えていますが、検討に当たっては、地域や施設利用者等の皆様からの声を丁寧に聴きながら進めていきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
138	<p>ゆうゆう高円寺南館がコミュニティふらっと高円寺南として杉8小後に移転した場合、現ゆうゆう高円寺南館を、「高齢者活動支援センター高円寺南」として活用、現在行っている高齢者の就業支援も含めた高齢者の利用を中心にひき続き活用するのはどうか。</p> <p>現在の高齢者活用支援センターは高井戸駅そばにあり、立地として区民全体が活用するには不便な方も多し。施設利用運用は現在の高齢者活動支援センターに倣うこととする。この運用であれば、ゆうゆう館利用とは多少違っても、高齢者の活動の受け皿となり、現ゆうゆう館施設を何も手を入れずそのまま活用できる。又ゆうゆう館以外の、「就業支援室」「防災会議室」も今迄通り活用でき、区民の利便性を確保できる。</p>	<p>旧杉並第八小学校の跡地に整備する(仮称)高円寺図書館等複合施設(ゆうゆう高円寺南館の機能継承先である(仮称)コミュニティふらっと高円寺南を含む複合施設)の整備については、学校関係者や地元の町会の皆様など多くの地域の方々とともに活用策を創り上げ、既に建設工事に着手している段階であることから、ゆうゆう高円寺南館をコミュニティふらっとに機能継承していく取組については、当初の計画どおり進めていく考えです。(仮称)コミュニティふらっと高円寺南においては、他の世代との交流の機会を創出するなど、高齢者にとっても新たな魅力ある施設としていくとともに、施設利用者の皆様の声を聴きながら、ゆうゆう高円寺南館での活動を継続できるよう運用や設備の充実を図っていきますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>なお、ゆうゆう高円寺南館の跡地活用については、駅近くの貴重な場所として、新たな区民ニーズに応えるために整備が必要な施設や移転が必要な施設など行政課題への対応に活用していきたいと考えています。来年度に区立施設再編整備計画を含めた区全体の計画の改定を予定していることから、その中で決定していきたいと考えていますが、検討に当たっては、地域や施設利用者等の皆様からの声を丁寧に聴きながら進めていきます。</p>
139	<p>ゆうゆう高円寺南館は、高齢者の居場所的などころである。人々の孤立や、高齢者の孤独死などが問題となっている今、高齢者がサークル活動したり、居場所的役割をする場所はとても大事である。</p> <p>「高円寺図書館等複合施設内にコミュニティふらっとを整備し機能移転する」とあるが、これはゆうゆう館の代替にはならない。高齢者は遠くには行けない。特に高円寺北の高齢の人たちには、高円寺図書館などは遠すぎる。また、複合施設は、高齢者には利用しにくい。ゆうゆう館の良いところは、高齢者だけが利用でき、心置きなくいられるところである。「遠くの複合施設」に機能移転したとしても、それは「死んだ施設」である。</p> <p>高齢者の孤立化はこれからの社会問題であり、孤立化に拍車をかけるような「ゆうゆう館の廃止」は絶対にしてはならないと思う。他の二つの廃止予定のゆうゆう館についても同様だと思う。</p>	<p>ゆうゆう館は、身近な地域で高齢者の方が憩い、いきが学び、ふれあい交流、健康づくりの場所として、設置・運営してきましたが、今後の更なる高齢化の進展を見据え、高齢者が地域の様々な方とのつながりを持てるような場を確保する観点などから、多世代型の施設であるコミュニティふらっとにこれまでのゆうゆう館の機能を継承していく考えです。</p> <p>場所が変わることで施設に近くなる方、遠くなる方が出てきます。ご不便をおかけすることもあり、その点は大変申し訳なく思いますが、身近な地域で高齢者の孤立化を防ぐことは、コミュニティふらっとの目的の一つです。</p> <p>(仮称)コミュニティふらっと高円寺南においては、他の世代との交流の機会を創出するなど、高齢者にとっても新たな魅力ある施設としていくとともに、施設利用者等の皆様の声を聴きながら、ゆうゆう高円寺南館での活動を継続できるよう運用や設備の充実を図っていきますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

No.	意見概要	区の考え方
140	<p>ゆうゆう高円寺南館廃止について、高円寺駅からのアクセスの良さを考えると、足の悪い高齢者などの利用が高円寺図書館に移ることで、できなくなるか。また、コミュニティふらっとを「調査・分析し、検証した上で」決定するために立ち止まってほしい。</p>	<p>ゆうゆう館は、身近な地域で高齢者の方が憩い、いきがい学び、ふれあい交流、健康づくりの場所として、設置・運営してきましたが、今後の更なる高齢化の進展を見据え、高齢者が地域の様々な方とのつながりを持てるような場を確保する観点などから、多世代型の施設であるコミュニティふらっとにこれまでのゆうゆう館の機能を継承していく考えです。</p> <p>場所が変わることで施設に近くなる方、遠くなる方が出てきます。ご不便をおかけすることもあり、その点は大変申し訳なく思います。</p> <p>旧杉並第八小学校の跡地に整備する(仮称)高円寺図書館等複合施設(ゆうゆう高円寺南館の機能継承先である(仮称)コミュニティふらっと高円寺南を含む複合施設)の整備については、学校関係者や地元の町会の皆様など多くの地域の方々とともに活用策を創り上げ、既に建設工事に着手している段階であることから、ゆうゆう高円寺南館をコミュニティふらっとに機能継承していく取組については、当初の計画どおり進めていく考えです。(仮称)コミュニティふらっと高円寺南においては、他の世代との交流の機会を創出するなど、高齢者にとっても新たな魅力ある施設としていくとともに、施設利用者等の皆様の声を聴きながら、ゆうゆう高円寺南館での活動を継続できるよう運用や設備の充実を図ってまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
(13)庁舎、その他施設		
141	<p>職員会館の廃止に伴い、更生保護サポートセンターのウェルファーム杉並内への移転は、今後杉並区が取り組んでいく再犯防止推進に向けても横断的な連携ができる拠点となることから評価する。整備計画のみならず実行計画においても再犯推進に向けた行政の横断的な連携を期待する。</p>	<p>ウェルファーム杉並への移転後においても、保護司会と連携しながら、更生保護サポートセンターの機能拡充に向けて支援していきます。</p>
142	<p>児童相談所についても利用者目線で慎重に進めてほしい。区役所や警察が近いことがプラスとは限らないのではないか。</p>	<p>区立児童相談所は、利用者である子どもとその保護者が相談しやすい環境とするため、利便性の確保が重要です。また、子どもや家庭が様々な子育て支援策につながりやすいよう、区役所の近くに設置することとしました。さらに、児童相談所は一時保護を実施するなど、法的権限を行使しますが、子どもの安全とともに職員の安全を確保するためには、警察の協力が欠かせません。こうしたことから、現在の整備予定地が最も適していると考えています。</p>
143	<p>児童相談所が区に移管されることは歓迎するが、阿佐谷南児童館をどけて、あそこに持つ理由はわからない。場所を検討してほしい。</p>	
(14)有料制自転車駐車場、自転車集積所		
144	<p>自転車駐車場は公共交通を補完する大切な交通施設であり、職員会館の廃止後の跡地を南阿佐ヶ谷駅周辺における有料制自転車駐車場として整備することについては、南阿佐ヶ谷駅周辺の自転車駐車場不足状態に少しでも寄与するため賛成である。可能ならレンタサイクル・シェアサイクルのポートとしても機能するような施設として頂きたい。レンタサイクル・シェアサイクルは、災害時の足としても有効と考えられる。</p>	<p>南阿佐ヶ谷駅周辺は、自転車駐車場が不足しているため、その解消を図るとともに、シェアサイクルポートの設置も検討します。</p>

6 その他

No.	意見概要	区の考え方
1	<p>次のような大型プロジェクトを、主体となる各事業者に呼びかけ、ぜひ杉並区を他区に先がけて美しい市街にしてほしい。</p> <p>電力、通信、警備等の配線、ガス水道の配管などがバラバラに各家庭に供給されているが、地下に大型共通孔を構築し、それにすべてまとめることにより現在のよう電柱の個別補強や土地の掘起し再埋立のような個別の無駄が不要になる。欧米が美しいのは電柱が見当らないこと。電柱がなければ地震にも安全。</p>	<p>ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>私の子供の頃ザリガニを採った弁天池はなくなり今ではマンションが建っている。河北病院の南にあった茶畑は駐車場になり河北病院の移転に伴い貴重な屋敷林もこの杉並区からなくなりそう。自然保護の立場から行政の力でなんとか止めることはできないのか。</p>	<p>民有地の活用については土地所有者の意向によると思いますが、区としても阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画を決定し、総合病院の移転用地のみどりの保全、道路沿いのみどりのネットワークの形成や地区内の新たなみどりの創出に資する緑地の配置などを定め、できる限りの既存のみどりの保全や新たなみどりの創出に取り組んでいます。</p>
3	<p>既に決まったことを覆したり、やめたりする計画は、これまでに決まったことを支持し、受け入れてきた区民の期待や信頼に背くことになる。</p> <p>今回の計画改定は、区長の公約の実現のためであるとのことだが、公約実現という理由で、計画を変えることは拙速ではないか。</p>	<p>P1「実行計画」No.1と同様</p>
4	<p>私は中途失明の視覚障害者である。視覚障害者のデジタルデバイス解消で二つほど提案がある。</p> <p>1 購入サポートをしてほしい。</p> <p>一緒に買いに行つて 家まで来て設定までしてくれる人を派遣してほしい。</p> <p>2 教室の先生として同行支援のガイドさんを勧める。</p> <p>購入後いろいろな方に教えてもらってなんとかやっているが、その体験から私が一番分かり易く感じたのは視覚障害に慣れている健常者の方の説明である。</p>	<p>前段は、P33「デジタル化推進計画」No.5～6と同様</p> <p>また、デジタル機器の購入などについては、障害の状況にもよりますが、同行援護や居宅介護など既存の障害福祉サービスを組み合わせることで支援が可能と考えています。</p> <p>なお、デジタル機器利用促進に向けた講座等は、障害者対応に慣れた事業者等と協力して実施する予定です。</p>
5	<p>新区長体制になってから、パブコメの告知が増えたとは思いますが、まだHPや区報などでも関心のある人でないと探しづらいレベルだと思う。HPのパブコメ一覧に締切日を掲載してほしい。パブコメの制度自体についても1月1日区報には大きく載っていたが、今後もなんらかの啓発が必要。</p>	<p>パブリックコメント(区民等の意見提出手続)は、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的にしています。そのためには、多くの方に政策等の案を知っていただき、ご意見をいただくことが重要と考えます。今後も、様々な方法によりパブリックコメントを多くの方に周知し、ご理解いただけるよう努めていきます。</p>
6	<p>新しい区長のもとで区政を進めることになった以上、実行計画のもとにある「杉並区基本構想・総合計画」から見直し、それを実行計画に反映すべきである。区民にもわかりやすい人口・世帯・家族形態の変動や流出入状況および産業の状況について、現状と将来を町丁単位で示し、区民とともに考えるということから構想・計画を練り直すことが必要だ。</p>	<p>P1「実行計画」No.1と同様</p> <p>なお、令和6年度に実施することとしておりました杉並区総合計画を含む各計画の見直し(改定)につきましては、令和5年度に前倒して実施する予定です。その際は、改めて人口推計を行うことといたします。杉並区基本構想につきましては、今後10年程度の社会経済環境を見据えて策定したものであり、現時点において、見直し予定はありません。</p>
7	<p>パブコメに対し、意見を集めるだけで終わらせず検討し活かしてほしい。パブコメに対し、全ての項目に区民が意見を出すのは大変労力のかかることである。貴重な区民の意見を少しでも吸い上げてほしい。</p>	<p>P82「その他」No.5と同様</p> <p>いただいたご意見は、今般の一部修正案の検討(見直し)に限らず、今後の区政運営に生かしていきます。</p>

No.	意見概要	区の考え方
8	今後の経緯は、わかりやすく伝えてほしい。短時間の説明コメントがユーチューブで発信されていたが、とても良い取り組みだと思う。また、現行と修正案の比較はとてもわかりやすい。	今般の修正案は、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、検討(見直し)をした上で決定していきます。決定後は、区議会に報告するとともに、広報すぎなみや区公式ホームページなどによりご案内する予定です。なお、この度の修正は、計画事業等の一部を修正するものであることから、現行からの修正箇所が確認できるようにしました。
9	「杉並区基本構想」および「(8つの)分野ごとの将来像と取組の方向性」は、何をどこまで充実・発展させるのか、大項目毎に定量的な(現状対比)ターゲット値を示して頂くと、各分野にどこにどれだけの力を注ぐ方針なのが理解できるのではないかと感じる。それぞれの項目に関する定量目標の達成は、それぞれ時間軸も規模も異なるかと思うので、目標を定量的なマイルストーンを示して頂くと全体像がより理解されやすくなるのではないかと感じる。今回の「一部修正案」に関しても、「杉並区基本構想」「分野ごとの将来像と取組の方向性」とどう関連性があるか、どう位置付けられているか、の説明があると、より理解を深めることができる。	杉並区基本構想で掲げている分野ごとの将来像を実現するために、杉並区総合計画では延べ29の施策を定めています。現総合計画の計画期間は、令和4年度からの9年間としており、施策を達成するための指標(施策指標)を設定し、令和6年度、9年度、12年度における目標値をお示ししています。杉並区実行計画では、この施策指標の目標値を達成するために、実行計画事業各年度の事業量と実施時期、所要経費を明らかにしており、今般の一部修正は、実行計画事業等について修正するものになりますが、杉並区基本構想で掲げている分野と実行計画事業との関連は、「修正事業等一覧」としてお示ししているところです。
10	学校判断で、同じ区内で差が出るのはおかしいのではないかと。行きすぎた黙食指導をしないようにしてほしい。	区では、文部科学省や東京都の指針をもとに、「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を策定し、給食指導、感染予防を実施しています。食事中の会話についてはこのガイドラインを踏まえ、各学校で指導を行いますが、その際には各学校の感染状況や換気の状態等に応じて、児童・生徒に対し必要な指導を行っています。
11	特別支援学校に通う子が、マスクを着用できないことを理由に副籍交流を断られている現実がある。ガイドラインを逸脱した差別ではないか。一保護者として、事情があるなしに関わらず、マスク着用の自由化を望む。マスク着用による、子どもの育ちへの弊害に目を向け、子どもらしさのびのびと相手の顔を見て、密になって関わることが許される日を、心より望んでいる。子ども達が安心してマスクを外せるよう導くまでが、大人の役割ではないか。	各学校における教科等の指導や学校行事、その他の教育活動については、基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施するよう求めています。副籍交流については、本人の障害の特性及び状態や副籍校の実態を踏まえて、担任、特別支援教育コーディネーターと副籍校の担当者と相談しながら進めています。今後も基本的な感染症対策は継続しつつ、マスク着用ができないことのみを理由に断られることがないように取り組んでいきます。
12	提出日が年末年始の多忙な1月4日にしたのはなぜか。提出後の1月7日、9日は区役所は閉庁である。意見書を書くゆとりがほしい。	パブリックコメント(区民等の意見提出手続)の意見提出期間は30日以上とすることとしています。今般の手続は、12月1日を初日としましたので、年末年始による閉庁日(12月29日～1月3日)後の1月4日としたところです。ご意見は、今後の参考にさせていただきます。